

視覚障害者の同行援護事業に関する
実態把握と課題における調査研究事業
—— 報告書 ——

平成26年（2014年）7月

社会福祉法人日本盲人会連合

本事業は、教職員共済生活協同組合と全国労働者共済連合会の助成により実施されたものである。

— 目 次 —

はじめに

第Ⅰ章 事業概要	1
1. 調査事業の概要	2
2. 委員会の開催とアンケート調査の経過	4
第Ⅱ章 アンケート調査結果のまとめ	5
1. 調査結果と分析	6
【1】市町村調査 決定（利用）状況	6
【2】市町村調査 決定基準（院内・支給量）	23
【3】市町村調査 事業所・ガイヘル充足度 都道府県・市町村調査の経過措置把握	42
【4】都道府県調査 養成研修関係	54
【5】事業所調査（アンケートとヒアリング）	63
【6】利用者調査（ヒアリング）	77
2. 考察	92
第Ⅲ章 提言	99
委員名簿	102
附則	103
1. アンケート調査票	105
（1）都道府県	106
（2）市区町村	111
（3）事業所	117
2. アンケート集計結果	121
（1）都道府県	121
（2）市区町村	127
（3）事業所	159

編集後記

はじめに

1970年代に、ホームヘルパーから変容したガイドヘルパー派遣事業がスタートした。ガイドヘルパー派遣事業は、その後支援費制度を経て、障害者自立支援法の成立によって、移動支援事業として地域生活支援事業に位置づけられることとなった。地域生活支援事業は、市町村に事業内容が委ねられているため、一挙に地域間格差が拡大する結果となった。日盲連は、障害者自立支援法が審議される段階から、移動支援事業を国の義務的経費である個別給付としての自立支援給付（障害者福祉サービス）に位置づけるべきであることを主張してきたが、2010年に法律改正が行われることによって、ようやく全国一律の制度である障害者福祉サービスとしての「重度視覚障害者同行援護事業」が誕生した。

重度視覚障害者同行援護事業は、2011年10月にスタートし丸3年近くが経過しようとしているが、未だに制度の趣旨や目的が全国的に周知されない状態が続いている。また、この制度を利用する視覚障害者も、広域的な活動を行う者から、中高年の中途視覚障害者で歩行訓練も受けたことのない視覚障害者など、多様なニーズを有することから、制度運用のあり方も問われている。

ところが、この制度に対する自治体の理解が不十分であったり、この制度を担う事業所が順調に成長していないことに加え、最も重要な制度の担い手とも言うべき同行援護従事者（ガイドヘルパー）の確保が困難な地域が珍しくない。この制度が視覚障害者の社会参加を支える事業として発展していくためには、そうした実情を生み出している原因を解明し、地域間格差のない事業として発展させるための方策を講ずることが急務となっている。

私たちは、2015年に介護保険とともに障害者福祉サービスに関する報酬が改定されることをもふまえ、前記の問題点を解決するため、約半年間にわたる調査研究を行ってきた。そして、その結果をここにまとめるとともに、問題解決に向けた提言を行うものである。

第 I 章 事業概要

1. 調査事業の概要

事業名

視覚障害者の同行援護における実態把握と課題に関する調査研究事業

調査の目的

視覚障害者の歩行による移動は、単独歩行または、ガイドヘルパー等の同行者と移動をする二つの方法がある。

視覚障害者の外出保障の同行援護事業は、本来、全国一律でサービスを受けられる前提になっているが、現状では地域間格差が生じている。

そのような格差の実態を正確に把握するために、自治体に対するアンケート調査、視覚障害当事者へのヒアリング調査等を行うこととした。

今回の調査を通じて、どの地域に住む視覚障害者でも、公平に同行援護サービス享受し、より自由に、安心して外出できるよう、現状の格差を是正することを目的とする。

調査方法

(1) 自治体に対するアンケート調査

全国の下記の 353 自治体を対象とし、郵送にてアンケートを行った。

- ① 都道府県 (47)
- ② 政令指定都市 (20)
- ③ 東京 23 区 (23)
- ④ 中核市 (42)
- ⑤ 各都道府県の市町のうち、人口の上位及び下位 3 位の市町 (188)
- ⑥ 各都道府県の村のうち、人口上位 3 位の村 (33※)

※村のない都道府県は除外

(2) 視覚障害当事者に対するヒアリング調査

松山市 (6 名)、福岡市 (13 名)、高知市 (16 名)、福島市 (13 名) で、計 48 名の視覚障害当事者に対し、ヒアリング調査を行った。

調 査 期 間

平成 26 年 1 月 31 日(金)～2 月 28 日(金)

回 収 結 果

(1) 都道府県	43 カ所／47 (回収率 94%)
(2) 政令指定都市	17 カ所／20 (回収率 85%)
(3) 東京 23 区	22 カ所／23 (回収率 95%)
(4) 中核市	35 カ所／42 (回収率 83%)
(5) 市	69 カ所／94 (回収率 73%)
(6) 町	31 カ所／94 (回収率 33%)
(7) 村	2 カ所／33 (回収率 6%)

2. 委員会の開催とアンケート調査の経過

本報告書の作成にあたり、平成 24 年 1 月から 12 月までに下記のとおり検討委員会を 6 回開催し、アンケート調査を行った。

第 1 回検討委員会	期日：1 月 8 日（水） 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：調査目的の確認、意見交換、調査方法の検討
第 2 回検討委員会	期日：1 月 15 日（水） 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：アンケート調査票の確認、ヒアリング等日時確認
アンケート調査期間	期間：1 月 31 日（金）～2 月 28 日（金） 郵送にてアンケート調査票を発送 都道府県、東京 23 区、政令指定都市 中核市、その他市町村
第 3 回検討委員会	期日：4 月 1 日（火） 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：アンケートの中間報告と分析
考察・執筆担当者打ち合わせ	期日：5 月 14 日（水） 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：アンケート結果の報告、考察とまとめについて
第 4 回検討委員会	期日：6 月 6 日（金） 場所：日本盲人福祉センター 研修室 議事：報告書（案）の作成

第Ⅱ章 アンケート調査結果のまとめ

1. 調査結果と分析

【1】市町村調査 決定（利用）状況

（1）調査対象市町と同行援護決定（利用）状況の概要

表1～表3に、調査対象市区町と同行援護決定・利用状況（調査対象市区町の平均値）の概要を示した。中核市と東京23区（以下23区）の平均人口はほぼ等しいことが伺える。人口10万人当りの視覚障害者数（手帳数）は市部が320人で最も多く、23区は約200人で最も少なかった。政令指定都市（以下政令市）、中核市、町は約250人であった。村については回答数が2件だったため、全体の集計からは除外した。

同行援護の実施率は政令市、中核市、23区では100%、市は97%、町は81%であった。実施率は低くないものの、支給決定の内容は市、町では支給決定の数や実際の利用状況が著しく低かった。支給決定者の割合が最も多かったのは23区で、手帳を所持している視覚障害者の17.3%が決定を受けていた。次いで政令市は13.6%、中核市は11.5%、市は8.1%、町は僅か3.7%であった。

表1 調査対象市区町の概況

区分	人口 (人)	手帳数 (人)	10万人当り 手帳数(人)	同行援護 実施率	支給決定者数 (人)	支給決定者/ 手帳数
政令指定都市	1,445,144	3,806	262	1.000	519	0.136
中核市	402,185	1,011	251	1.000	117	0.115
市	105,152	285	270	0.971	23	0.081
23区	385,804	793	205	1.000	138	0.173
町	19,325	50	259	0.806	21	0.037

*表2、表3も同様、数値はすべて調査対象の1自治体当りの平均値である。

上述のように、市と町では支給決定を受けた者は少数だったが、支給決定者に対する利用実数の割合は65%から76%の間に収まっており、一見大きな違いは見られなかった。しかし、実際に同行援護を利用した利用実数については、町は1町当りの数は1.6人とあまりにも少ない。市もわずか15名であり中核市や23区と比べるとかなり少ないと言える。

次に利用実数の内訳（表2）を見ると、どの自治体区分においても身体介護を伴わない同行援護の方が、介護を伴うものよりも利用実数が多いことが分かる。政令市はほぼ等倍、町は2倍、中核市は2.5倍、市は4倍、23区は5倍といった具合である。

表 2 調査対象市区町における同行援護の利用実数

区分	利用実数 (人)	利用実数/ 支給決定者	身体介護に伴う 利用実数③	③/支給 決定者	介護伴わない 利用実数④	④/支給決定者
政令指定都市	335	0.702	158	0.311	167	0.329
中核市	75	0.645	21	0.174	55	0.447
市	15	0.652	3.4	0.157	11	0.499
23区	94	0.686	15	0.109	79	0.577
町	1.6	0.760	0.6	0.265	1	0.490

次に、表 3 により一人当りの同行援護総利用時間と、身体介護を伴う利用時間と身体介護を伴わない利用時間の割合を比較する。一人当りの総利用時間は 23 区が最も多く 28.8 時間である。次いで町が 27.6 時間、政令市が 23.4 時間、中核市が 19.8 時間、市が 19.5 時間で最も少なくなっている。町が上位に来ているが、町の利用実数は 1.6 人と低いことを念頭に置く必要がある。

次に、身体介護を伴う同行援護について一人当りの総利用時間を見ると、政令市が最も多く 24.7 時間、次いで 23 区が 22.2 時間、中核市が 21.8 時間、市が 17.4 時間、町が 16.1 時間である。身体介護を伴わないものについて見ると、町がもっとも多く 32.2 時間、以下 23 区の 30.0 時間、政令市の 20.4 時間、市の 19.8 時間、中核市の 19.0 時間と続いている。

表 3 調査対象市区町における同行援護の利用時間数と内訳

区分	総利用時間	一人当りの総 利用時間	身体介護に伴う 時間③	③の一人当り の時間	介護伴わない時 間④	④の一人当りの 時間
政令指定都市	7,825	23.4	3,901	24.7	3,414	20.5
中核市	1,487	19.8	466	21.8	1,049	19.0
市	308	19.5	64	17.4	229	19.8
23区	2,834	28.8	345	22.2	2,485	30.0
町	45.2	27.6	9.5	16.1	35.2	32.2

(2) 政令指定都市の状況

図 1-1 に政令市の人口と人口 10 万人当りの視覚障害者数を示した。人口が最も多いのが横浜市で 369 万人、最も少ないのが相模原市の 71 万人である。一方、視覚障害者が最も多いのは神戸市で 413 人、最も少ないのは川崎市の

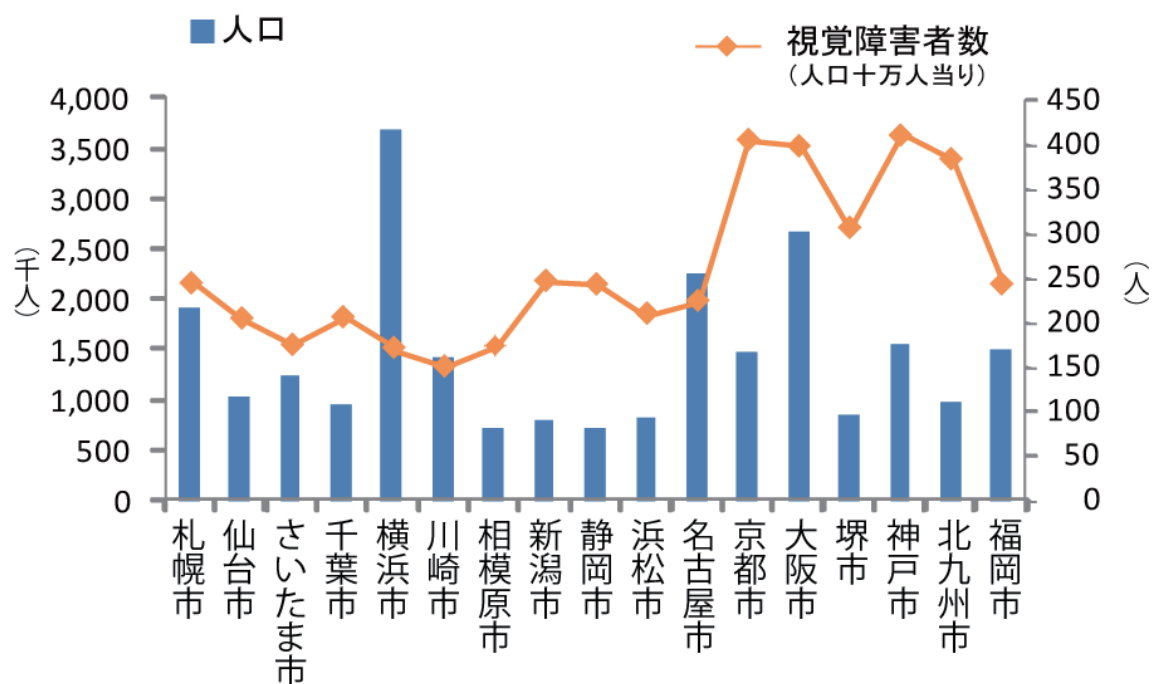


図 1-1 政令市の人口と視覚障害者数

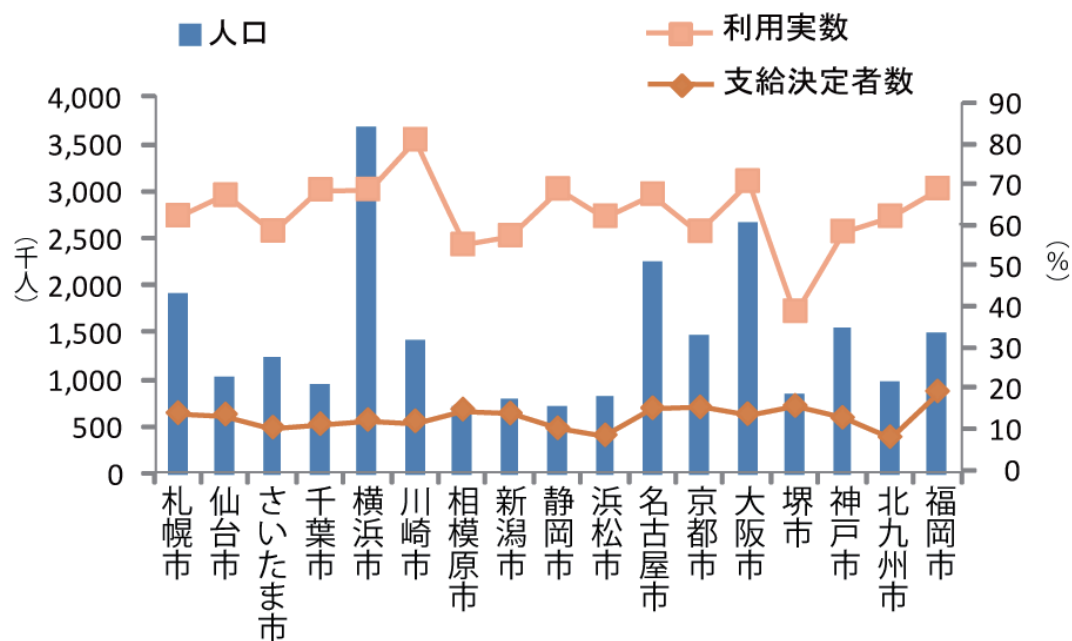


図 1-2 政令市の人口と同行援護支給決定者率及び利用者率

153 人である。視覚障害者数が 400 人を超える都市は神戸以外に京都（408）、大阪（401）と近畿地区に集中し、200 人以下の少ない都市はさいたま市（178）、横浜市（174）、相模原市（176）と関東地区に集中している。

図 1-2 は政令指定都市の人口と同行援護支給決定者率（支給決定者数を視覚障害者で除したものの、以下支給決定者率）及び同行援護利用者率（同行援護利用実数を支給決定者数で除したものの、以下利用者率）を示したものである。支給決定者率とは各自治体に居住する視覚障害者の中で、同行援護の支給決定を受けた者の割合を示している。利用者率は支給決定を受けた者の中で実際に同行援護を利用した者の割合を示している。

支給決定者率の平均は $13.3\% \pm 2.8\%$ であり、最高が福岡市の 19.5% 、最低が北九州市の 8.3% であった。その他、浜松市が 8.8% と低いものの、全体的にバラつきは少ないと言える。

利用者率の平均は $63.6\% \pm 9.0\%$ であり、最高は川崎市の 81.3% 、最低は堺市の 39.2% であった。最高と最低の差は大きい、その他は概ね 50% 代後半から 60% 代に集中している。

図 1-3 は同行援護支給決定者の内、身体介護を伴うものと伴わないものの支給決定者数に対する割合を示したものである。身体介護を伴う同行援護利用率が高いのは横浜、川崎、相模原、名古屋、大阪、堺、北九州の 7 市で、伴わないものの割合が高いのは札幌、仙台、埼玉、千葉、新潟、静岡、浜松、神戸の 8 市であった。その他、両者の割合がほぼ等しい自治体が 1（京都）、不明 1（福岡）があった。身体介護を伴う同行援護の実数が低い自治体があるものの、まったく行われていない自治体がないことは、政令市の特徴と思われる。

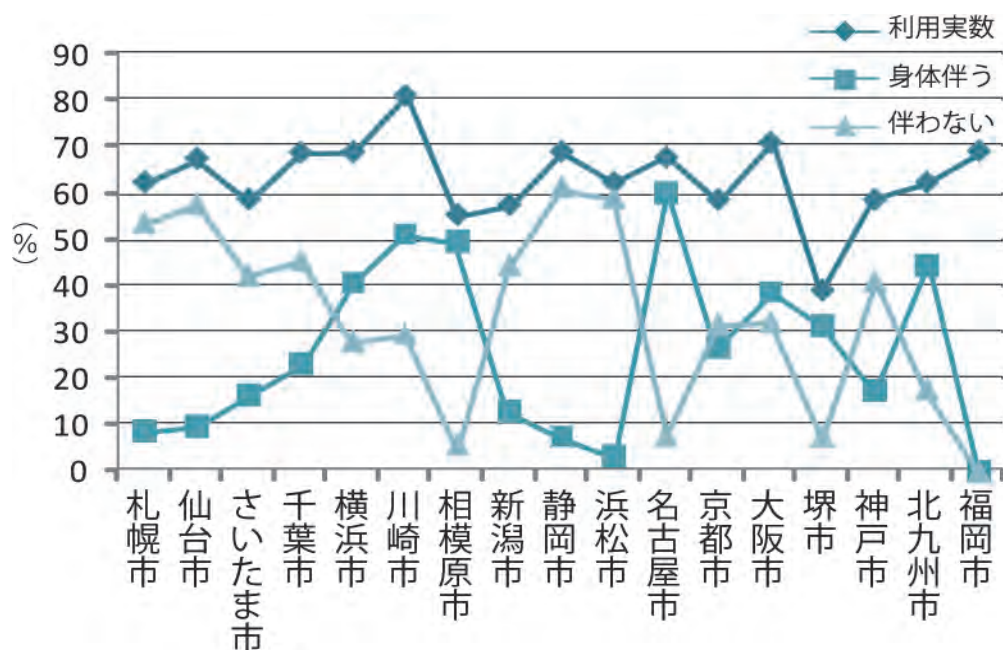


図 1-3 政令市における同行援護利用者実数の内訳

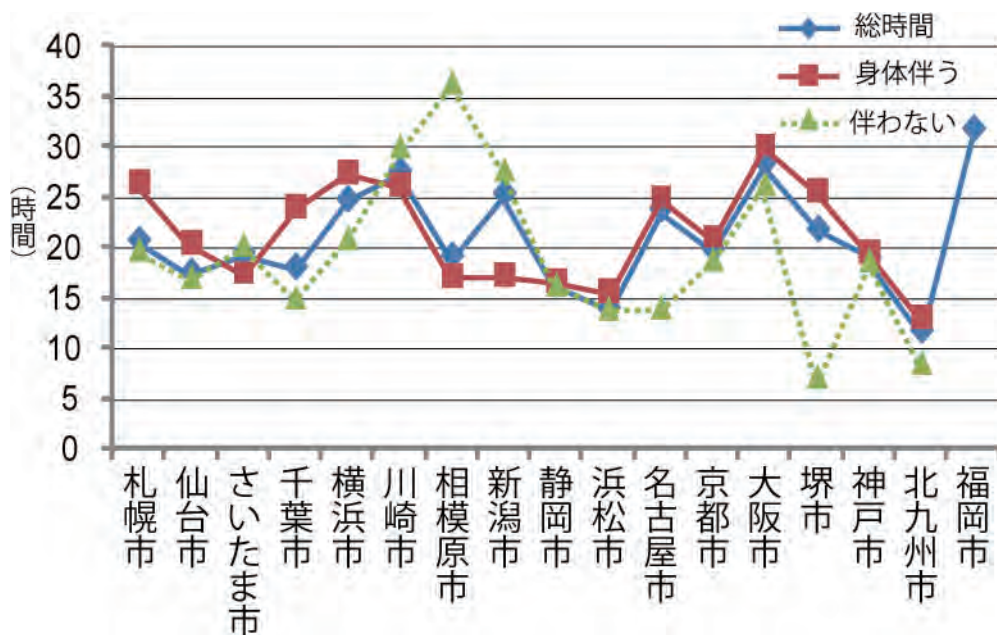


図 1-4 政令市における同行援護利用時間数の内訳

図 1-4 は政令市における同行援護利用時間の内訳を示したものである。総利用時間の平均は 21.3 ± 5.3 時間で、最も多いのは福岡市の 31.9 時間、最も少ないのは北九州市の 11.9 時間であった。

身体介護を伴う同行援護については、平均は 21.6 ± 7.2 時間で、最高は大阪市の 30.3 時間、最低は北九州市の 13.2 時間であった。最高の大阪市については、身体介護を伴わない同行援護も 26.4 時間と高い数字になっている一方で、最低の北九州市は 8.7 時間と、介護を伴わない同行援護でも低い数字になっている。

身体介護を伴わない同行援護については、平均は 19.6 ± 7.7 時間で、最高は相模原市 36.5 時間、最低は堺市の 7.3 時間であった。相模原市の介護を伴う同行援護は 17.3 時間で平均よりもやや低い程度、堺市は 25.8 時間で平均値よりもかなり高い数値を示している。

全般的な傾向としては、身体介護を伴うものと伴わないものの利用時間数の差が少ないことが、政令市における特徴であると思われる。

(3) 中核市の状況

図 2-1 に中核市の人口と人口 10 万人当りの視覚障害者数を示した。人口は船橋市と鹿児島市がほぼ同数の 61 万人で最も多く、函館市と下関市もほぼ同数の 28 万人でもっとも少ない。一方、視覚障害者が最も多いのは下関市で 406 人、最も少ないのは岐阜市の 126 人である。視覚障害者数が 400 人を超える

都市はほぼ同数の 405 人で松山市が続いている。150 人未満の自治体は岐阜市以外には見られないが、全体の平均が 254 ± 69 人で、バラつきがやや大きいと言える。

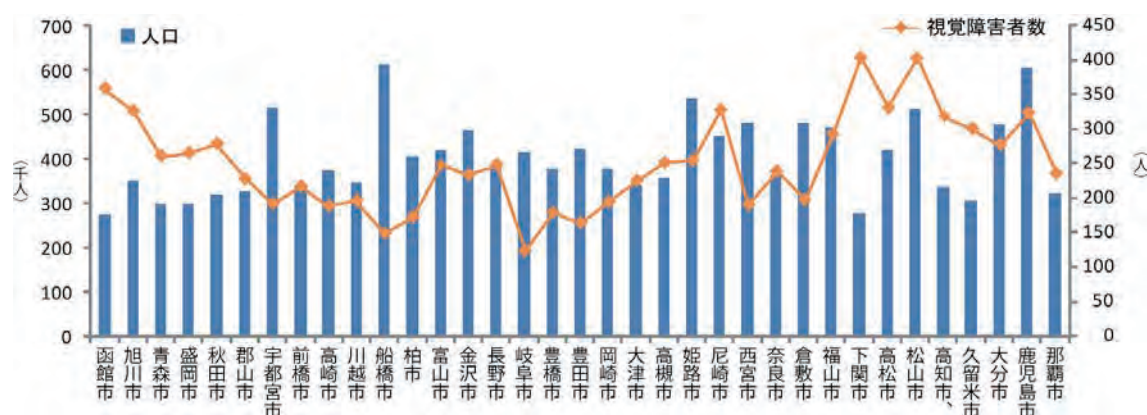


図 2-1 中核市の人口と視覚障害者数

図 2-2 は中核市の人口と支給決定者率及び利用者率を示したものである。支給決定者率の平均は $11.5\% \pm 5.0\%$ であり、最高が那覇市の 19.8% 、最低が金沢市の 2.8% であった。全般的にバラつきがやや大きく、金沢市を含め決定者率の低い 5% 未満の自治体は青森市、盛岡市共に 2.9% 、富山市 4.7% 、秋田市 4.8% の 5 箇所であった。一方で、決定者率の高い 16.5% 以上の自治体は那覇市をはじめ岐阜市 19.2% 、宇都宮市 18.9% 、高槻市 18.5% 、船橋市 18.1% 、尼崎市と松山市が 17.0% と 7 箇所であった。

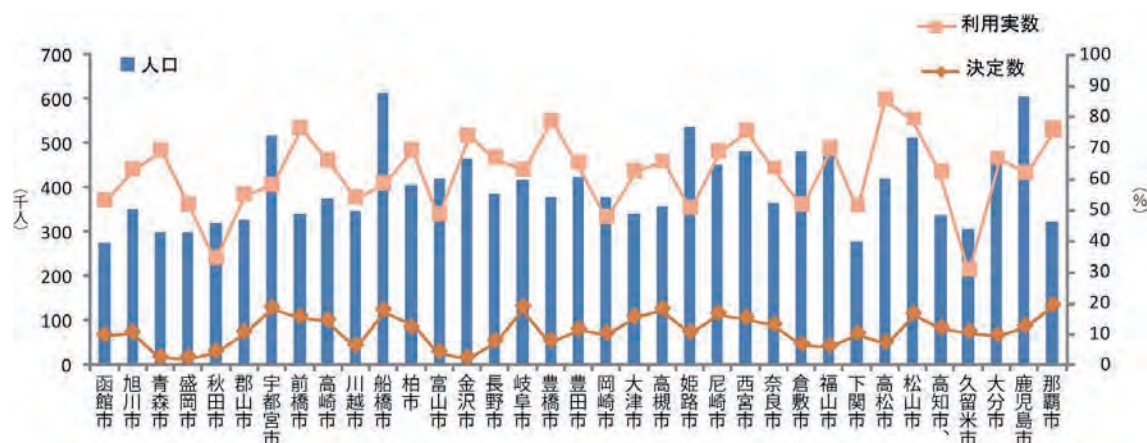


図 2-2 中核市の人口と同行援護支給決定者率及び利用者率

利用者率の平均は $62.5\% \pm 12.1\%$ であり、最高は高松市の 86.1% 、最低は久留米市の 31.1% であった。高松市をはじめとして、 75% 以上の高い率を示した自治体は松山市 79.7% 、豊橋市 78.9% 、前橋市 76.7% 、那覇市 76.3% 、尼崎市 75.9% の 5 箇所であった。中核市は政令市よりもバラつきはやや大きいと言える。

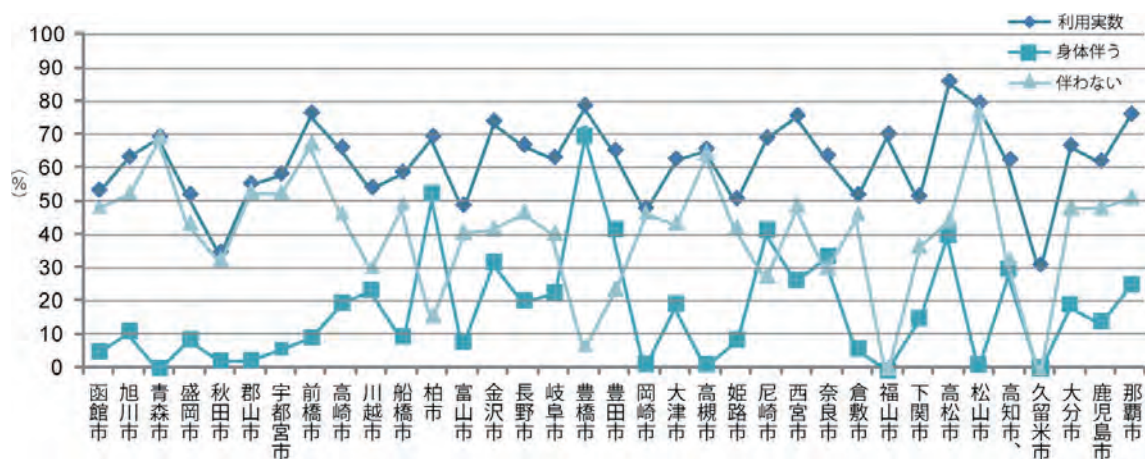


図 2-3 中核市における同行援護利用者実数の内訳

図 2-3 は中核市における同行援護支給決定者の内、身体介護を伴うものと伴わないものの支給決定者に対する利用数の割合を示したものである。身体介護を伴う方の割合は全般的に高くはないが、35 自治体中、豊橋市(71.9%)、柏市(53.9%)、豊田市(41.7%)、尼崎市(41.5%)の4自治体は身体介護を伴う同行援護利用者の割合が、伴わない利用者よりも高かった。身体介護を伴う同行援護を全く実施していないと回答したのは青森市の1箇所のみであった。

身体介護を伴う同行援護利用者率の平均は $18.6\% \pm 7.1\%$ 、伴わない利用者率の平均は $42.7\% \pm 17.5\%$ で、伴わない利用者率は平均で2倍以上になっている。

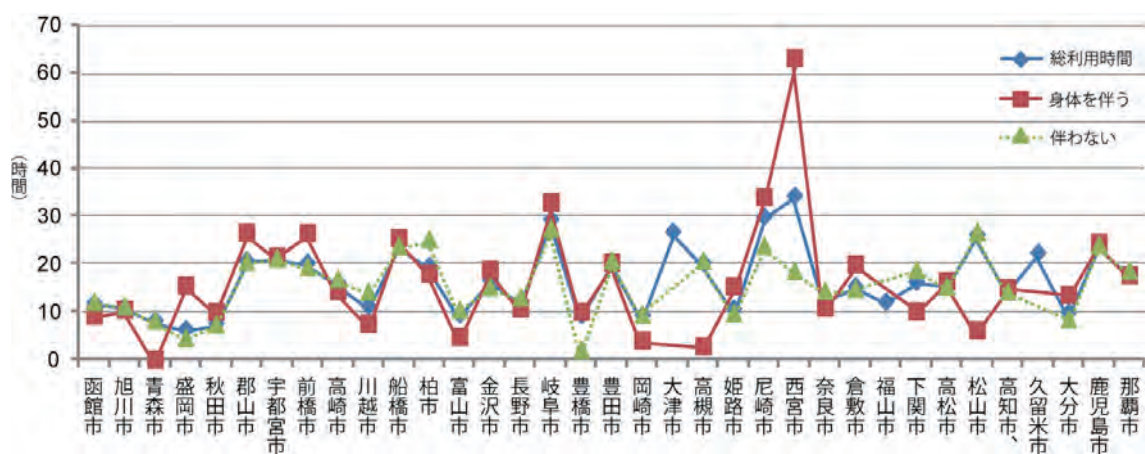


図 2-4 中核市における同行援護利用時間数の内訳

図 2-4 は中核市における同行援護利用時間の内訳を示したものである。総利用時間の平均は 17.0 ± 7.1 時間で、最も多いのは西宮市の34.2時間、最も少ないのは盛岡市の6.3時間であった。

身体介護を伴う同行援護については、平均は 16.7 ± 12.3 時間で、最高は西宮市の 62.9 時間であった。身体介護を伴わない同行援護については、平均は 15.9 ± 7.7 時間で、最高は岐阜市の 27.4 時間であった。

全般的な傾向としては、身体介護を伴うものと伴わないものの利用時間数の差が政令市と同様に少ないが、バラつきがやや大きいと言える。西宮市の身体介護を伴う利用時間の多さが突出していることが目立っている。

（４）市（政令市・中核市以外の 69 市）の状況

図 3-1 に市の人口と人口 10 万人当りの視覚障害者数を示した。人口は最高が 468,000 人の千葉県市川市から、約 1/25 規模の人口 19,000 人の高知県安芸市まで大きな差があり、人口規模は様々である。さらに、視覚障害者数も政令市や中核市には見られない特徴が見られる。全般的に視覚障害者数が多く、平均で 325 ± 134 人、最高が高知県安芸市で 895 人、最低は愛知県みよし市の 134 人であるが、400 人代の自治体が 10 箇所、500 人代の自治体が 3 箇所、600 人代の自治体が 1 箇所見られた。それらの多くは人口の多くない地方都市である。

図 3-2 は市の人口と支給決定者率及び利用者率を示したものである。支給決定者率の平均は $6.1\% \pm 4.4\%$ と極めて低調である。同行援護を実施していない 2 市以外にも、支給決定者なしが 4 市あり、さらに支給決定者 1 名が 7 市、2 名、3 名、4 名が各 3 市に見られ、これだけで 20 市を占めている。

利用実数の割合は平均で $64.6\% \pm 30.1\%$ と、一見政令市や中核市と同格のようにも見えるが、標準偏差の大きさと、支給決定者数があまりにも低い自治体が多いため、同行援護事業がそれぞれの自治体で十分な割合で行われているとは言えない。

図 3-3 は各市における同行援護支給決定者の内、身体介護を伴うものと伴わないものの利用数の割合を示したものである。そもそも利用実数が少ないことと、19 の自治体では身体介護を伴う同行援護を、12 の自治体では介護を伴わない同行援護を行っていないことから、グラフがジグザグに大きく変動している。利用実数で見ると、身体介護を伴う同行援護の平均実施人数は 4 ± 6 人、伴わない同行援護の平均が 11 ± 17 人である。

図 3-4 は各市における同行援護利用時間の内訳を示したものである。総利用時間のグラフ線と身体介護を伴わないグラフ線が多くの部分で重なっていることがわかる。しかしながら、いくつかの自治体で身体介護を伴う同行援護を多く実施している様子が見られる。身体介護を伴う同行援護を一人当たり平均 30 時間前後提供している自治体を列挙すると、大阪府八尾市 29.2 時間

(4 人)、鳥取県米子市 29.5 時間 (1 人)、山口県宇部市 31 時間 (3 人)、宮崎県延岡市 30.3 時間 (4 人) の 4 市が上げられる。同様に身体介護を伴わない同行援護について列挙すると、福島県田村市 55.8 時間 (4 人)、東京都羽村市 34.3 時間 (2 人)、福井県小浜市 34.3 時間 (12 人)、滋賀県草津市 28.8 時間 (11 人)、京都府舞鶴市 28.4 時間 (36 人)、大阪府八尾市 31.6 時間 (55 人)、宮崎県延岡市 33.2 時間 (31 人) の 7 市が上げられる。しかしながら、母数は 61 市であり、同行援護の実施率は概ね低いと言える。

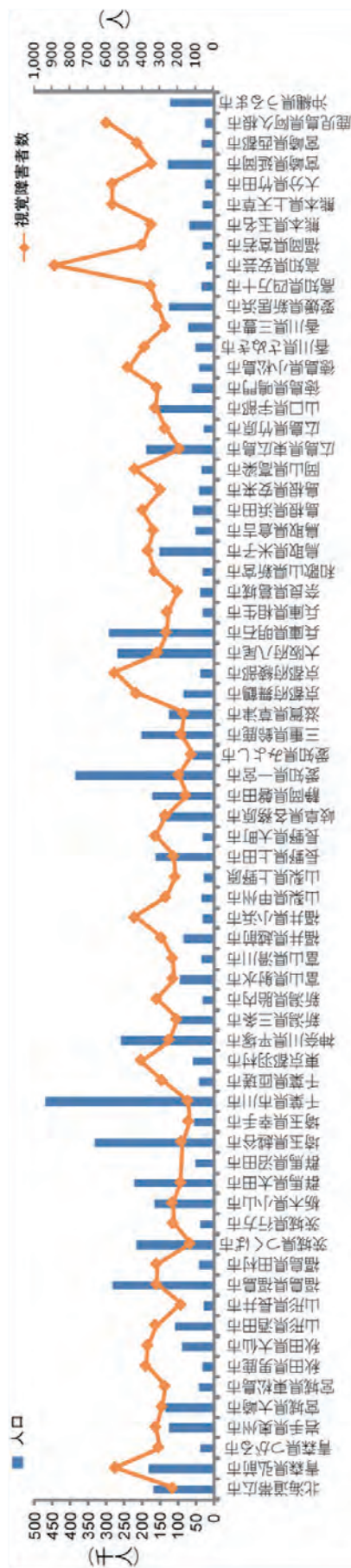


図 3-1 市における人口と視覚障害者数

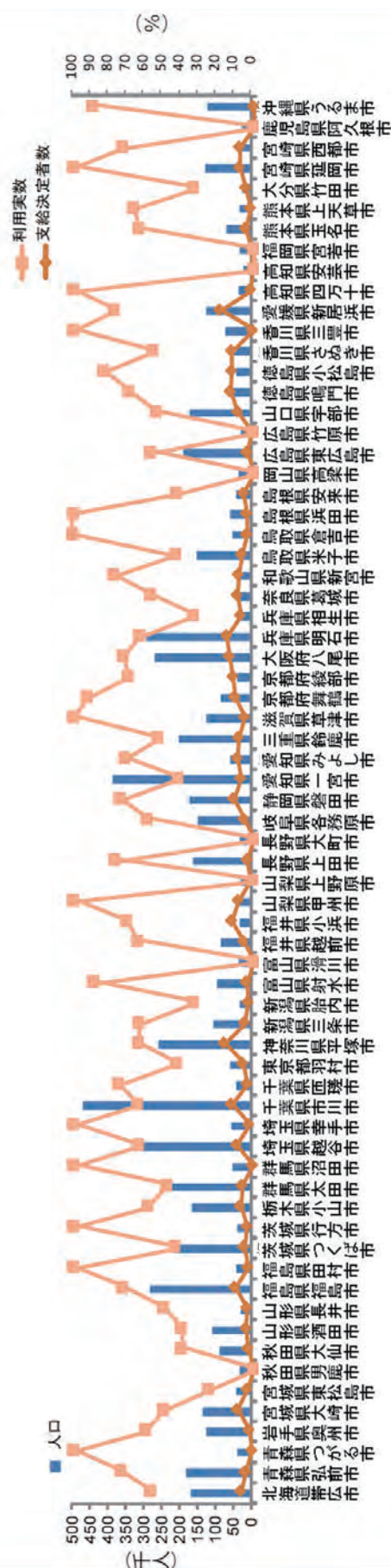


図 3-2 市における人口と同行援護支給決定者率及び利用率

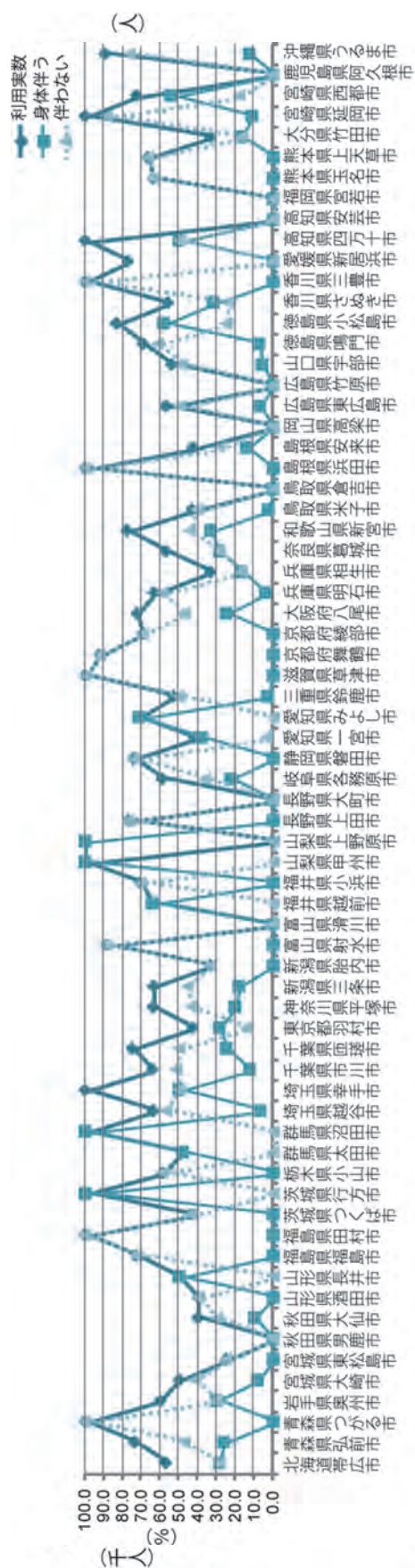


図 3-3 市における同行援護利用者実数の内訳

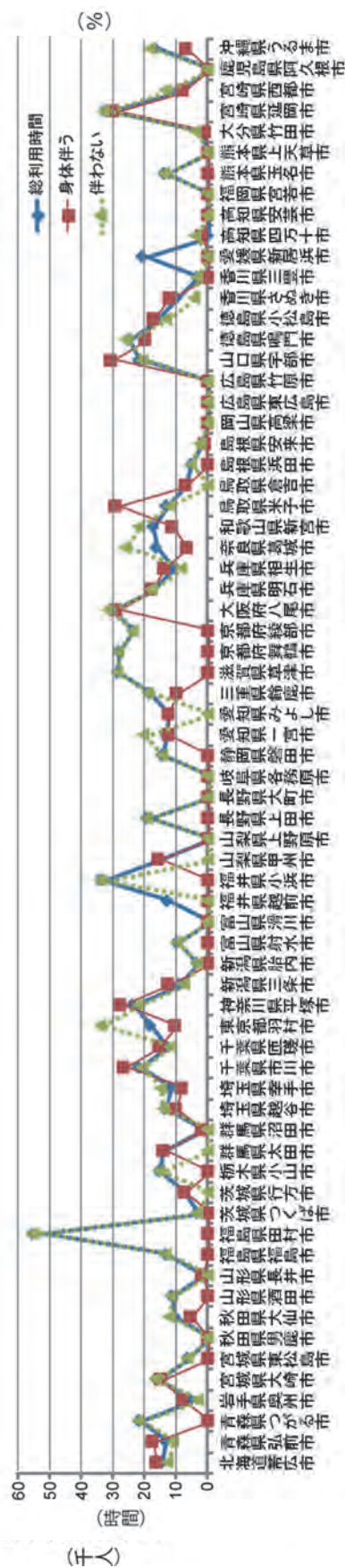


図 3-4 市における同行援護利用時間数の内訳

(5) 東京 23 区の状況

図 4-1 に東京 23 区（以下 23 区）の人口と人口 10 万人当りの視覚障害者数を示した。人口が最も多いのが世田谷区で 86 万人、最も少ないのが千代田区の 5 万人である。一方、視覚障害者が多いのは台東区 288 人、北区 284 人で、少ない港区 134 人、目黒区 136 人、中央区 142 人の約 2 倍である。

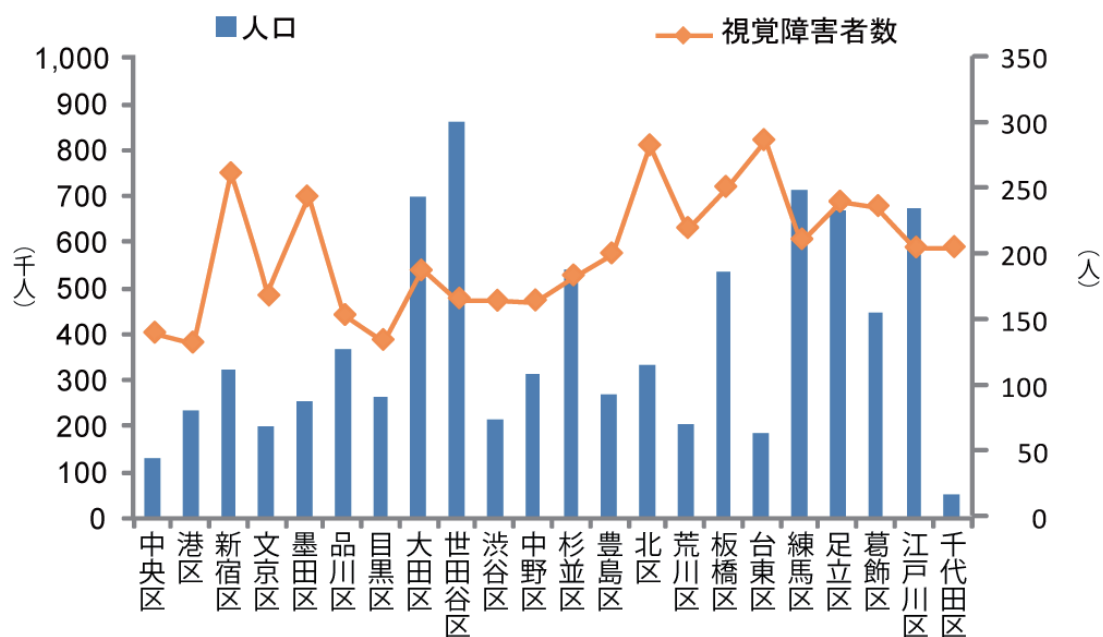


図 4-1 23 区の人口と視覚障害者数

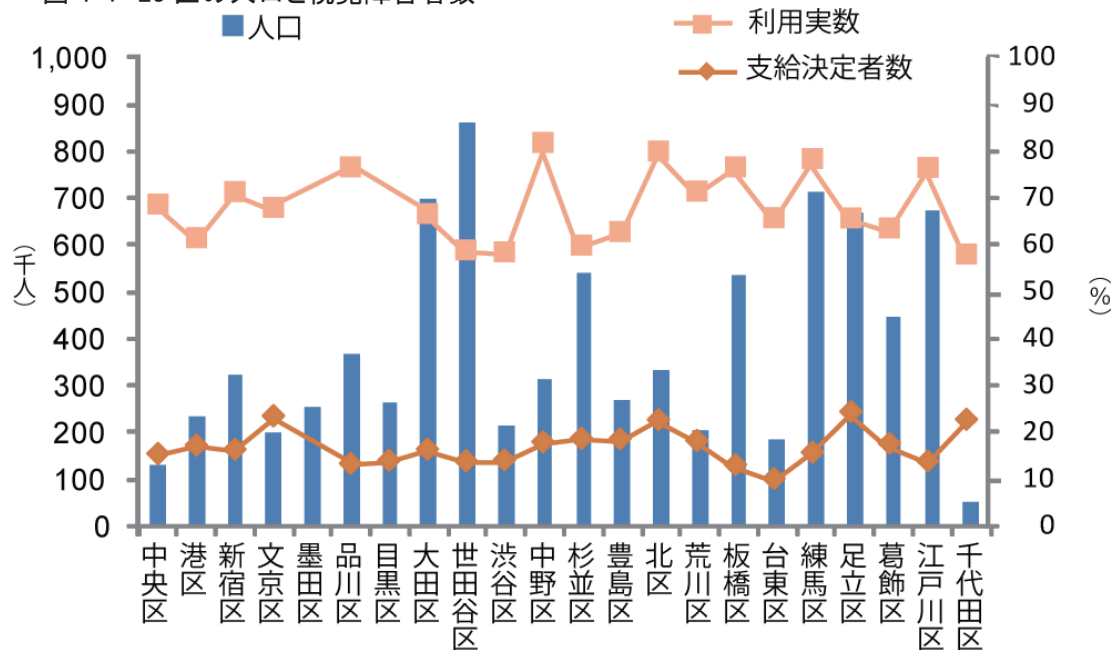


図 4-2 23 区の人口と同行援護支給決定者率及び利用者率

図 4-2 は 23 区の人口と同行援護支給決定者率及び同行援護利用者率を示したものである。支給決定者率の平均は $16.6\% \pm 5.2\%$ であり、最高が足立区の 24.7% 、最低が台東区の 10.4% で、最大約 2.5 倍の開きが見られた。支給決定者率は文京区 (23.8%)、北区 (23.0%) も高かったが、3 区が共通して自治体の規模が大きいわけでも、視覚障害者数が多いわけでもなく、共通の要因は見られない。利用者率の平均は $66.0\% \pm 5.2\%$ で、最高が 82.1% (中野区)、最低は 58.3% (千代田区) であった。50%代後半(千代田区、渋谷区、世田谷区)から 60%代前半(港区、杉並区、豊島区、葛飾区)の低い水準に 7 区が入っている。政令市や中核市と比較して必ずしも水準が低いわけではないが、80%以上の自治体が 2 箇所、70%代の自治体が 6 箇所もあるために低さが目立っている。

図 4-3 は同行援護支給決定者の内、身体介護を伴うものと伴わないものの支給決定者に対する利用数の割合を示したものである。身体介護を伴う同行援護の利用率の平均は $11.9\% \pm 8.9\%$ で、最高は 39.2% (渋谷区)、最低は 0% (品川区) であった。0 は論外とも言えるが、23 区の身体介護を伴う同行援護の実施率は全体的に著しく低調であることが特徴になっている。渋谷区 (39.2%) と千代田区 (29.2%) が突出しているように見える。身体介護を伴わない同行援護の利用率の平均は $56.8\% \pm 14.3\%$ であり、低調な介護を伴う同行援護に対して全般的に高い利用率となっている。

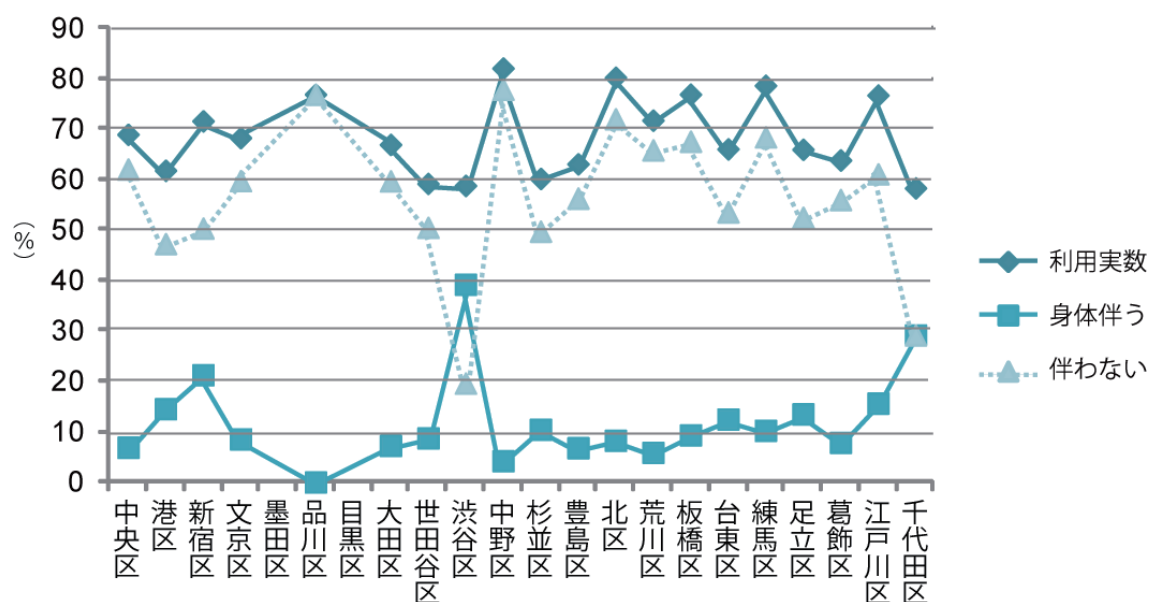


図 4-3 中核市における同行援護利用者実数の内訳

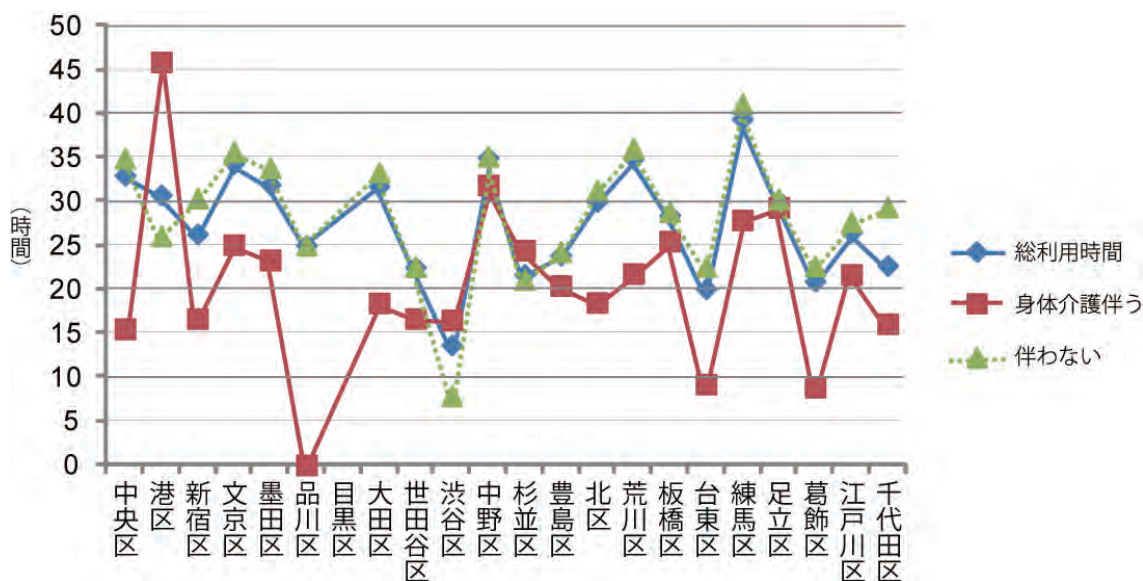


図 4-4 23 区における同行援護利用時間数の内訳

図 4-4 は 23 区における同行援護利用時間の内訳を示したものである。身体介護を伴う同行援護の平均は 20.7 ± 9.4 時間、伴わない同行援護の平均は 27.3 ± 9.3 時間で、身体介護を伴う同行援護は伴わないものよりも平均で 30% ほど低くなっている。唯一、港区では介護を伴う同行援護の平均時間が 45.9 時間（対象者 4 名の平均）と突出している。また介護を伴わない同行援護の利用時間数については他の市町村よりも平均的に高く、30 時間を超える自治体が半数を占めている。

（6）町（31 町）の状況

図 5-1 に市の人口と人口 10 万人当りの視覚障害者数を示した。人口は最高が 38,700 人の愛知県幸田町、最低が 4,900 人の和歌山県九度山町である。人口以上に視覚障害者数には大きな差があり、最高は長崎県新上五島町の 630 人、最低は愛知県幸田町の 62 人と 10 倍の差になっている。その他、視覚障害者数の多さが際立っているのは熊本県芦北町 599 人、兵庫県稲美町 466 人、鹿児島県湧水町 443 人、宮崎県国富町 428 人である。

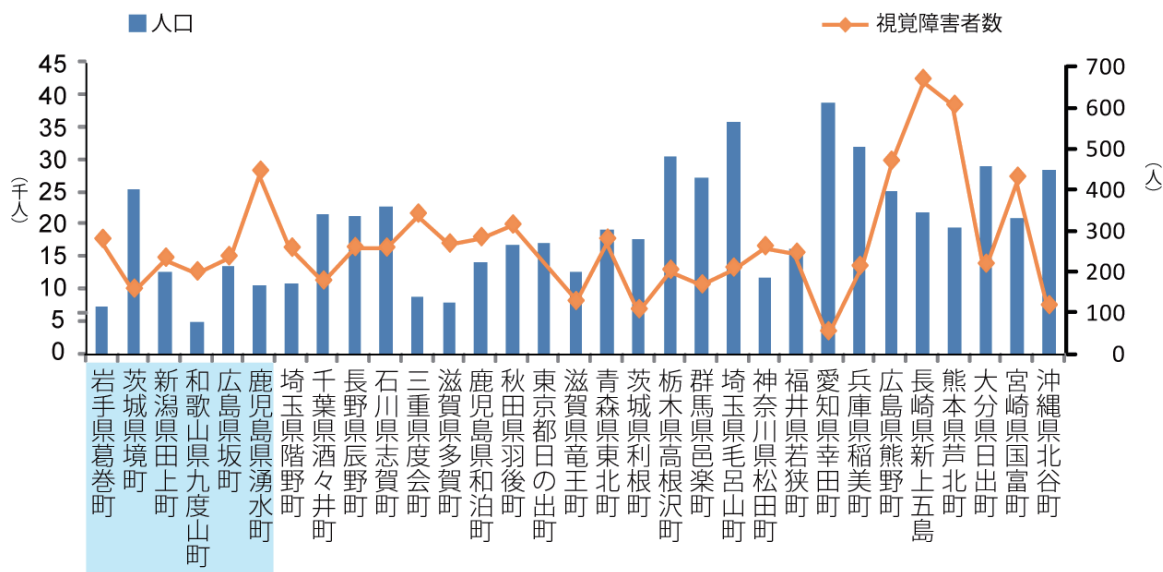


図 5-1 町の人口と視覚障害者数

図 5-2 は町の人口と支給決定者率及び利用者率を示したものである。一見してわかるように、同行援護未実施の自治体が 6 箇所、実施はしているものの支給決定人数 0 の自治体が 7 箇所あり、実質的に 4 割の町では同行援護が実施できていないという現実がある。支給決定者は調査対象合計で 46 人、同行援護を実施している 1 町当りの平均は 3.1 人、これは手帳所持者の 3.1% に過ぎない。利用実数は 1 町当り 2.3 人である。

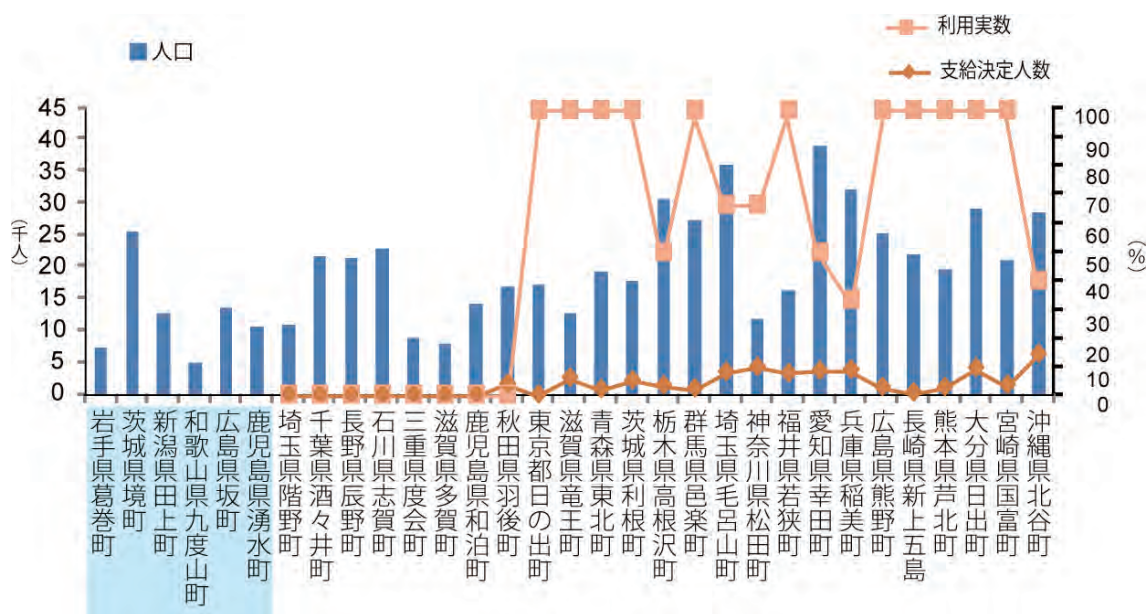


図 5-2 町の人口と同行援護支給決定者率及び利用者率

図 5-3 は各町における同行援護支給決定者の内、身体介護を伴うものと伴わないものの支給決定者に対する利用数の割合を示したものである。介護を伴うものと伴わないもの両者を実施している町は 4 箇所のみである。介護を伴う同行援護の利用実数は全体で 12 人、1 町当り僅か 0.9 人である。介護を伴わないものの利用実数は全体で 22 人、1 町当り 1.5 人である。

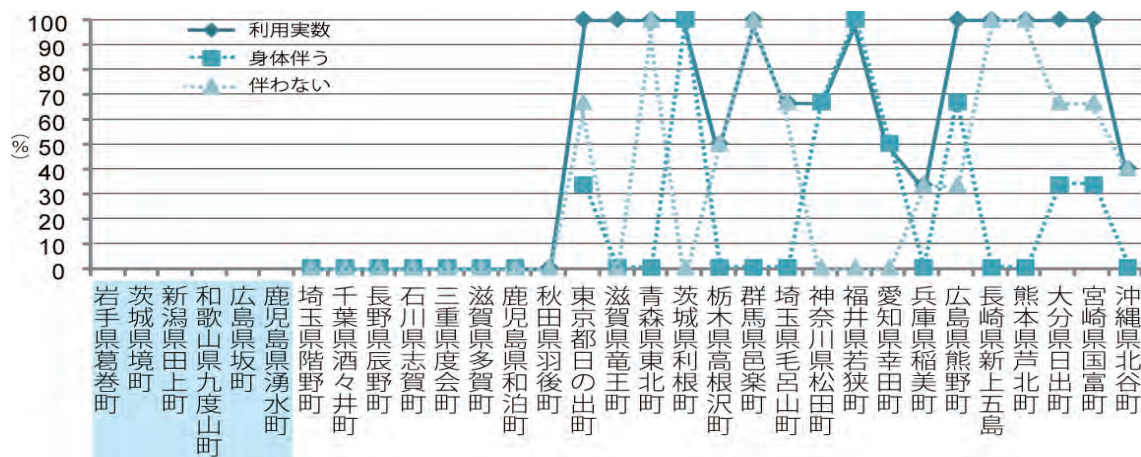


図 5-3 町における同行援護利用者実数の内訳

図 5-4 は各町における同行援護利用時間の内訳を示したものである。一目で全般的に低調なことが見て取れる。比較的バランス良く同行援護が提供できているのは東京都日出町と広島県熊野町の 2 町である。埼玉県毛呂山町では、身体介護を伴わない同行援護の実施時間が、決定者 4 名に対して平均 101 時間と突出している。福井県若狭町では身体介護を伴う同行援護を 3 人に対して 41.5 時間平均で実施している。沖縄県北谷町では身体介護を伴わない同行援護を 2 人に対して 51.8 時間平均で実施している。

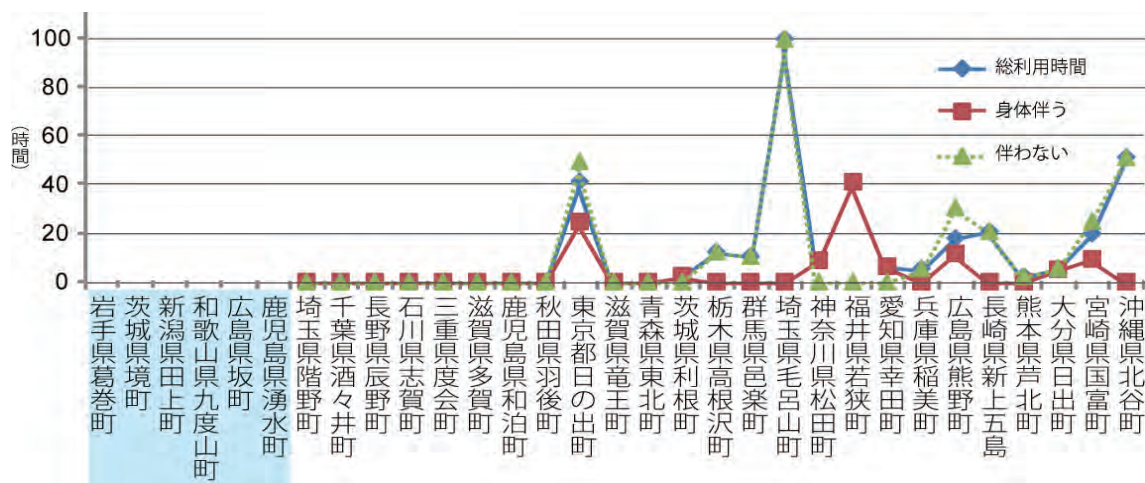


図 5-4 町における同行援護利用時間数の内訳

参考資料

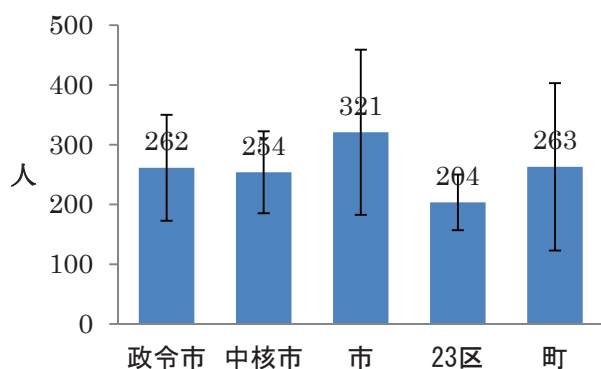


図 6-1 区分別視覚障害者数

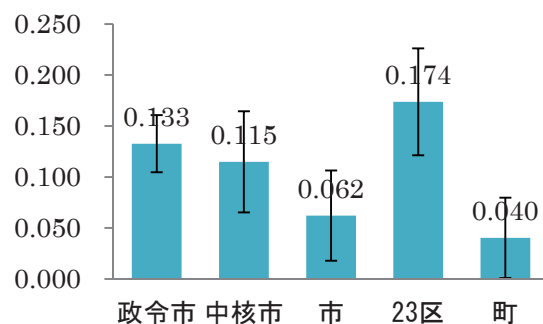


図 6-2 区分別同行援護実施率

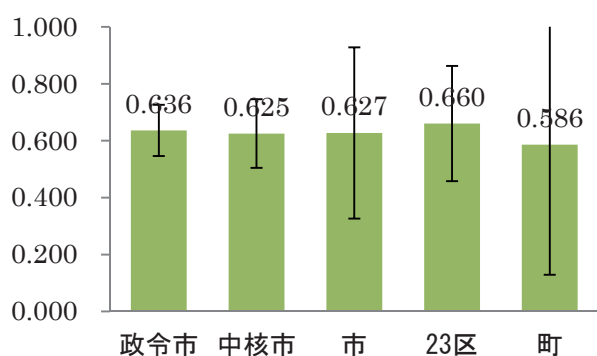


図 6-3 区分別支給決定者率

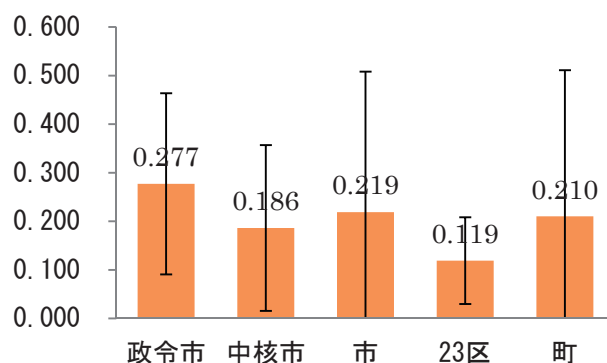


図 6-4 区分別身体介護を伴う援護実施率

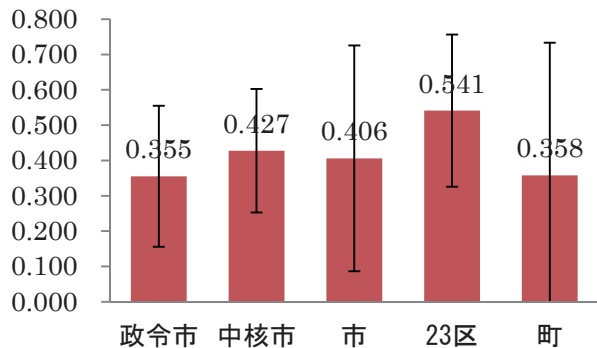


図 6-5 区分別身体介護を伴わない援護実施率

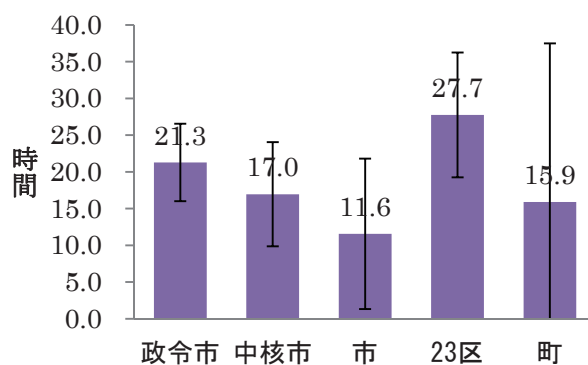


図 6-6 区分別同行援護総支給時間

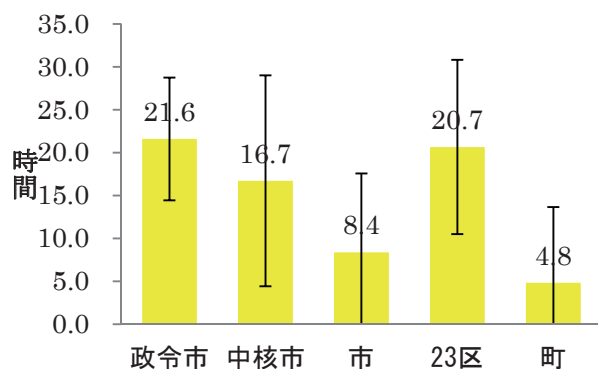


図 6-7 区分別身体介護を伴う援護支給時間

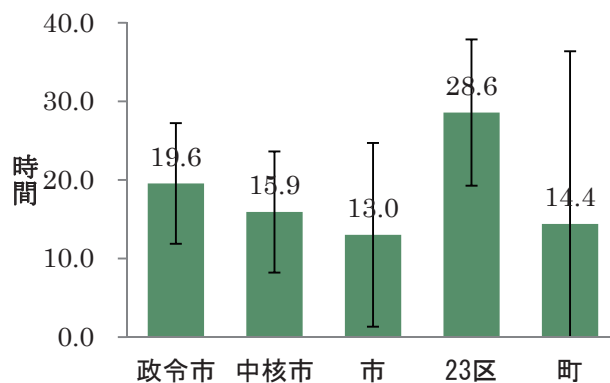


図 6-8 区分別身体介護を伴わない援護支給時間

【2】市町村調査 決定基準（院内・支給量）

〔1〕地域格差について

（）内は「支給決定者数／手帳数＊100」の平均値

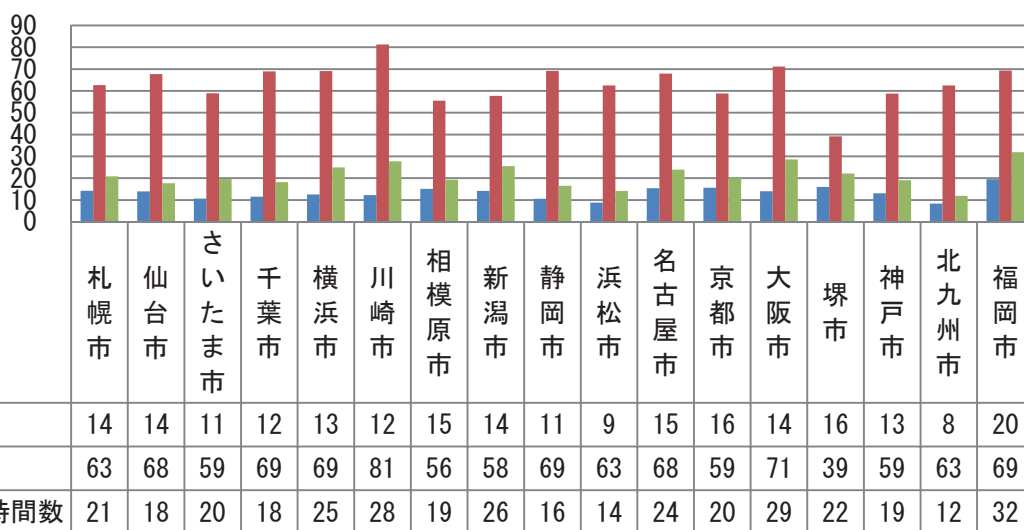
都市部を中心に支給決定者数が多く、自治体規模、対象者が少なくなればなるほど少ない状況である。しかしながら支給決定者数全体の実利用者数の割合として一部例外はあるが6割程度の利用率となっている。

このことから同行援護を知っている方についてはおおむね利用価値のあるサービスであることがうかがえる。

また都市部において利用価値が高まるサービスとみられる。

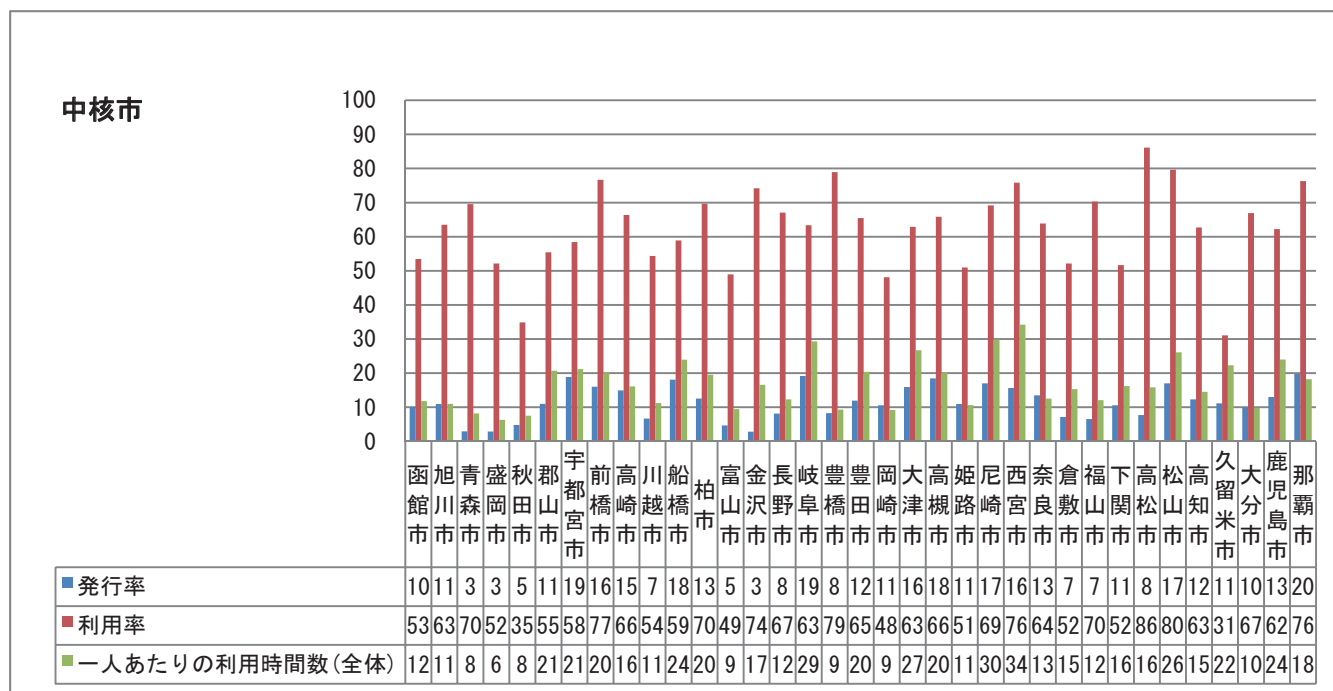
➤ 政令市（13.6%）

政令指定



全体的に支給決定者数がほぼ同率を示していることから、周知及びサービス内容においてバランスが取れていると思われる。

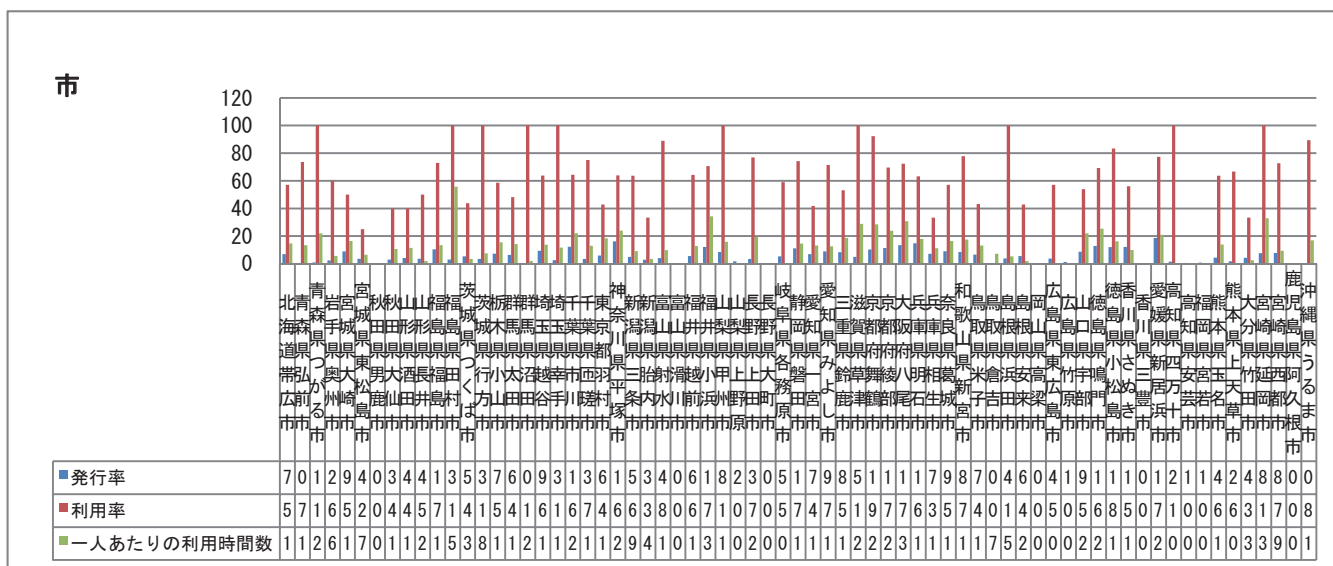
➤ 中核市（7.7%）



北日本での人口に対する受給者数が一桁台で受給者証発行実績が少ない。
全体的に同行援護に関しては内容が明確になったことが評価されている。

➤ 市（5.1%）

（ここで利用率 100%とあるのは数値の無いもの）



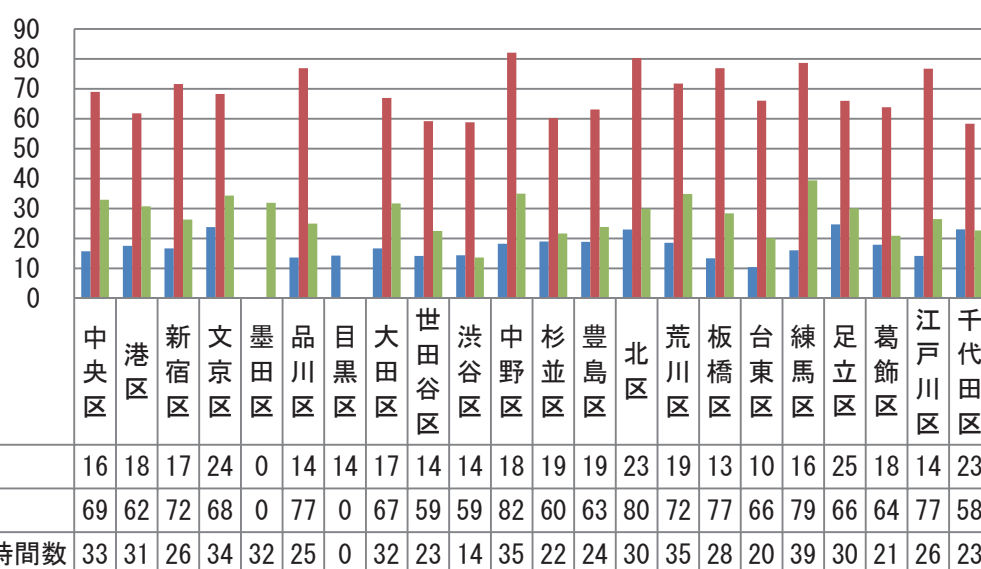
支給受給者数の利用率では 4 割で平均より低い。制度の周知の状況が低いと思われる。また視覚障害者が利用しやすいサービスと理解しながらも、対応できる事業所が少ないことも原因と考えられる。

一方移動支援では知的障害等の利用者も存在するため、事業所もあり移動支援の受給を出しやすくしていることも考えられる。

また自治体の格差が大きい。

➤ 23 区 (16.6%)

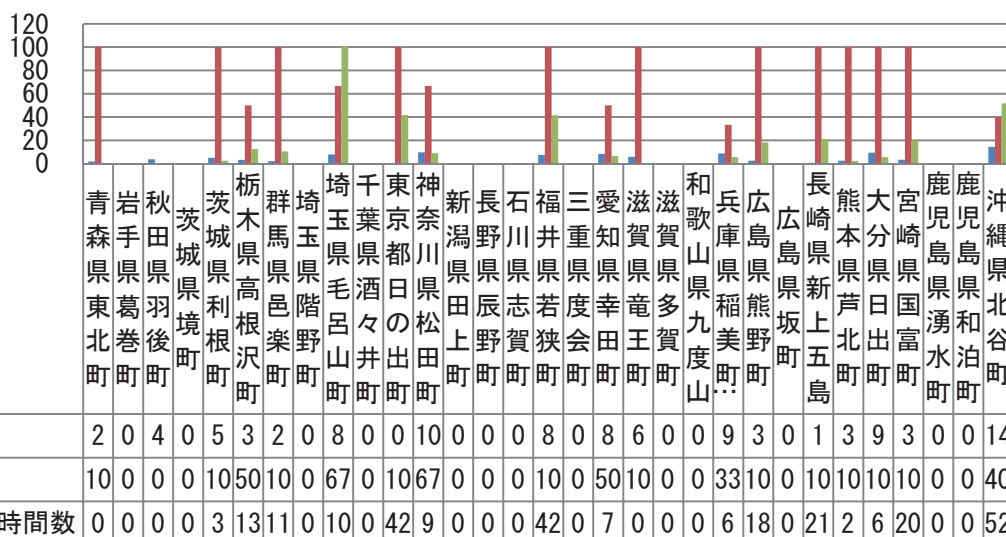
23区新



おおむね政令都市より高い数値となっているか、それ以上の利用率となっている区もある。

➤ 町 (3.4%)

町新



平均値を下回っている町が7割弱となっている。

市と同様にサービスを提供している事業所が少ないことが原因として挙げられる。これは算定単価の低さや、通院等介助、乗降介助等の同行援護との関係性が明確でないことも推測される。

➤ 村 (3.7%)

利用者のニーズ

〔2〕計画相談支援との関係性

通院等介助（乗降介助含む）と同行援護の関係性を明確にしている自治体は、計画相談支援に基づいた通院等通院利用は通院等介助であり、突発的な通院は同行援護を利用可としている自治体が多い。

しかし、視覚障害者にとっての利便性を考えれば同行援護での通院は、専門的な知識と技術を持ったヘルパーが対応してくれることが安心につながることを考えると、通院も含めて同行援護の利用が最も適当であると思われる。

介護保険で介護度が出なかった場合、障害福祉サービスでの同行援護利用が可能という考えかたもあるが、その基準を明確にしている自治体もあり、柔軟性が必要と思われる。そのためには、通院に対する利用基準の明文化が必要である。

計画相談支援での周知、理解不足により、サービスを切り分けして考えがちになっている。

同行援護が病院利用に対して明確でないことによって、院内介助の取扱いが、原則院内は医療事業者が行うべきとの考えが同行援護での通院、院内介助を阻んでいる事が考えられる。

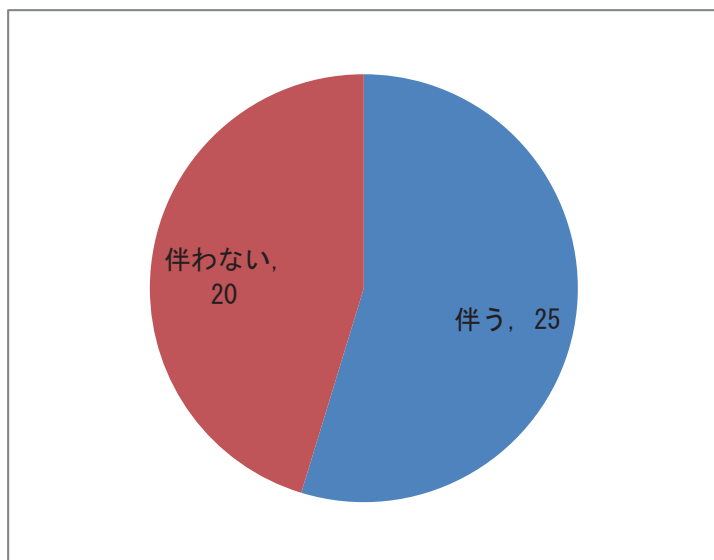
利用者が少ない自治体ほど基準受給量を定めていない利用がないために定める必要も無いと思われる。

また逆に利用者が多い自治体は通院等介助と同行援護の利用の関係性を柔軟にしている。

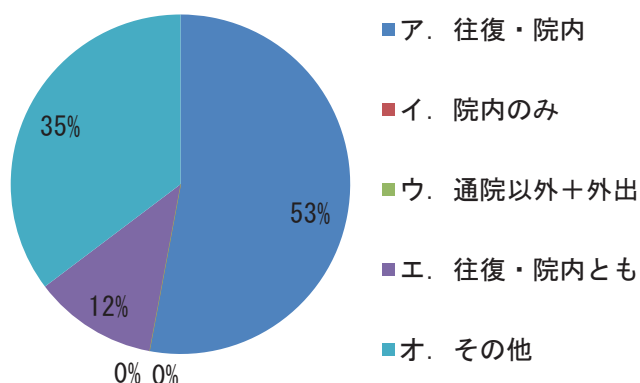
〔３〕通院利用について

都市部から市町村と規模が小さくなるほど、対象者が少ないことから多様な利用の仕方となっている。

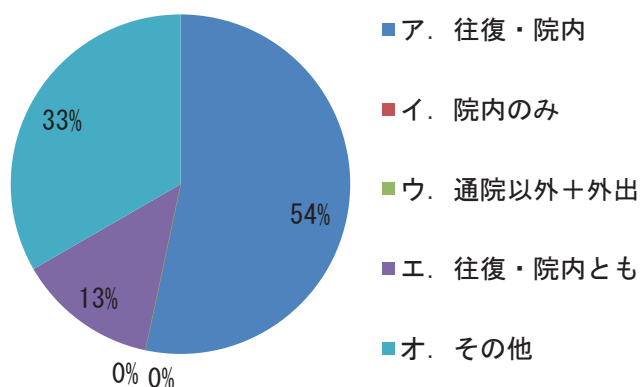
➤ 政令市



**Q4. 障害程度区分を受けた
視覚障害者の通院（政令指定）**



**Q5. 介護保険要介護認定者の通院利用
（政令指定）**

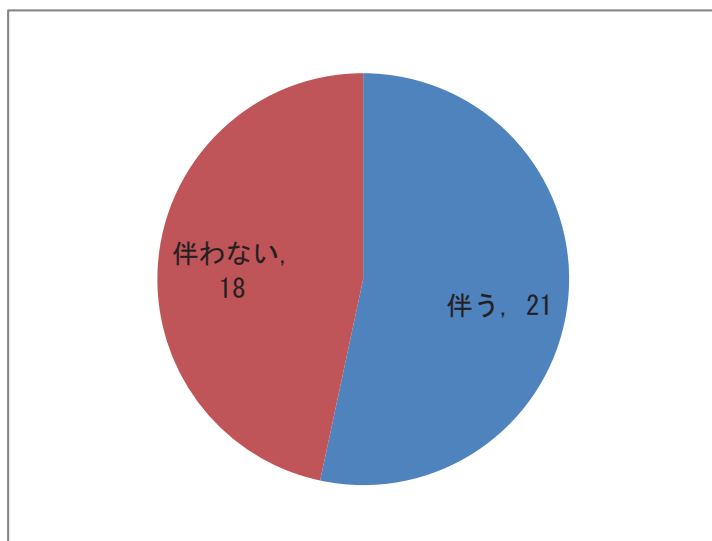


院内のみ、通院以外+外出の割合が0となっていて、同行援護と通院等介助を明確にしている場合が多いが、視覚障害者の状況に応じて同行援護を支給決定している自治体が約8割となっている。

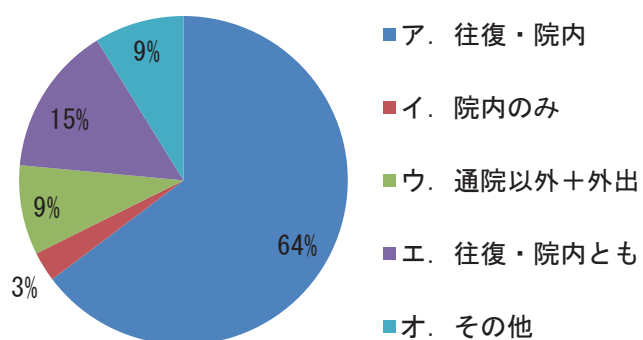
院内においては主治医および医療機関の了承を得る、突発的な通院については同行援護利用が可能と基準を示している場合が多い。

介護保険を利用している方への同行援護利用は、介護度が上がるにつれて同行援護では対応できるのかという課題があげられている。

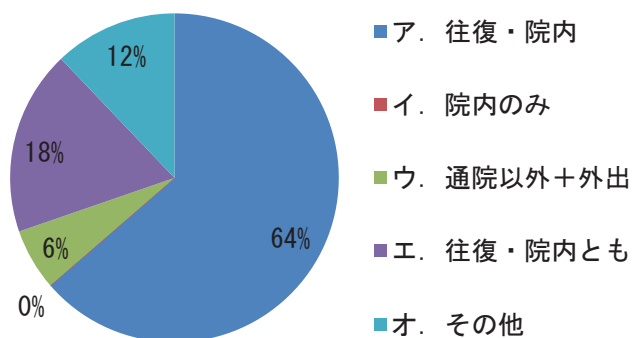
➤ 中核市



Q4. 障害程度区分を受けた視覚障害者の通院(中核市)



Q5. 介護保険要介護認定者の通院利用(中核市)



通院利用でも、視覚的情報が知りたいという場合は同行援護利用可能としている。

身体障害者手帳等級により判断している。

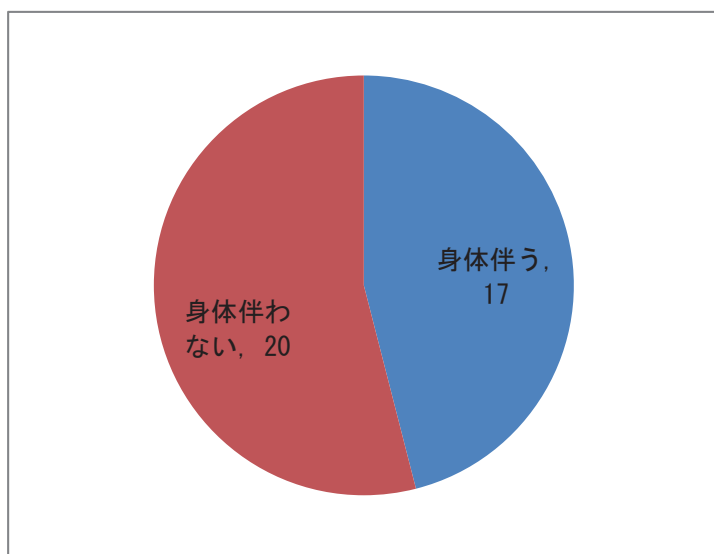
通院にかかる準備を要する場合に通院等介助、自宅外の移動の支援を要する場合に同行援護を利用としている場合もある。

透析等通年にかかる治療など疾病を特定している場合がある。

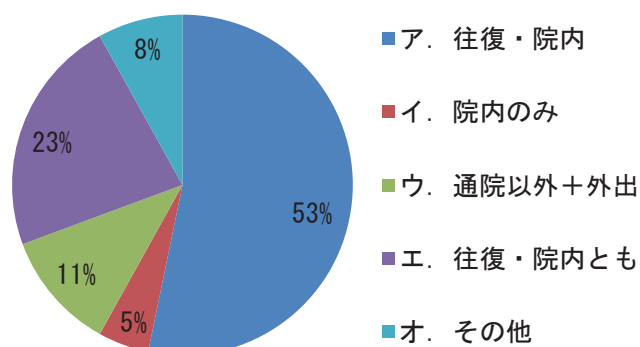
ただし同行援護で利用が可能な自治体が多く見られるが、介護保険との関係性ではやはり「原則介護保険」での利用が中心で、他には通院等介助と乗降介助の組み合わせなどで計画が立てられていることが多い。この点はケアマネージャーへの周知不足も関係していると思われる。これは介護保険と障害福祉サービスの相互理解が不足していると思われる。また視覚障害へのサービスである同行援護への理解が薄い事も考えられる。

課題として通院時の利用内容を明確化して欲しいなどがあげられている。

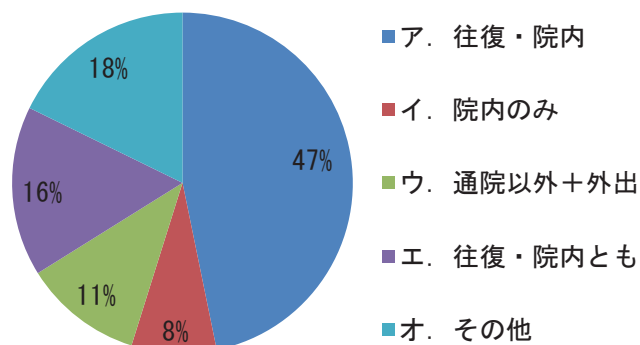
➤ 市



Q4. 障害程度区分を受けた視覚障害者の通院(市)



Q5. 介護保険要介護認定者の通院利用(市)

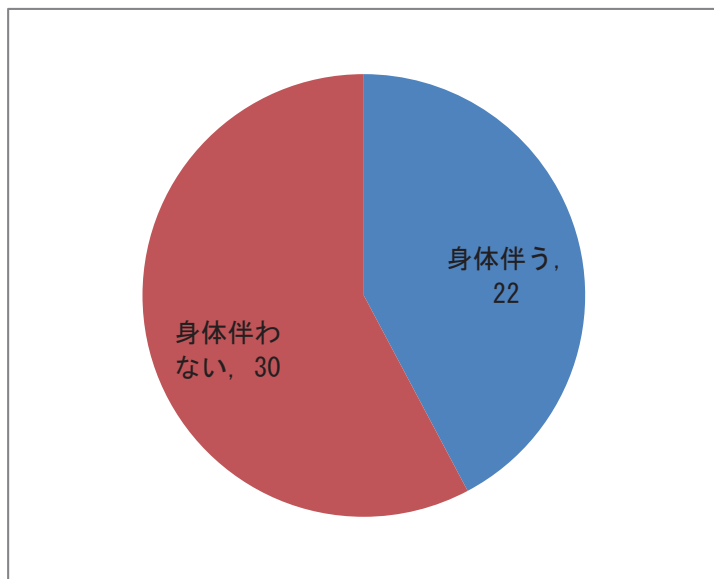


政令市や中核市には見られなかった往復は通院等介助で院内のみ同行援護という考え方が約 2 割と倍の値になっている。このことから、複数のサービスをそれぞれ個別に切り分けて、運用していることがうかがえる。

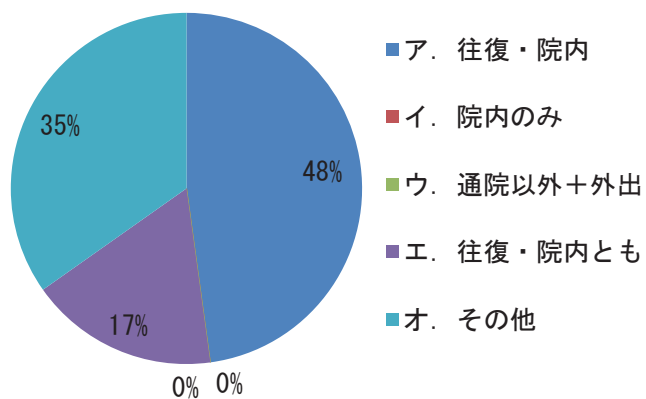
院内対応ができない場合や専門性のある病院への通院には同行援護で利用している場合が多い。

また受信時に代筆や代読が必要と考えられることから同行援護を利用している。

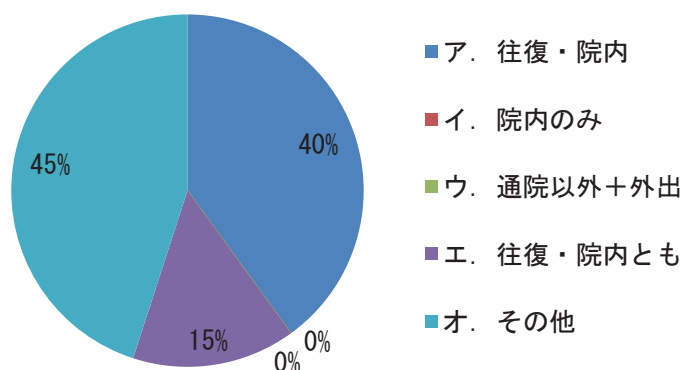
➤ 23 区



Q4. 障害程度区分を受けた視覚障害者の通院(23区新)



Q5. 介護保険要介護認定者の通院利用
(23区新)



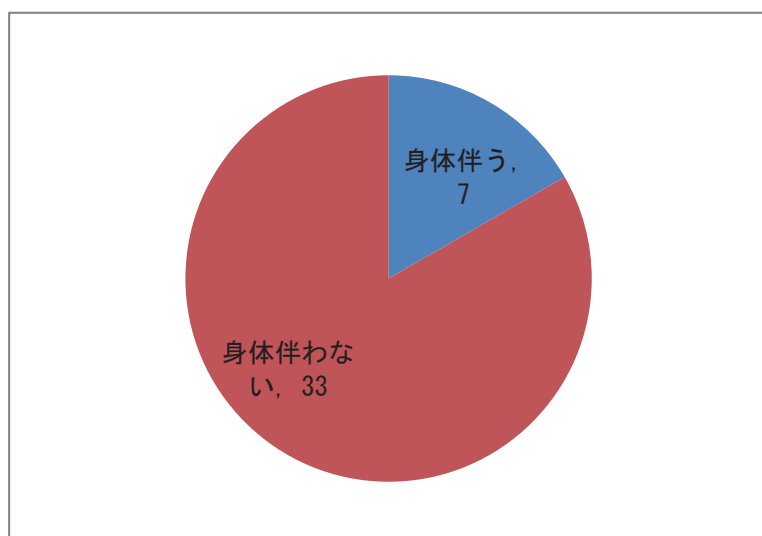
政令市と同様の傾向がみられる。大都市部特有ではないか。

介護保険利用者に対して利用の順序を示している場合が多い（原則介護保険利用→障害福祉サービス通院等介助利用→同行援護利用）

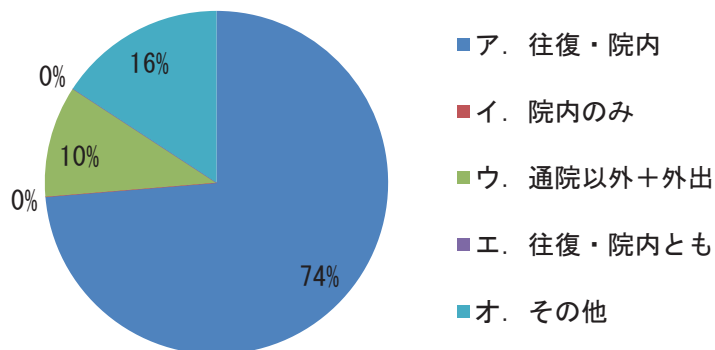
渋谷区においては院内介助を独自サービス（高齢者サービス）で行うなどに対応していることもある。

練馬区においては介護度を基準にして障害福祉サービスの決定を行っている場合もある。

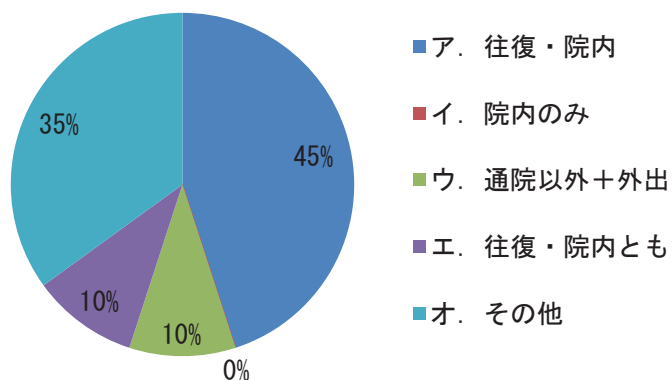
➤ 町



**Q4. 障害程度区分を受けた視覚障害者の
通院(町新)**



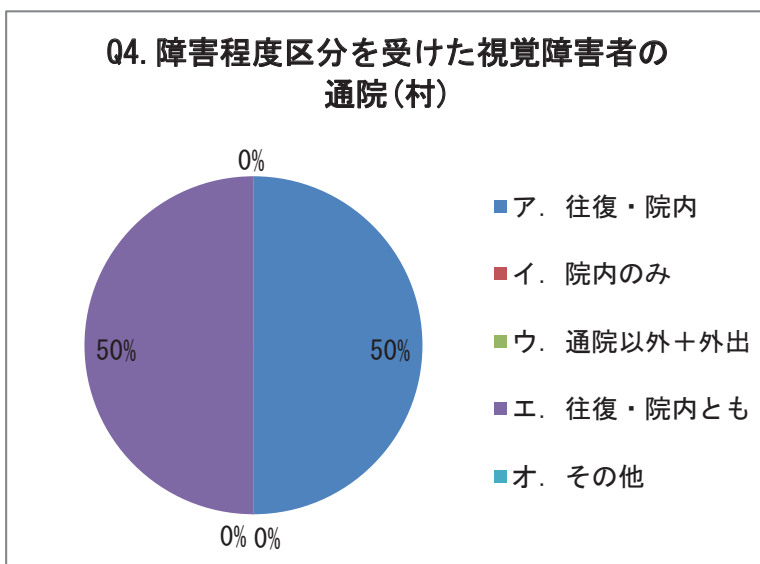
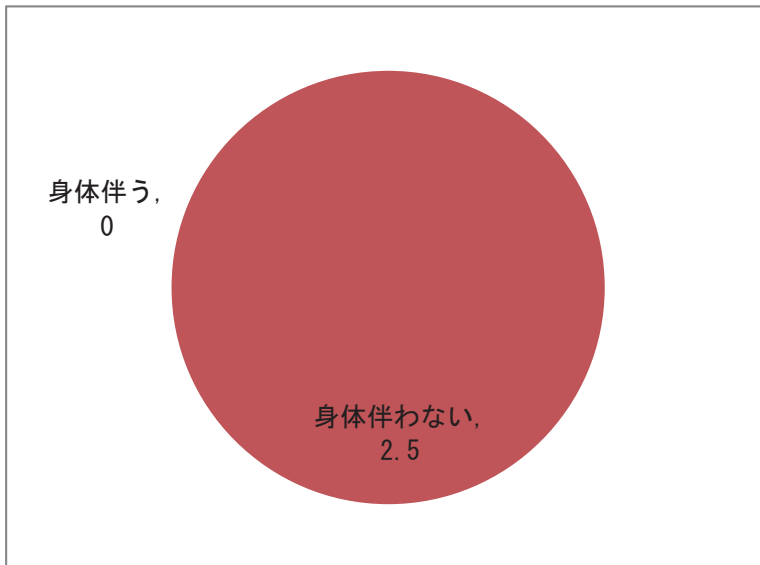
**Q5. 介護保険要介護認定者の通院利用
(町新)**



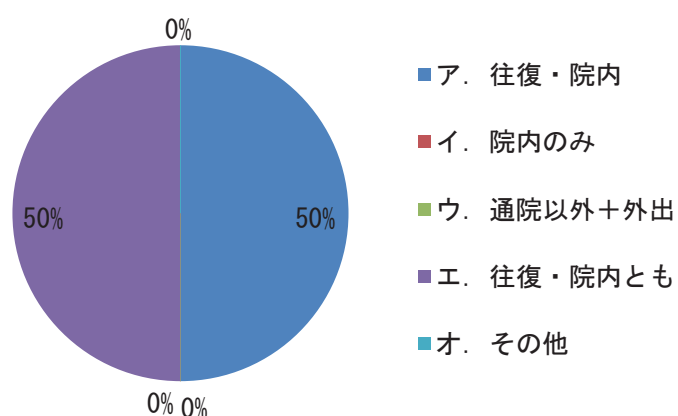
公共交通機関の利用が困難であるために同行援護を出しにくい。移動手段を考慮する必要がある。(離島含む)

全体的に介護保険での要介護度によって通院等介助と同行援護を分けている場合が多い。

➤ 村（参考）



Q5. 介護保険要介護認定者の通院利用
(村)



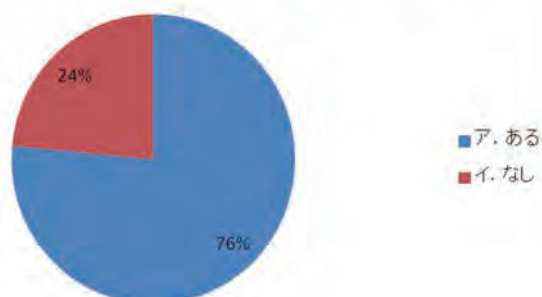
〔４〕支給量について

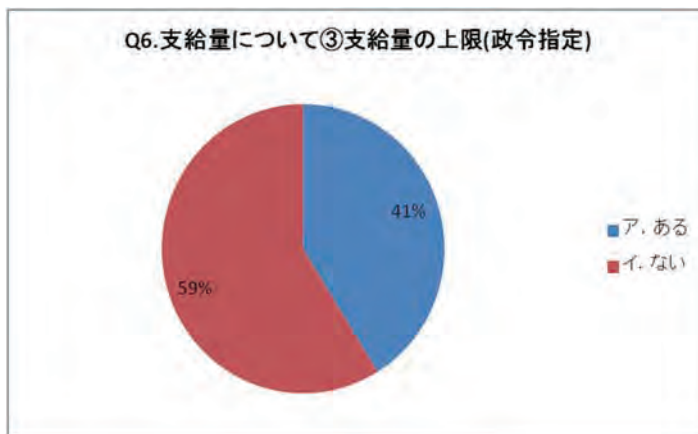
() 内は一人あたりの平均利用時間数

支給量については都市部から市町村へと自治体規模が小さくなればなるほど、基準支給量を決めていない自治体が多くみられる。公共交通機関、程度の差、介護保険とのかかわりが関係していると思われる。

➤ 政令市（22.8 時間）

Q6. 支給量について①基準支給量があるか(政令指定)

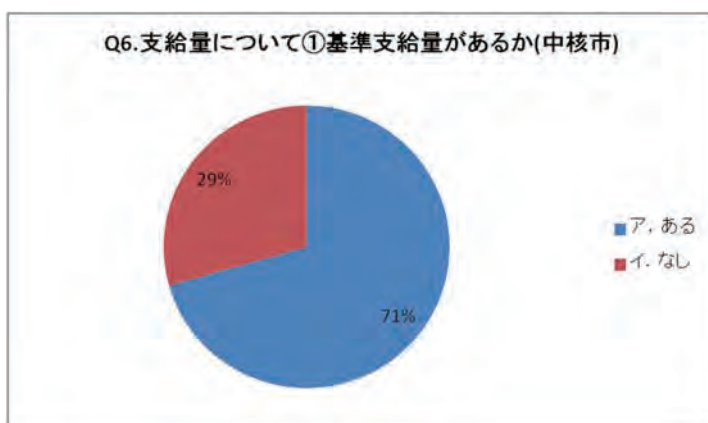
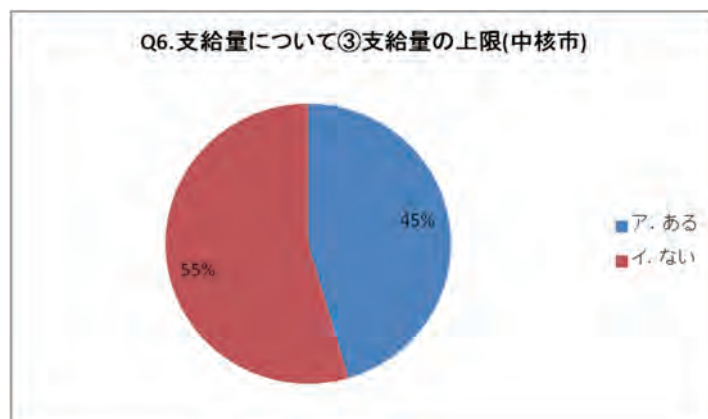




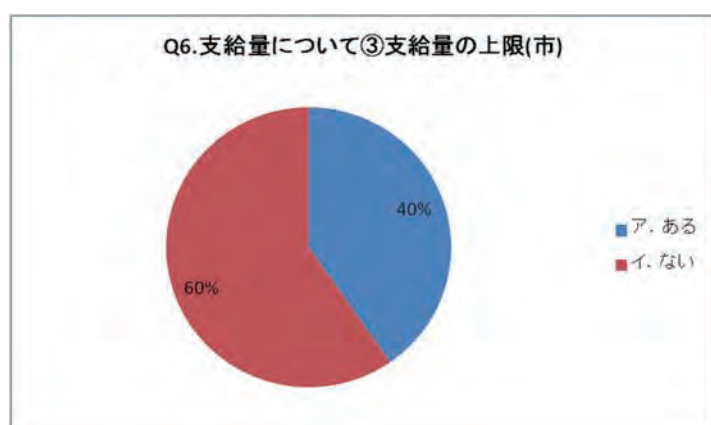
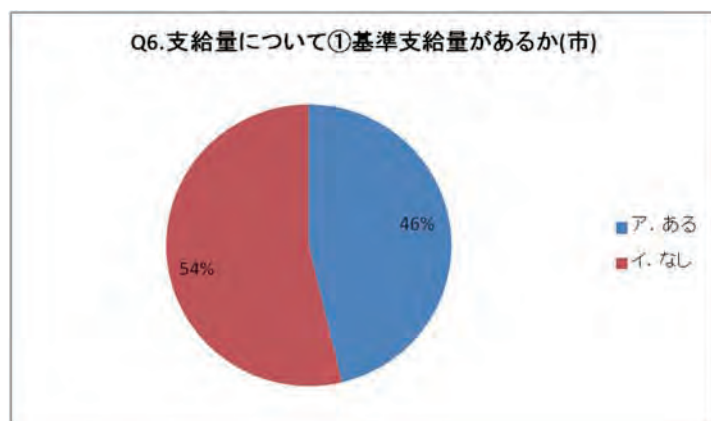
政令市・中核市・23 区に関しては基準支給量を決めている自治体が多いが、市・町・村となると柔軟に支給量を決定している場合が多い。

平均 13.6%と高く、一番低いところでも 8.8%、高いところでは 19.6%と受給率が高い。

➤ 中核市（20 時間）



➤ 市（19 時間）

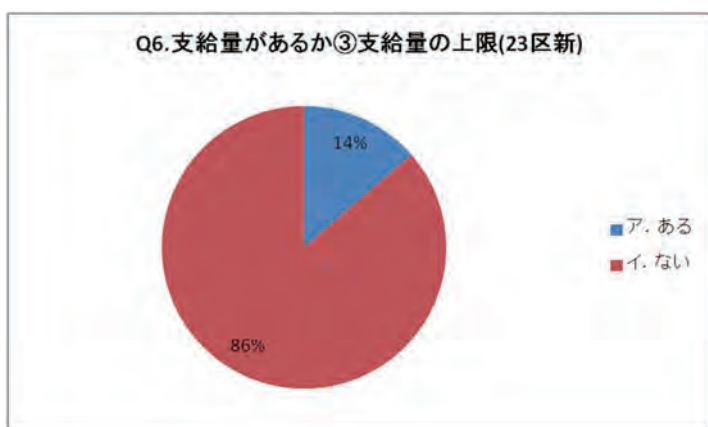
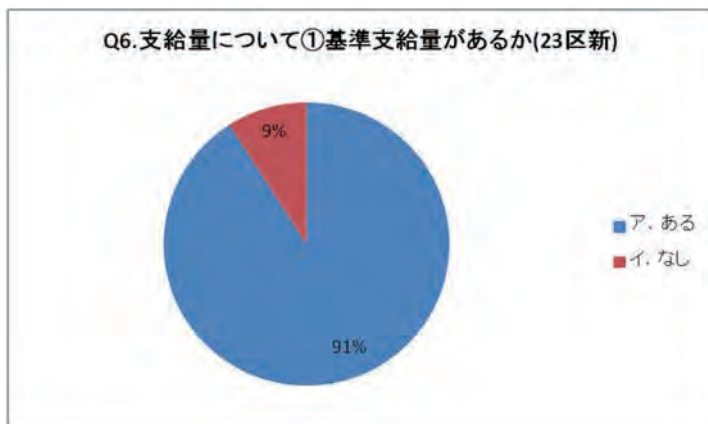


手帳所持者数に対しておおむね 5%の受給率だが 0%から 18%までの差が現れている。

通院が理由で基準を超えた決定を行っている。

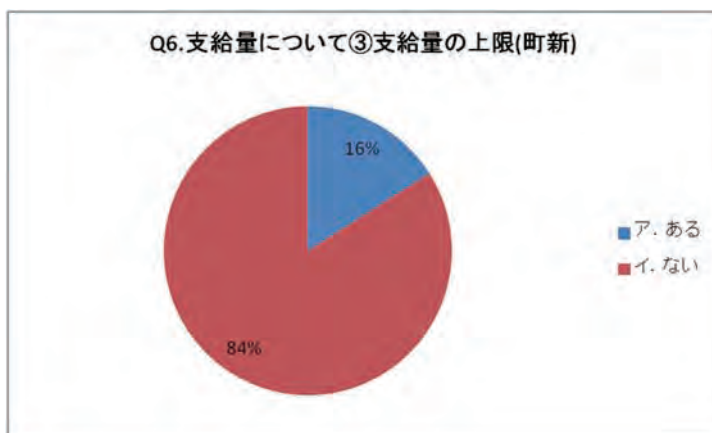
また身体介護を伴う・伴わない、あるいは障害支援区分を判断基準として決定を行っている市もある。

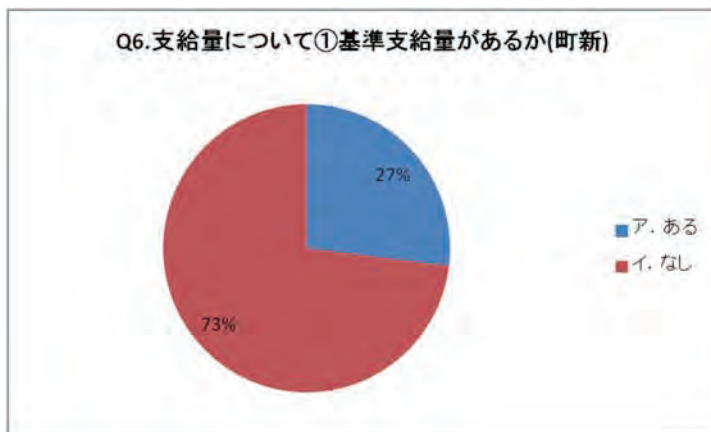
➤ 23 区（28.8 時間）



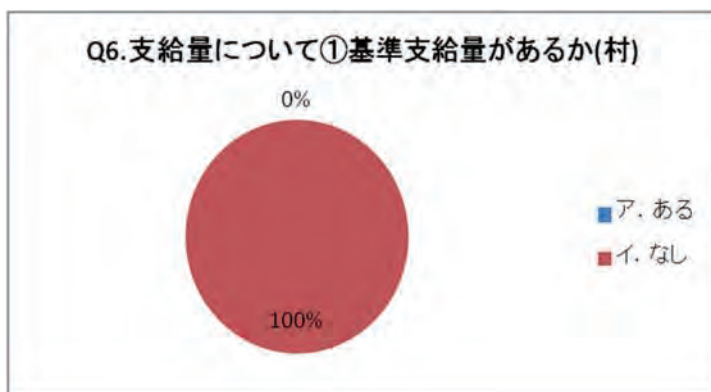
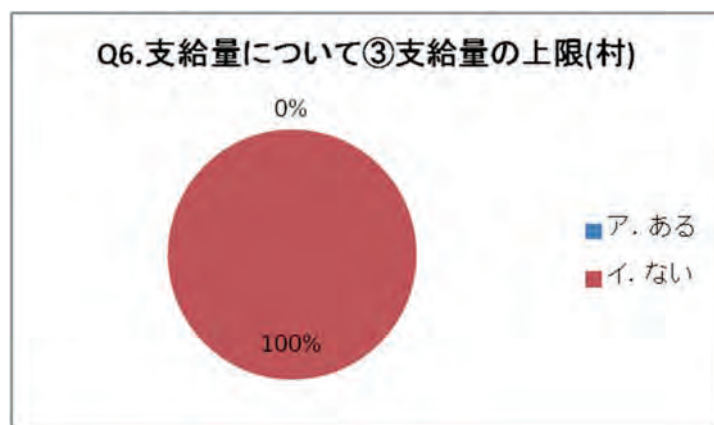
政令市と同様平均 16.6%と高く、24.7%に達する区もある。

➤ 町（26.1 時間）





➤ 村 (2.5 時間)



〔5〕総括

地域差は都市部より規模が小さくなるほど受給者証発行率が低くなっていることから都市部で有効なサービスといえるが、市町村となると利用内容や介護保険との関係で多様な解釈での利用状況がうかがえる。また同行援護サービスそのものの周知が低くなっていることが推測される。サービスの周知、啓発を積極的に行う必要がある。

計画支援相談そのものが、障害者の自立生活にそぐわないこともあり、計画相談支援契約等が進んでいない中で、突発的な体調不良での通院や葬祭、他者へのお見舞い等々地域生活において通常あり得る外出に対しての緊急時の利用への理解が必要と思われる。

障害程度区分を受けていながら通院の解釈がさまざまであることが、同行援護の利用の増加に結びついていないと推測されることから、同行援護と通院介助（乗降介助含む）との明確な切り分けをして、同行援護ですべての外出ができることが、利用する立場としてはわかりやすく、利用も増加していくと思われる。さらに身体介護を伴う・伴わないという判断があいまいで、利用者・事業所とも適切な対応を取りにくく、一本化することがお互いに理解しやすい。また入院中の利用に関しても柔軟に対応する必要がある。

大都市であればあるほど同行援護での通院と通院介助での通院がはっきりと分かれているが、市町村は個別の勘案事項を持ち柔軟に対応していることがあるが、物理的な環境（公共交通機関等）から他のサービスとの併用を考えて工夫していることもある。このことから受給量の上限は様々な環境によって変化することであり、上限の設定は日常生活にはそぐわない。

また居宅内サービスとは異なり、屋外で常に危険にさらされていることを考え、加算や単価の改定を行い安定した供給を行う必要がある。

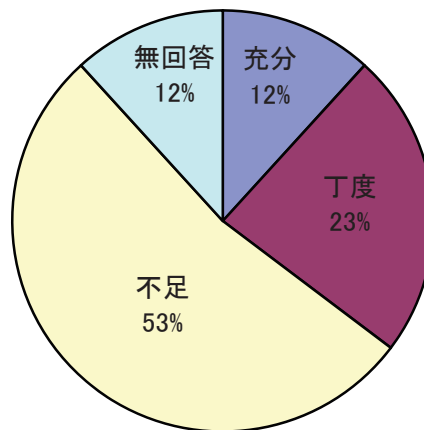
【３】市町村調査 事業所・ガイヘル充足度
都道府県・市町村調査の経過措置把握

[１] ヘルパー充足度（Ｑ７関係）

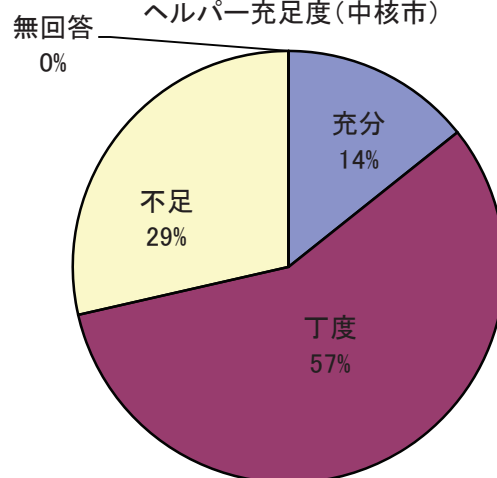
（１）ヘルパー充足度

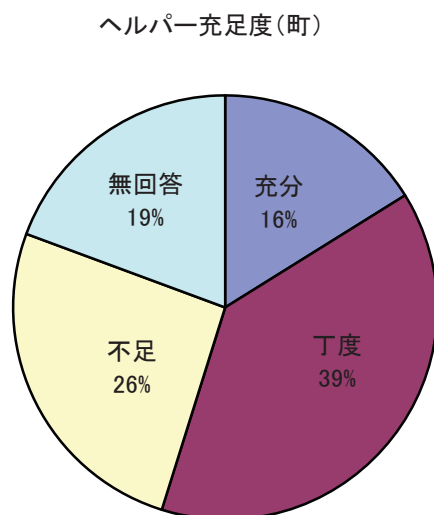
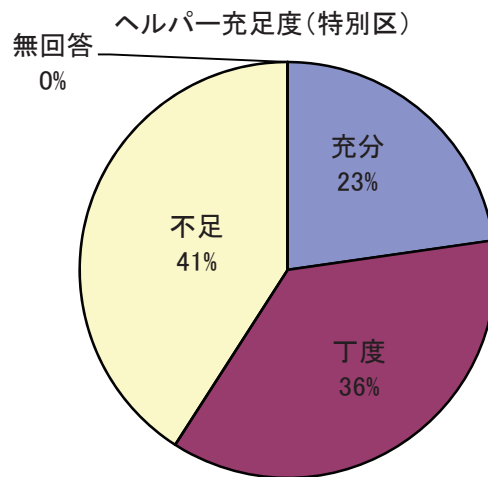
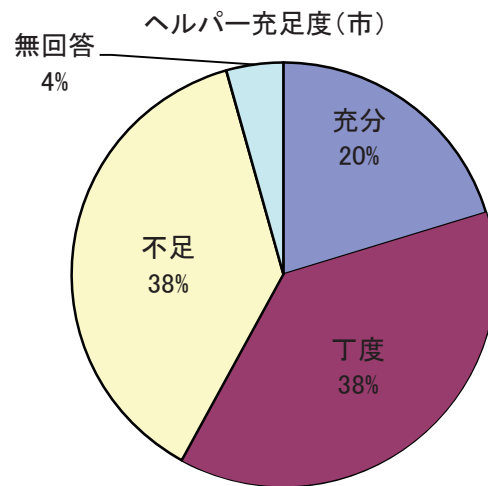
	政令市	中核市	市	特別区	町	村	計
充分	2	5	14	5	5	0	31
丁度	4	20	26	8	12	1	71
不足	9	10	26	9	8	0	62
無回答	2	0	3	0	6	1	12
計	17	35	69	22	31	2	176

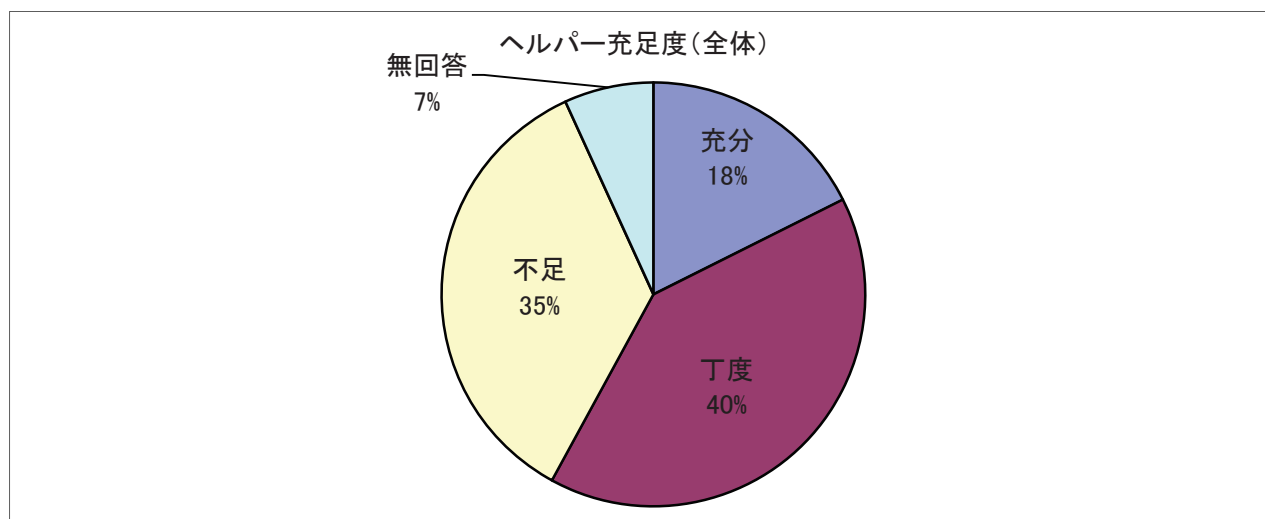
ヘルパー充足度(政令市)



ヘルパー充足度(中核市)







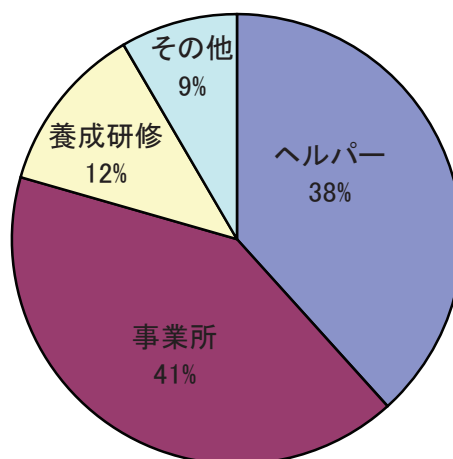
ヘルパーの充足状況について、特に政令市では17政令市中9政令市(52%)が「不足」と回答している。

「不足」と回答した割合が最も少なかった中核市では、35中核市中20中核市(57%)が「ちょうどよい」を選択しているが、この調査の他の質問項目と照合した場合、「ちょうどよい」と評価できるかは、疑問が残る。

(2) 何が不足しているか？(複数回答)

	政令市	中核市	市	特別区	町	村	計
ヘルパー	4	8	18	6	5	0	41
事業所	1	8	23	5	7	0	44
養成研修	5	2	2	4	0	0	13
その他	5	2	1	0	1	0	9
計	15	20	44	15	13	0	107

何が不足しているか？(複数回答)



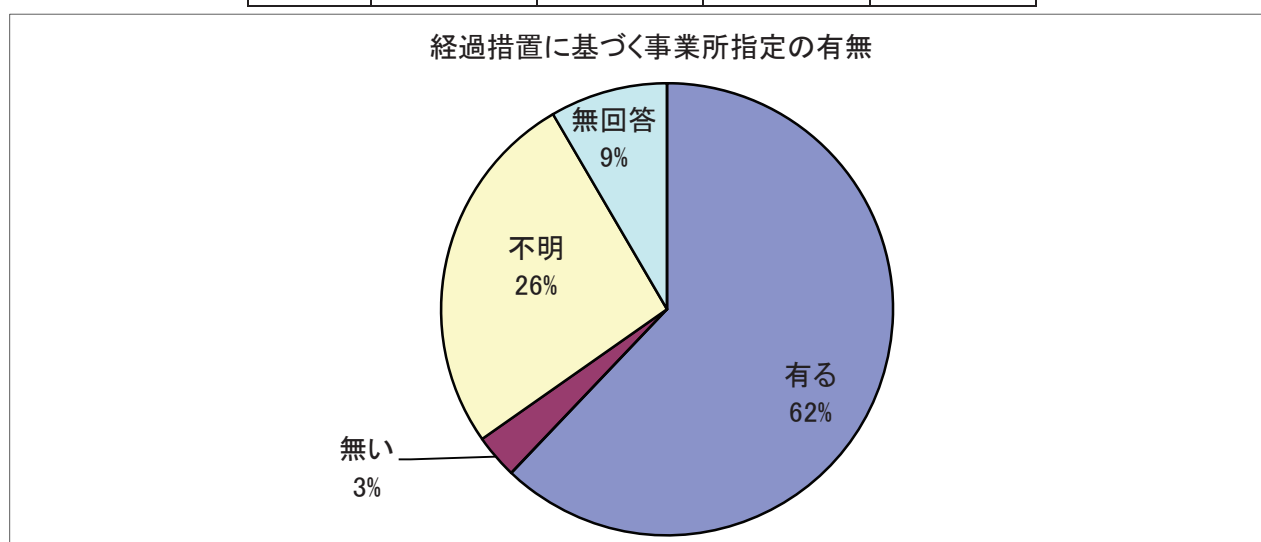
全体を通して、「ヘルパー」「事業所」を挙げる自治体が多く、政令市と特別区では「ヘルパー」を挙げるところが多かったものの、中核市では同率、市と町では「事業所」を挙げるところが多かった。

「養成研修」を挙げた自治体は政令市と特別区で多く、町と村では無かった。

〔2〕経過措置（Q8関係）

（1）経過措置に基づく事業所指定の有無

	都道府県	政令市	中核市	計
有る	24	11	24	59
無い	0	0	3	3
不明	13	5	7	25
無回答	6	1	1	8
計	43	17	35	95



全体を通して、経過措置による事業所指定を認めている自治体が多かった。

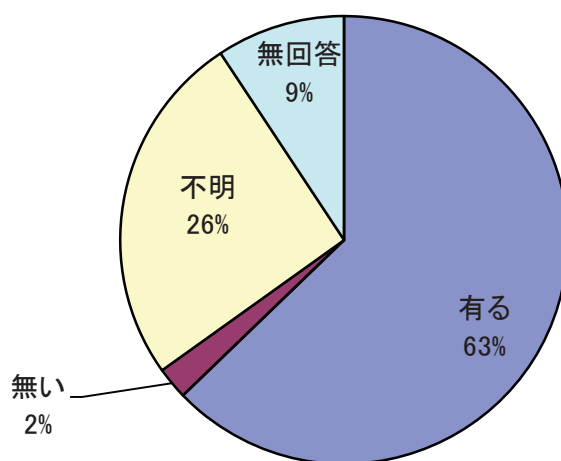
「不明」の割合が26%もあり、「不明」に「無回答」を加えると、3分の1の自治体が、経過措置に基づく事業所指定の有無をはっきりと把握できていないことが分かる。

経過措置に基づく事業所指定を認めていると回答した自治体に対し、その事業所数を尋ねたが、「不明」または「経過措置による事業所という形での把握はできていない」と回答した自治体が多く含まれていたため、正確な数値を把握することはできなかった。

(2) 経過措置に基づくサービス提供責任者要件での事業所指定の有無

	都道府県
有る	27
無い	1
不明	11
無回答	4
計	43

経過措置に基づくサービス提供責任者要件での事業所指定の有無

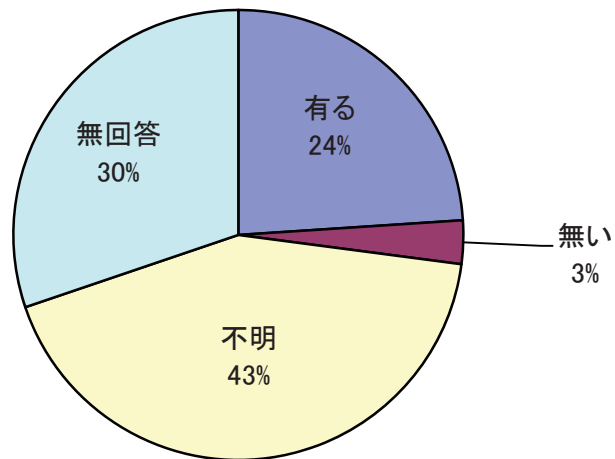


結果の概要と問題点は、前項（事業所指定の状況）と同様であった。

(3) 経過措置終了後の見通しの有無

	都道府県	政令市	中核市	計
有る	13	3	7	23
無い	2	1	0	3
不明	14	8	19	41
無回答	15	5	9	29
計	44	17	35	96

経過措置終了後の見通しの有無

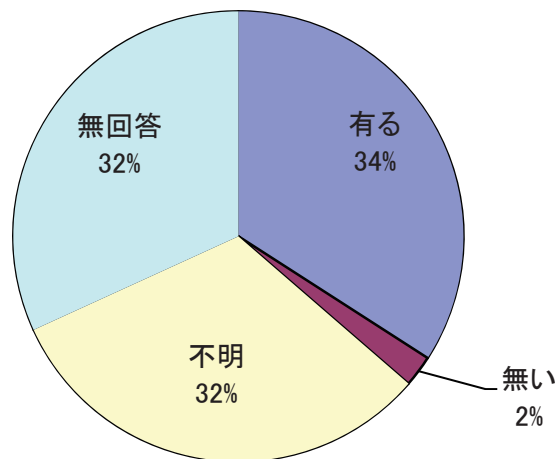


「不明」と「無回答」を合わせると全体の 73%に上る。
このことから、実態をつかめていない自治体が多いことがうかがえる。

(4) 経過措置終了後の見通しの有無（サービス提供責任者）

	都道府県
有る	15
無い	1
不明	14
無回答	14
計	44

経過措置終了後の見通しの有無（サービス提供責任者）



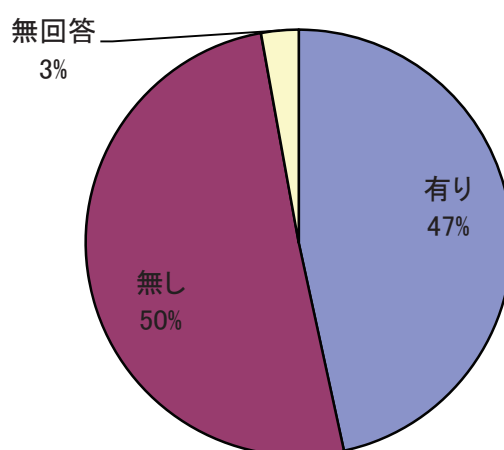
概況及び問題点は概ね前項と同様であった。

〔３〕視覚障害者移動支援事業関係

（１）実施状況（Ｑ移－１関係）

	政令市	中核市	市	特別区	町	村	計
有り	7	19	28	16	11	1	82
無し	10	16	38	5	19	1	89
無回答	0	0	3	1	1	0	5
計	17	35	69	22	31	2	176

視覚障害者移動支援事業の実施状況(全体)



全体的に見て、視覚障害者移動支援事業を実施している自治体と実施していない自治体の数はほぼ同数であった。

特別区では実施しているところが多い反面、政令市、市、町では、実施していないところの方が多かった。

「視覚障害者移動支援事業」というものは実施していないが、「移動支援事業」に含まれる形で実施していると答えたところもあった。

（２）実施している理由（Ｑ移－２関係）

①「同行援護では認められない利用内容を保障するため」（具体例：通院、通学、グループ支援）、②「同行援護事業を利用できる事業所が無い（少ない）ため」（具体例：移動支援事業で指定を受けた事業所が同行援護の指定を受けられなかった、等）と答えた自治体が多かったが、「車両による移送サービスのため」、「宿泊を伴う旅行」、「施設入所者の外出支援を保障するため」、「障害程度区分が２以上でない方の利用等」、「同行援護の対象とならない程度の視覚障害の方もいるため」（複数自治体）、「区分判定が出るまで移動支援で対応することもある」などを理由として挙げる自治体もあった。

（３）支給決定者数（Ｑ移－３関係）

政令市では、100 人を超えるのは1 市のみで、あとは10 人以下であった。

中核市では、全体で 326 人（2～124 人の範囲）であった。

市全体では、全体で 98 人（1～24 人の範囲）であった。

特別区では、全体で 324 人（1～130 人の範囲）であった。

10 人以下が10 区、100 人超が2 区であった。

町では、全体で 34 人（1～14 人の範囲）であった。5 人超は1 町のみであった。

村では、全体で1 人であった。

（４）利用実績（Ｑ移－４関係）

①実利用人数

	政令市	中核市	市	特別区	町	村	計
伴う	16	16	16	87	8	0	143
伴わない	22	53	15	160	14	1	265
計	41	83	36	248	22	1	351

※「伴う」と「伴わない」の合計値と「計」の数値とが一致しない。

政令市では、3 市（うち1 市は1 人）を除き、人数の回答が無かった。

前問の決定人数では中核市と特別区が多かったが、実利用人数では特別区が多く、中核市はそれほど多くなかった。

②総利用時間

	政令市	中核市	市	特別区	町	村
伴う	117	172	70	1552	59.5	0
伴わない	115	699	53	1679.5	38.25	8
	288	1311	196.5	3268.5	94.25	8

※「伴う」と「伴わない」の合計値と「計」の数値とが一致しない。

実利用人数の多い特別区で特に多いことが分かる。

（５）報酬単価（Ｑ移－５関係）

①身体介護を伴う場合

	政令市	中核市	市	特別区	町	村	全体
最大値	4,072	4,280	5,900	5,840	5,840	4,000	5,900
最小値	2,940	3,060	2,000	4,200	4,000	4,000	2,000
平均値	3,720	3,975	4,242	4,493	4,523	4,000	

特別区と町で報酬単価を高く設定している傾向にある。

全体を通し、2,000 円～5,900 円の範囲内であった。

②身体介護を伴わない場合

	政令市	中核市	市	特別区	町	村	全体
最大値	2,724	2,009	2,830	2,730	2,360	1,500	2,730
最小値	1,527	1,480	1,350	2,000	1,500	1,500	1,350
平均値	1,938	1,693	1,920	2,174	1,797	1,500	

特別区で報酬単価を高く設定している傾向にある。

全体を通し、1,350 円～2,730 円の範囲内であった。

③区分無しの場合

	政令市	中核市	市	特別区	町	村	全体
最大値	2,400	3,000	2,730		2,100		3,000
最小値	2,400	1,410	1,350		1,900		1,350
平均値	2,400	2,062	2,065		2,000		

全体を通し、1,350 円～3,000 円の範囲内。

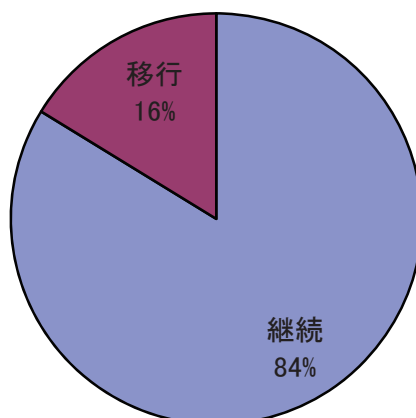
※特別区と村については、該当する自治体が無かった。

（６）視覚障害者移動支援事業の今後の見通し（Ｑ移－６ 関係）

視覚障害者移動支援事業を今後も継続して実施する予定と回答したのは、7 政令市、12 中核市、24 市、14 特別区、9 町、1 村であった。

これに対して、視覚障害者移動支援事業から同行援護への移行を予定していると回答した政令市は無く、6 中核市（うち 3 市が移行時期未定、残りは移行時期について無回答）、3 市（いずれも移行時期未定）、2 特別区（いずれも移行時期未定）、2 町（いずれも移行時期未定）であり、視覚障害者移動支援事業を実施しているが同行援護への移行を予定していて、かつ、その時期が明確になっている自治体は、全体を通して無かった。

視覚障害者移動支援事業の今後の見通し



（７）視覚障害者移動支援事業従事者養成研修実施状況（Ｑ移－７ 関係）

実施している自治体は４自治体（１政令市、１中核市、１市、１特別区）で、このほかの自治体は、視覚障害者移動支援従事者養成研修を実施していないと回答したか、もしくは無回答であった。

（８）視覚障害者の外出保障に関する意見（Ｑ移－８ 関係）

政令市からはほとんど意見が出なかったが、高齢の視覚障害者に対する介護保険との適用関係で判断しづらいとの意見があった。

中核市からは、同行援護に一本化したいが、従業者要件等の関係で難しい、との意見があった。

市からは、同行援護に移行したいが、事業所不足やヘルパー養成研修等の課題を指摘する声が挙がっていた。

特別区からは、利用者への正しい使い方等の周知が課題（ヘルパーからの苦情がある点等）との指摘があった。

町からは、同行援護は公共交通機関の利用を原則としているため、遠方への外出を除いては利用できていない、との指摘があった。

〔４〕同行援護事業に対する評価

（１）移動支援から同行援護への移行について評価できること

（Ｑ９ 関係）

平成 23 年 10 月から同行援護がスタートし、視覚障害者の外出支援が、従来の移動支援から同行援護に移行したことについて、評価できると思われる事項について聞いてみたところ、政令市からは、①地域格差の改善、②対象者の範囲の拡大、③利用できるサービスの拡大（代筆・代読等）といった、利用者目線での評価を挙げるところが多かったと同時に、④義務的負担となった（＝市町村の負担が結果的に減った）点を挙げるところも多かった。

中核市では、国庫負担の問題も含め、国の責任が明確になった点を挙げるところが多かった。また、従来の移動支援と異なり、通院かそれ以外かによって分ける必要がなくなった点を挙げるところも複数あった。さらに、同行援護従業者には同行援護従業者養成研修の受講が義務づけられたことによって、従業者の質の確保が図られた点を挙げるところもあった。

市では、通院とそれ以外の外出とを一体的に支援できるようになった点、代筆や代読等の情報提供が組み込まれたことで視覚障害に特化したサービスが行えるようになった点、地域間格差が解消された点などを挙げるところが多かった。同時に、行政側の負担軽減（財政面はもとより事務手続き面も含めた）を挙げるところも多かった。

特別区では、国庫負担の導入に伴う財政的負担の軽減を挙げるところが多く、サービスが全国的に統一された点や代筆・代読といった支援が組み込まれた点などを挙げるところがあった。

町では、財政的な点を挙げるところは無く、視覚的情報の提供が組み込まれたことにより、利用者のニーズや特性に合わせた支援ができるようになった点を挙げるところがほとんどであった。また、通院の支援が同行援護で可能になった点を挙げるところもあった。

（２）移動支援から同行援護への移行で苦労した（している）こと （Ｑ１０ 関係）

一方、従来の移動支援事業から同行援護事業への移行に際して苦労した点、現在も苦労している点について、政令市では、利用者への周知や説明を挙げるところが多かった。中でも、移動支援から同行援護に変わることによって自己負担が増える人たち（移動支援では自治体独自の負担軽減策を採用していたが、同行援護になって一律の基準が適用され、課税世帯の負担が結果的に増えた）に対する説明を挙げるところが多かった。また、経過措置との関係で、事業所からの問い合わせが多かった点、同行援護従業者養成研修に関する問題（新たな費用をかけてまで職員に同行援護従業者養成研修を修了させるべきか躊躇する事業所の問題や、養成研修の受講希望があっても、それを満たすだけの研修が実施されていない問題等）を指摘するところもあった。

中核市からは、身体介護の有無の判断、それに伴う区分認定の要否の判断に苦労した点を挙げる声が多かった（この点についての利用者に対する説明も含む）。また、既に移動支援を利用していた利用者が同行援護への移行を渋る点（移行すれば負担増になるとか、慣れ親しんだヘルパーが利用できなくなる等）を指摘したところも複数あった。さらに、事業所やヘルパーの不足を挙げるところもあった。

市からは、事業所やヘルパーの不足が多く挙げられた。利用者への説明（特に自己負担が増える人に対するもの）や身体介護の有無の判断などを挙げるところも多かった。

特別区からは、利用者への説明が多く挙げられたが、事業所が同行援護の指定を取らない点を挙げるところもあった。また、利用者に対する適切な利用についての情報提供を挙げるところもあった。

町からは、事業所やヘルパーの不足が多く挙げられた。また、同行援護では移送ができないため、そうした支援が必要な利用者は同行援護に移行できないか、併用しなければならないという問題を指摘するところもあった。

（３）同行援護についての意見（Ｑ１１ 関係）

政令市からは、同行援護の指定を受ける事業所が少ないこと、厚生労働省からのＱ＆Ａ等が少ないこと、身体介護の要否の判断基準が分かりにくいこと、身体介護を伴わない場合の報酬単価が低いことに対して見直しを求める声が多く寄せられている点などの指摘があった。

中核市からは、同行援護で認められる業務範囲の例示（細かいＱ＆Ａ等）を求める声や、通院の取扱い（現在は自治体によって異なっている）等への統一見解を具体的に示して欲しいという声があった。また、供給不足を補うため、身体介護を伴わない場合の従業者や事業所の要件を緩和すべきとの意見もあった。

市からは、サービスを提供する事業所や従事するヘルパーの確保を望む声が寄せられた。これに関連して、養成研修が事業所に配慮した開催日程ではない点（事業所が職員を派遣するのが難しい状況）を指摘するところもあった。また、自治体間の温度差を懸念する声も寄せられ、統一された基準や明記されたものが求められている。

特別区からは、ヘルパーの資格要件が厳しくなることで、利用者は安心して利用できるようになる反面、事業所側が要件に添えず、利用を断らざるを得ない状況になるのではないかと、経過措置が終わる平成 26 年 10 月以降を懸念する声があった。また、利用者と事業所が不適切なサービス提供を行っているとの声が届いていることや、利用者のモラルに関して利用者どうしで批判があることなどを挙げたところもあった。

町からは、通院の支援をめぐる判断の基準が欲しいとの声が挙げられた（調査を実施した日本盲人会連合に対する質問と受け取れる内容を含む）。また、急な外出希望への対応が十分にできそうにない点、サービスの利用が増えれば、その分、町の負担も増えるのではと懸念する声も寄せられた。

村からは、福祉サービスが複雑で、利用者や利用を希望する人たちが理解できないので、もっとシンプルにすべきとの指摘があった。

【4】都道府県調査 養成研修関係

サービス提供量等の地域格差があると指摘されているが、その要因の一つに考えられる同行援護従業者の資格要件となる養成研修の実施状況を、全47都道府県に対して、調査を実施した。

回収数 43 都道府県 回収率 91.5%

（1）都道府県の状況

図1に都道府県の人口と人口10万人当りの視覚障害者数を示した。人口が最も多いのが東京都で1,323万人、最も少ないのが鳥取県で58万人である。一方、視覚障害者が最も多いのは愛媛県で521人、最も少ないのは埼玉県の185人である。視覚障害者数が400人を超える県は、愛媛県以外に鹿児島県（502）、山口県（456）、長崎県（445）、高知県（415）、鳥取県（410）、徳島県（409）、島根県（405）と中四国、九州に集中し、200人に近い少ない県は、埼玉県以外に千葉県（188）、愛知県（190）、神奈川県（202）、茨城県（204）と関東地区に集中している。

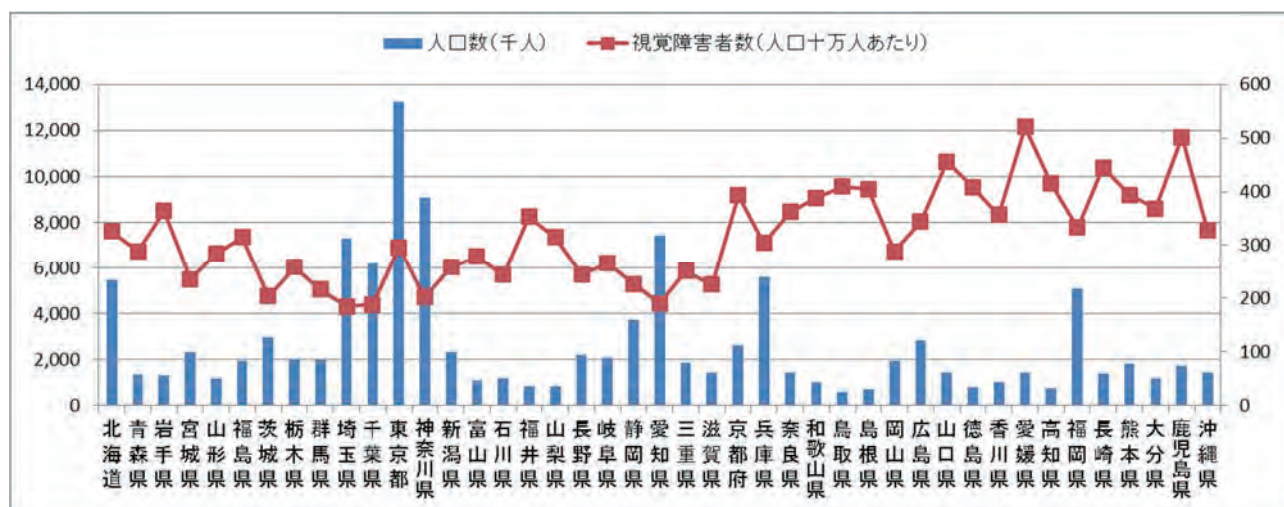


図1 人口数と人口10万人当たりの視覚障害者数

（2）同行援護従業者養成研修の開催状況

①同行援護従業者養成研修（一般課程）の年間開催回数と修了者数

5 県（山形県、奈良県、岡山県、熊本県、鹿児島県）が、準備不足（要綱が間に合わない、講師の確保ができない等）を理由に開催できていない。

県内全域で、2 か月に 1 回も開催されてない（年間 1 回～5 回）ところが一番多く、20 府県が該当している。このうち 16 県については、ガイドヘルパーの要件となる一般課程の修了者数が 100 人に満たない結果（50 人未満が 13 県）となっている。養成研修の実施が、自治体の委託によって開催

されている府県は、少ない開催回数であっても、100 人以上の修了者数になっていることがわかる。

概ね 1 か月に 1 回以上開催されている（年間 12 回以上）ところは、9 県で、うち 3 県（神奈川県、愛知県、兵庫県）は 50 回以上開催されている。不明 1 は、東京都で、開催回数が集計されていない。修了者数で見ると、7 都県が 500 人以上の修了者数になっている。実施回数が多い県は、指定事業者による実施が多い県である。

図 4-1 から、指定事業者の主体は、民間企業（研修を業とする企業）が 42%を占めているが、民間企業は受講者数が見込める大都市圏のみ参入しており、民間企業が指定事業者として参入するか否かが、実施回数と修了者数の地域間格差に大きく寄与している。

いずれにしても、民間企業が指定事業者として参入していない地域においては、受講者が日々の業務を調整して受講できる機会が少ない上に、受講者が選択できる研修の実施回数が少ないと修了者の増加にはつながらないことから、経済的負担が少なく受講しやすいと想定される委託による実施回数を増やしていくことが望まれる。

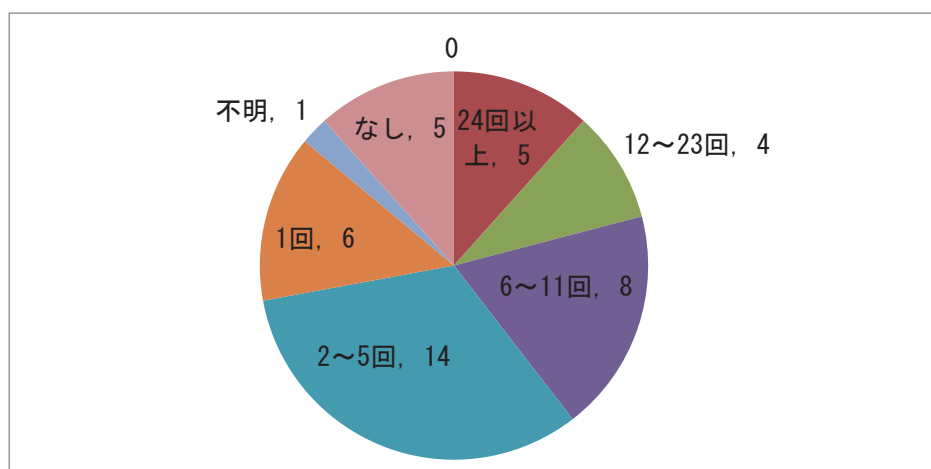


図 2-1 養成研修（一般過程）の開催数

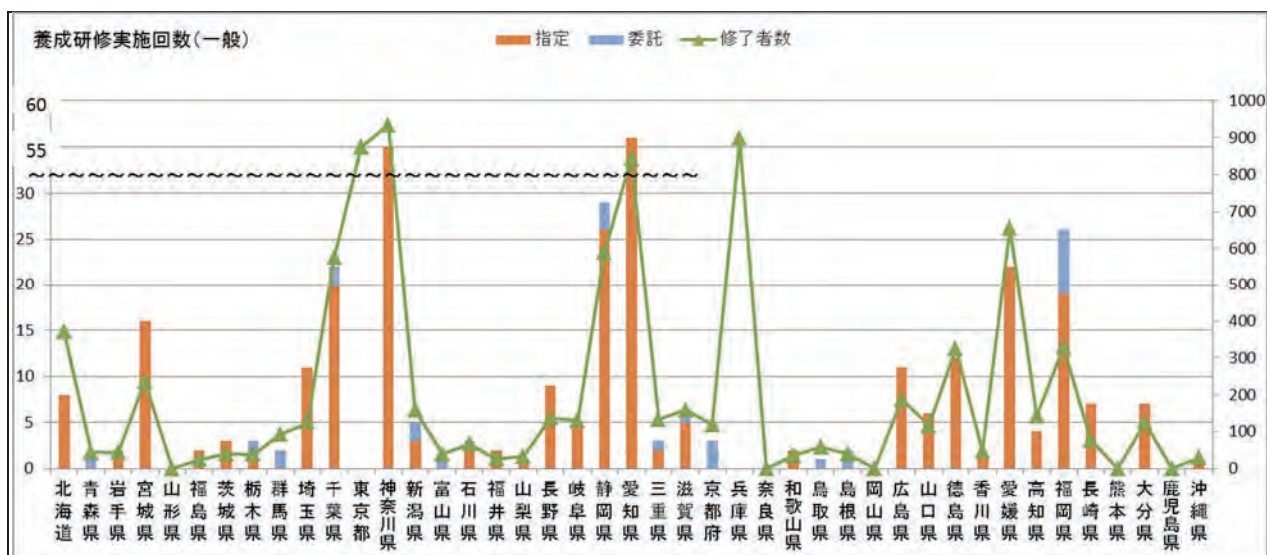


図 2-2 都道府県別養成研修の開催数と修了者数（一般課程）

②同行援護従業者養成研修（応用課程）の年間開催回数と修了者数

5 県（山形県、奈良県、岡山県、熊本県、鹿児島県）は、一般課程同様に開催できていない。加えて、一般課程は開催できても応用課程を実施するに至っていない県が 2 県（福島県、香川県）見られた。

県内全域で、2 か月に 1 回も開催されてない（年間 1 回～5 回）ところが一番多く、21 府県が該当している。一般課程同様に、受講者の選択肢が少ない結果となっている。

概ね 1 か月に 1 回以上開催されている（年間 12 回以上）ところは、6 県で、うち 4 県（神奈川県、愛知県、兵庫県、福岡県）は 20 回以上開催されている。不明 1 は、東京都で、開催回数が集計されていない。

都道府県別の修了者数も概ね一般課程と同様の分布が見られ、一般課程と応用課程をセットで開催している研修も多いように見受けられる。ただし、東京については、応用課程の修了者数が 70 人と少なく（一般課程は 874 人）、疑問を感じる結果となっている。

指定事業者の 42% を占める民間企業は、たとえ参入している大都市圏であっても受講者数が見込まれる一般課程のみの開催をすることも予想され、社会福祉法人や公益法人が主体となった開催の増加が必要と思われる。もちろん、委託による開催が増えることが望ましいことは、一般課程と同様である。

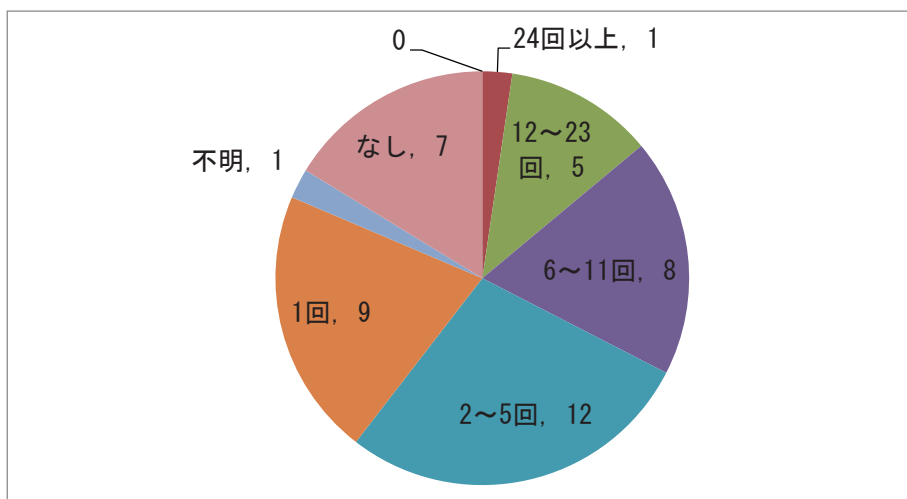


図 3-1 養成研修（応用課程）の開催数

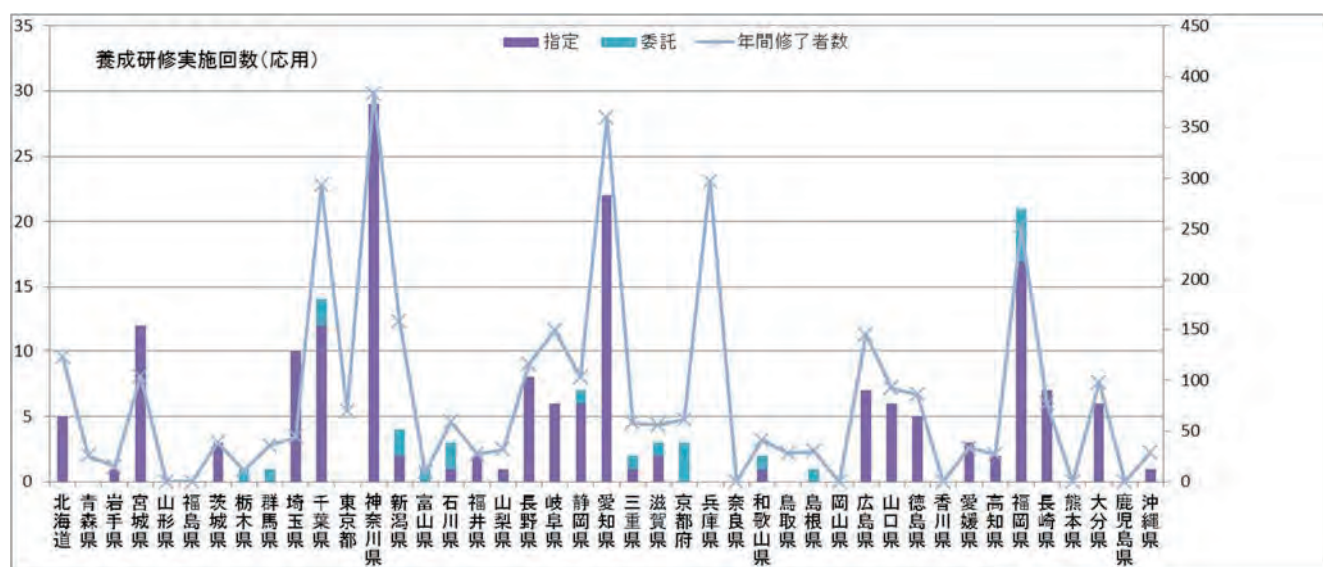


図 3-2 都道府県別養成研修の開催数と修了者数（応用課程）

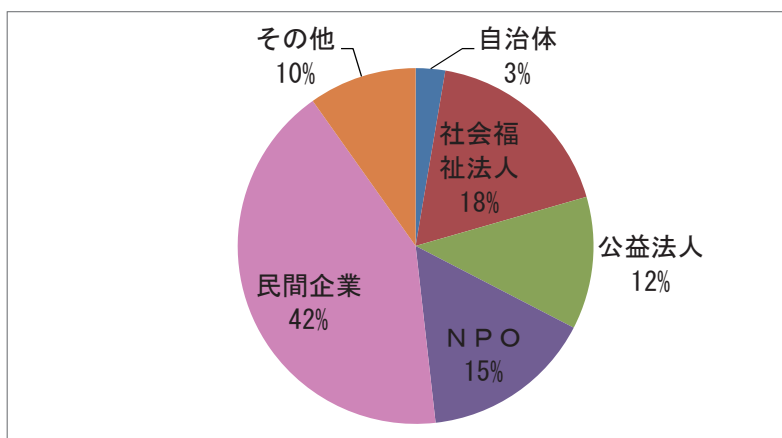


図 4-1 実施事業所の主体（指定）

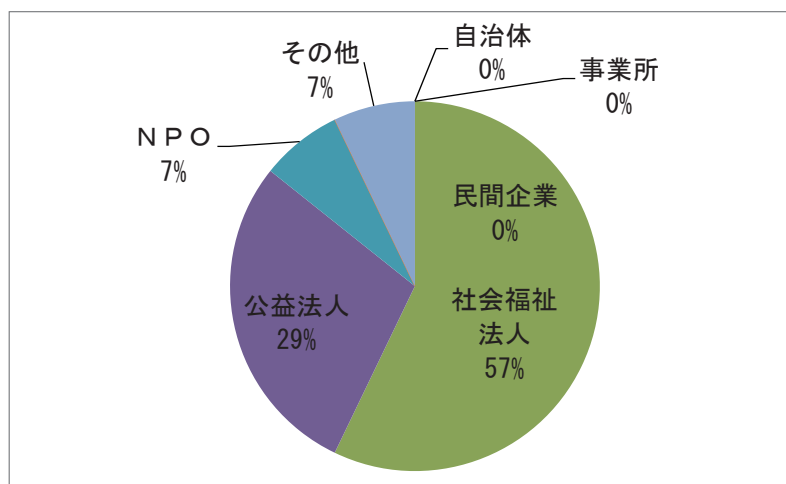


図 4-2 実施事業所の主体（委託）

③養成研修の免除科目について

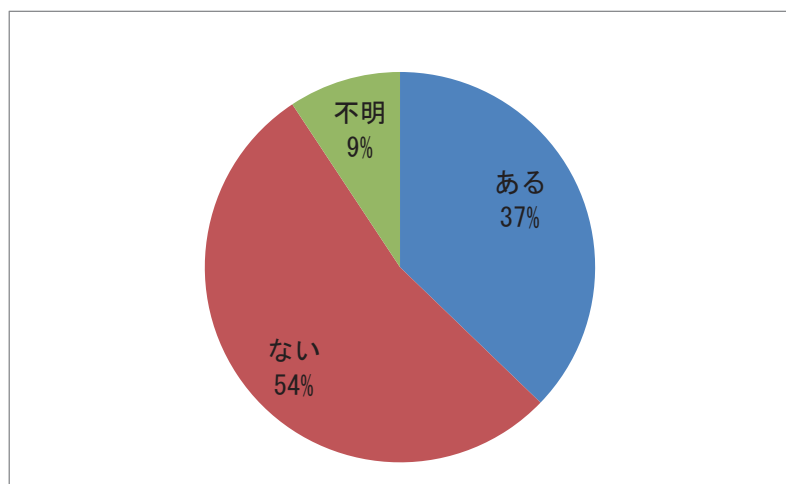


図 5 免除科目

図 5 にあるように、「免除科目がある」と回答したのは、37%にあたる 16 都道府県であった。視覚障害者移動支援従業者養成研修修了者について、一般課程の「情報支援と情報提供」、「代読・代筆の基礎知識」の 4 時間以外を免除としているところが多く、「同行援護の制度と従業者の業務」を加えた 6 時間以外を免除としているところもあった。また、居宅介護従業者においては、「障害・疾病の理解」、「障害者（児）の心理」を免除しているところも見受けられた。

「資質の向上」をはかる機会となる研修受講において、免除科目が多くなるのは問題ではあるが、福祉業界の人材確保の観点から、免除の措置が取られている面もあり、複雑である。法律や制度の改正が多い最近の情勢から鑑みると、従業者やサービス事業所は、日々の業務の調整が厳しいところではあるが、全課程を受講し、「資質の向上」をお願いしたい。

④ 1 人の講師が担当する科目数の制限

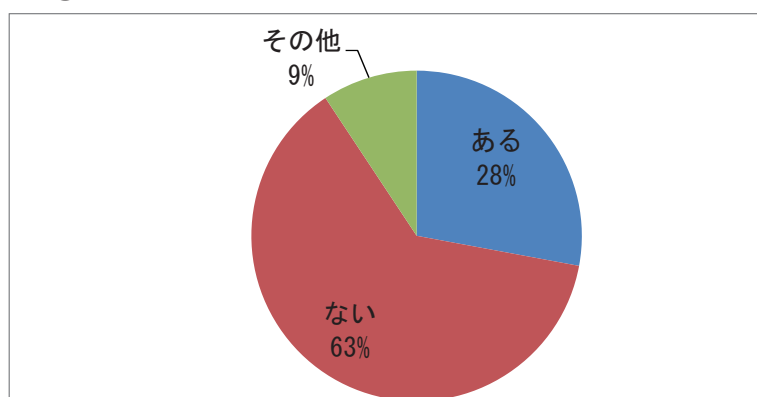


図 6 講師の科目制限

図 6 にあるように、「1 人の講師が担当する科目数に制限がある」と回答したのは、28%にあたる 12 都道県であった。3 科目とするところが一番多く 7 都県、4 科目が 4 県、5 科目とするのが北海道であった。

「講師の確保ができない」ことを理由に、養成研修を開催してなかったところもあることから、実施回数が少ない地域においては、制限を見直す必要も考慮していただきたいところである。

⑤ 通信による研修の実施

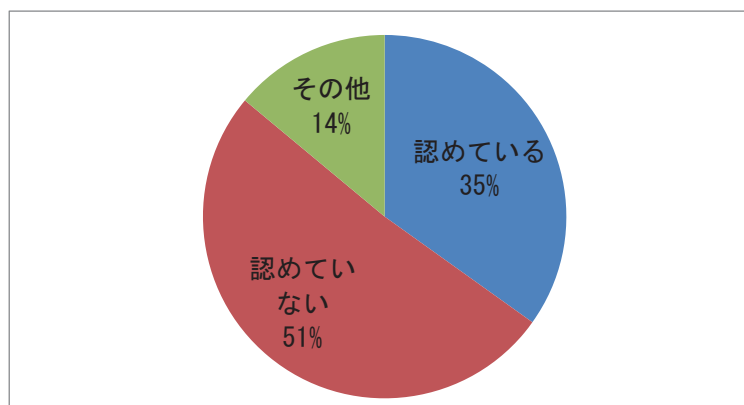


図 7 通信による研修の実施

図 7 にあるように、「通信による研修の実施を認めている」と回答したのは、35%にあたる 15 都道県であった。講義のみとしているところが 13 都道県で、2 県は特に制限を設けていなかった。科目数については、1 科目のみ認めるところから、講義全科目を認めるところまで、まちまちであった。人材の確保、研修機会の多様化でわからないでもないが、「何でもあり」みたいな研修が横行しないように、事業者を指定する際に考慮していただきたいところである。

⑥ビデオ等の視聴による実技

図8にあるように、「ビデオ等の視聴による実技を認めている」と回答したのは、7%にあたる3県（滋賀県、広島県、山口県）であった。いずれも実技の科目や時間数は記入されていない。養成研修の根幹にかかわる実技においては、実際に受講者が経験をすることを大前提とすることをお願いしたい。

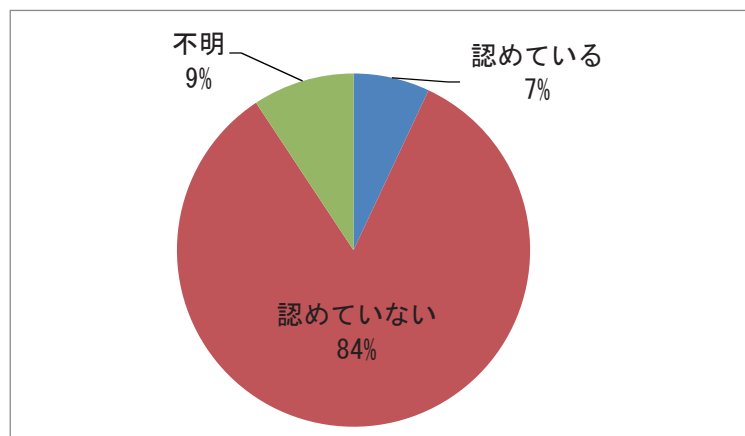


図8 ビデオ等の視聴による実技

⑦研修修了者へ事業所名簿を配布するなどの情報提供

図9にあるように、「研修修了者に、就業につながるよう事業所名簿を配布するなど、情報提供をしている」と回答したのは、7%にあたる3道府県（北海道、京都府、沖縄県）であった。同行援護サービス事業所の指定を受けていながら、実際にサービスを提供していない事業所も多数あって、情報提供しようにも難しい面も考えられるが、「福祉人材の確保」や「経過措置による事業所指定の解消」の観点からも、研修実施主体の事業者が提供できる情報があれば考慮していただきたい。

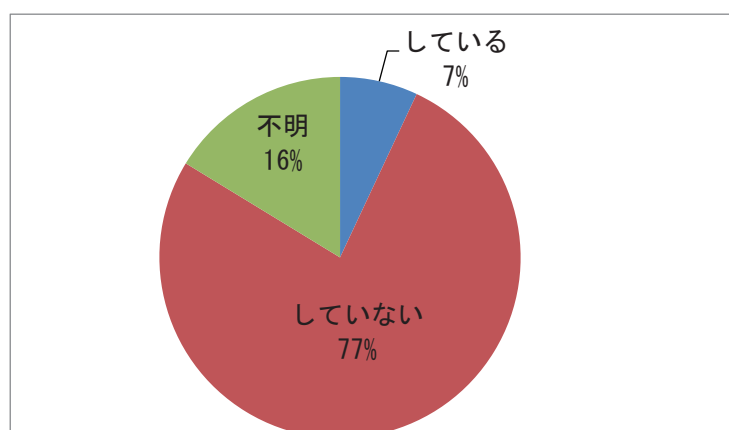


図9 研修修了者への就労に関する情報提供

⑧都道府県の養成研修についての意見

記述のあった意見は少なかったが、下述のような意見があった。

- ・ 厚労省からの補助金が毎年減っており、養成研修の実施に伴う予算の確保が課題
- ・ 講師要件を見直す
- ・ 指定研修の場合、研修の質の確保のための取組みが知りたい
- ・ 経過措置終了時以降の問い合わせに答えたい

⑨事業所指定

ガイドヘルパーとサービス提供責任者の要件の経過措置による事業所指定については、別掲されているので、省略した。

⑩「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」修了者の取扱い

日本盲人会連合開催の標記講習会修了生については、図 10 にあるように、「同行援護従業者養成研修（一般・応用）修了者と認める」と回答したのは、86%にあたる 37 都府県であった。「講師資格として認めている」と回答したのは、32%にあたる 14 県であった。

ただし、「修了者として認めている」としているところにあっても、実際には一般課程に相当すると取扱っているところもあり、修了者が自分の取扱いを把握していないことも考えられる。また、「交通機関の利用」がなかった 24 年度は認めていないとする県もあり、主催する側も相当する研修にふさわしい内容にする必要があるようだ。25 年度以降の「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修（応用コース）」修了者を、現在、認めていない県においても、認める研修として取扱いをお願いしたい。

主任級ガイドヘルパーを講師としている県も見受けられたので、今後「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修（指導者コース）」修了者を明確に講師要件として入れていただき、地域間で研修開催の格差が生じないようにお願いしたい。

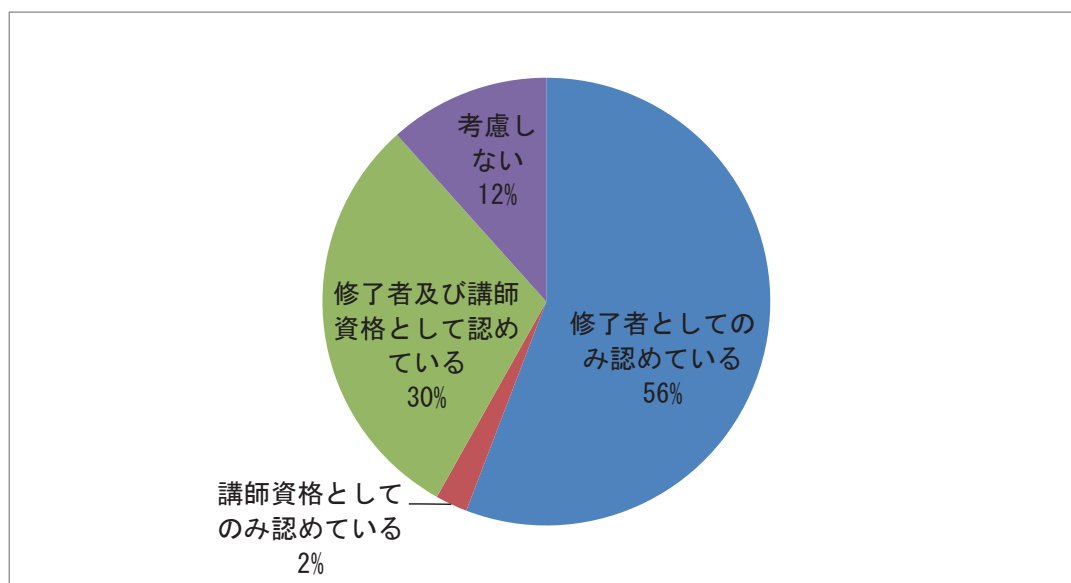


図 10 「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」修了者の取扱い

⑪都道府県の同行援護についての意見

記述は少なかったが、次のような意見があった。

- ・公共交通機関の発達していない山間地域が多い県においては、従業者自らが運転する車両で利用者を移送するケースが多いが、その場合、運転時間中は報酬算定の対象にならないため、事業者が交通費として利用者から徴収している場合が多い。

利用者が安全に乗車していることを見守り、精神的な緊張を強いられながら運転に従事している間も報酬算定の対象とするよう、改正していただきたい。

【5】事業所調査（アンケートとヒアリング）

事業所アンケートは、日本盲人会連合内に設けられている同行援護事業所等連絡会に加盟している 40 事業所に対して実施した。

全国には多数の同行援護事業所が存在するが、その多くは介護保険の訪問介護や障害者総合支援法の居宅介護等を主として実施する事業所である。それらの事業所は、事業運営において同行援護は数パーセントにも満たないところが圧倒的多数であると想定される。これらを調査対象として、ヘルパーの賃金や経営状況を問うたとしても、同行援護問題の本質は見いだせないと考えた。

そこで、少数にはなるが、同行援護のみを事業内容とする、ないしは事業の大半を同行援護とする事業所を中心としたアンケートにするために、同連絡会に加盟している事業所に絞って実施した。

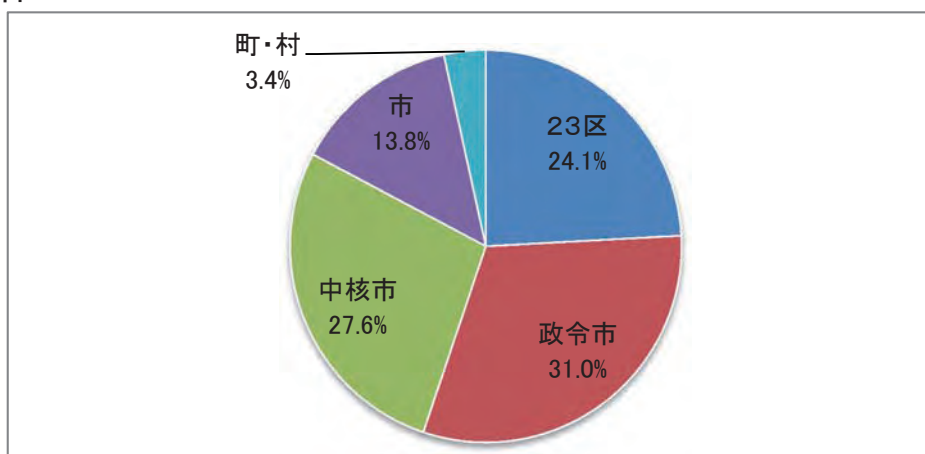
アンケートに回答した事業所は 29 事業所であり、回答率は 72. 5%であった。

また、アンケート実施後、同連絡会において加盟事業所を対象にヒアリングを実施し、アンケート調査を補う形をとった。

事業所について

○事業所の所在自治体

23 区	7
政令市	9
中核市	8
市	4
町・村	1

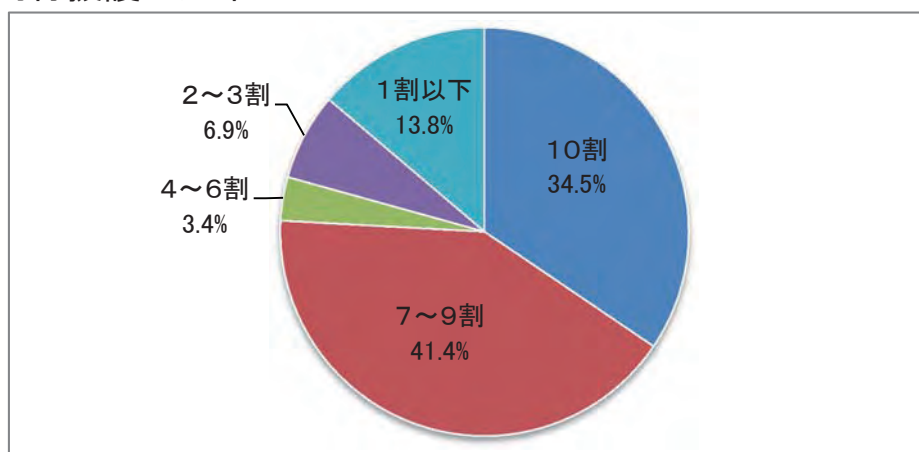


☆事業所アンケートに回答した事業所は、比較的大都市圏に所在している。

大都市と中小都市とでは、視覚障害者の人口密度の違いと、交通機関の発達の度合いが異なるため、同行援護の利用実態や事業所経営に差が生じられると思われるが、中小都市における実態は、このアンケートでは表せていないと言わざるを得ない。

○各事業所における同行援護の比率

10 割	10
7～9 割	12
4～6 割	1
2～3 割	2
1 割以下	4



☆各事業所の実施事業における同行援護の比率を問うたところ、7～9 割が最も多かった。このグループにおいて同行援護以外に実施している事業としては、主に移動支援事業である。

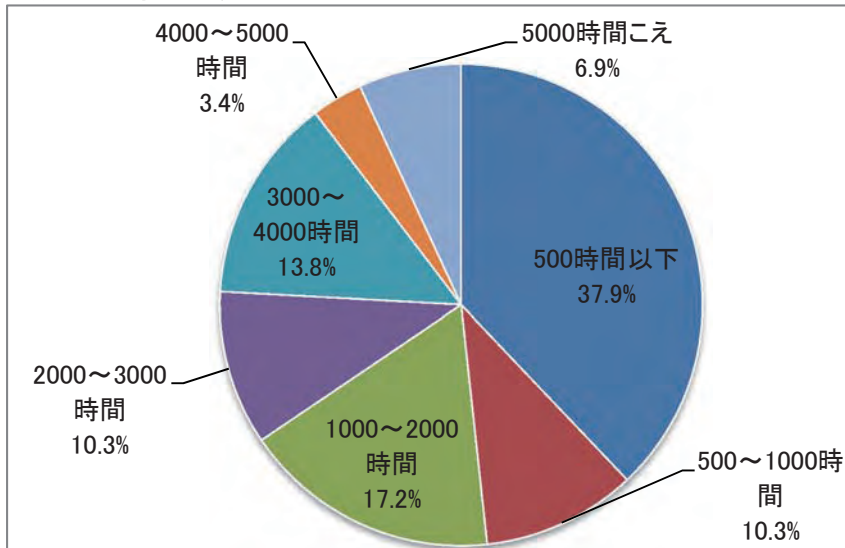
☆同行援護が 7 割以上とする事業所は 22 で、75. 9%である。

☆同行援護が 7 割未満とする事業所は、他には介護保険や障害サービスの事業実施をしている。

☆全国的にみても、同行援護が 7 割以上の事業所は非常にまれである。その点において、このアンケート結果は、同行援護についての特徴的な結果を表していると言える。

○同行援護派遣時間数（平成 25 年 10 月）

500 時間以下	11
500～1000 時間	3
1000～2000 時間	5
2000～3000 時間	3
3000～4000 時間	4
4000～5000 時間	1
5000 時間超え	2



☆最大値は 11,301 時間、最小値は 15 時間であった。

☆500 時間以上の 18 事業所は、すべて同行援護の比率が 7 割以上の事業所である。

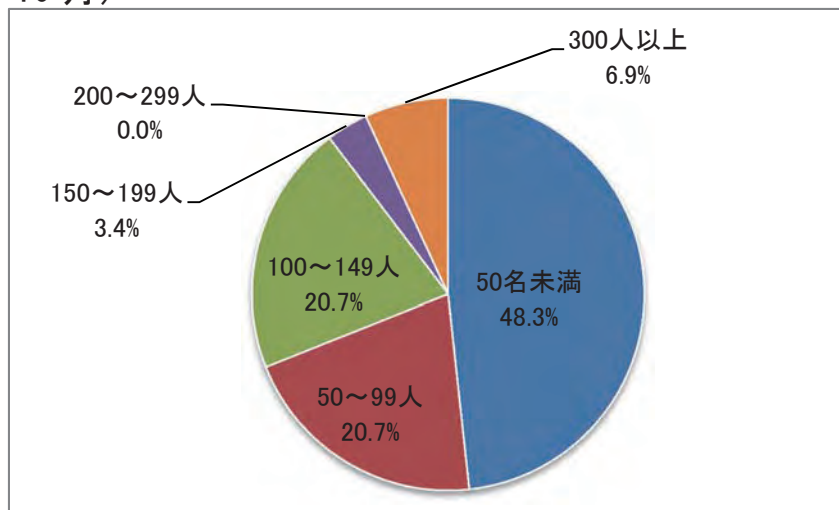
☆中でも、5,000 時間を超える 2 事業所は、いずれも同行援護 10 割である。

☆一方、7 割未満とする 7 事業所は全て 500 時間以下である。

★全国的には、利用者が数人から 10 人程度の事業所が多いことが推測されることから、派遣時間数が月 500 時間に満たない事業所が多いと考えられる。

○利用実人数（平成 25 年 10 月）

50 人未満	14
50～99 人	6
100～149 人	6
150～199 人	1
200～299 人	0
300 人以上	2

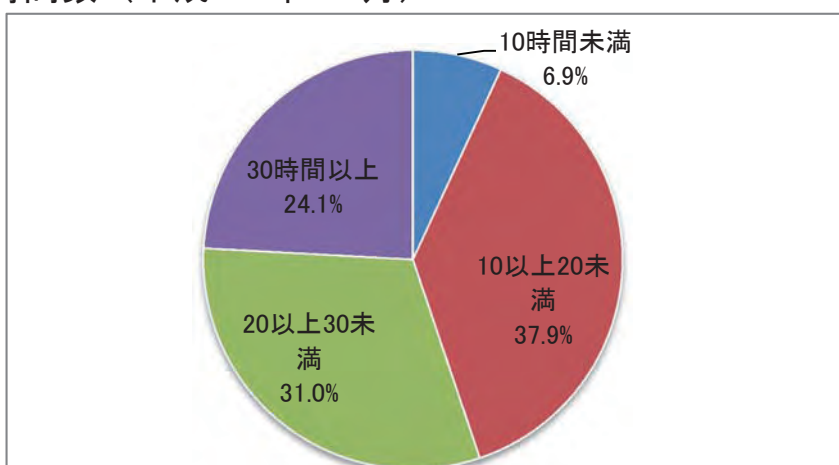


☆人数の多い上位 2 事業所は、482 人、363 人で、残り 27 事業所は 176 人以下となる。50 人未満は 14 事業所で、約 5 割である。

☆同行援護の比率が高い事業所が多い今回の調査でさえ、7 割の事業所が同行援護の利用者は 100 人未満である。この実態からすると、多くの事業所は、同行援護利用者が数人からせいぜい 10 数人というところが多いと思われる。

○利用者一人当たり派遣時間数（平成 25 年 10 月）

10 時間未満	2
10～20 時間未満	11
20～30 時間未満	9
30 時間以上	7



☆一人あたりの派遣時間数は、平均 22.9 時間である。

☆10 時間以上 20 時間未満の事業所が最も多い。

☆最大値は 46.7 時間、最小値は 5.9 時間である。

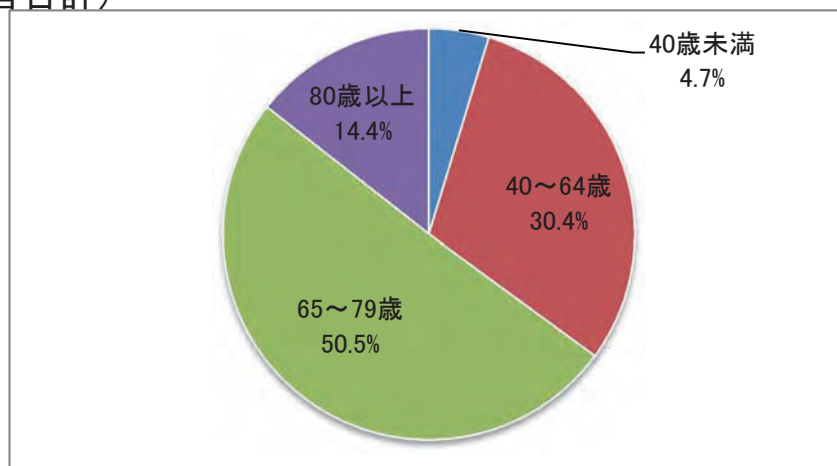
★同行援護を中心とする事業所の利用者でさえ、1 ヶ月 20 数時間程度の利用である。全国の視覚障害者がどれだけ同行援護を利用できているか、気になるところである。

★国は、自治体に対して国庫負担の目安となる単位数を示しているが、単純に「身体介護伴わない」単価で除すると 50 時間を超えるが、今回のアンケートでさえその半分にも満たない時間数しか利用されていないことについて、その理由を分析する必要があると考える。

利用者について

○年齢層（全事業所利用者合計）

40 歳未満	112 人
40～64 歳	723 人
65 歳以上	1203 人
80 歳以上	343 人

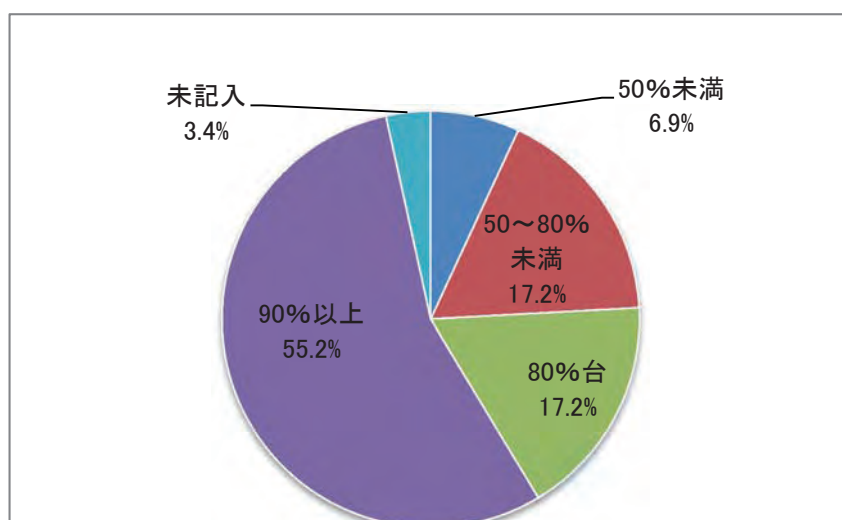


☆全事業所の年齢層を合計で見ると、40 才未満は 4. 7% 40～64 才は 30. 4% 65 才以上は 64. 9%であり、65 才以上の内 14. 4%が 80 才以上である。これは、予想を超える結果であった。

★これだけ高齢者率が高いという事実は、同行援護が高齢視覚障害者に充分対応した事業でなければならないことを示している。少なくない自治体において、「65 歳以上の通院等については、介護保険優先」などと判断され、利用者から苦情が上がっている実態がある。どんなに高齢であっても、視覚障害者である以上情報提供を主たる内容とする同行援護が利用できなければならない、単に年齢のみをもって同行援護から排除しようとすることはあってはならないことである。

○身体介護伴う・伴わない
(身体介護伴わない比率)

50%未満	2
50～80%未満	5
80～90%未満	5
90%以上	16
未記入	1



☆16 事業所が「身体介護伴わない」利用者比率が 9 割以上であり、8 割以上では 21 事業所となる。

☆回答した 29 事業所における全利用者の割合で見ると、約 75%が「身体介護伴わない」である。

☆これらの数値から、視覚障害者の場合圧倒的多数が、「身体介護伴わない」となっていることが推測される。

☆前項において 65 才以上が約 65%で、その内 80 才以上が約 14%という利用者実態にも関わらず、その多くが「身体介護伴わない」のが現状である

事業所ヒアリングにおいて、利用者の高齢化について実態を聞いたところ次のような内容であった。

通常の視覚障害者の誘導スタイルでは歩けないために、押し車などを使用している利用者や、外出先でお金の出し入れにも援助が必要とする利用者などが、契約者におられるとするとところが 8 事業所あった。

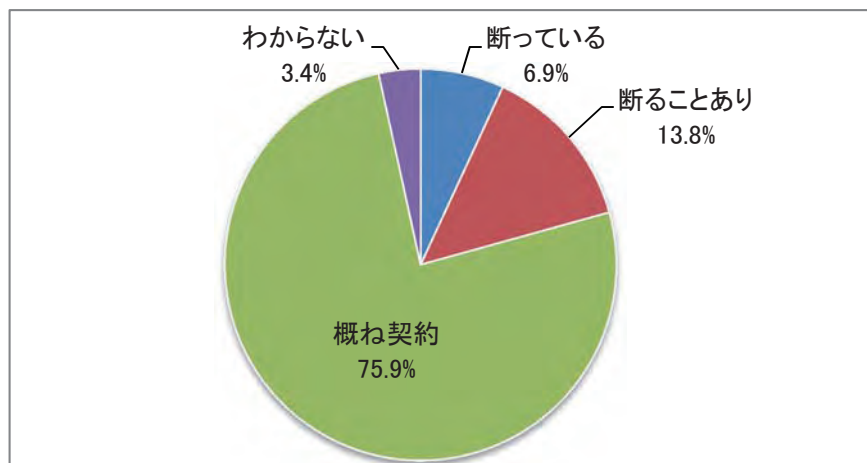
中には、脳梗塞などで視覚障害に加えて片麻痺の方や、自身では服薬管理や病状把握が困難であり通院時にはヘルパーが医師の指示を理解する必要がある認知症の方などがおられるという報告があった。この現状においては、視覚障害の特性に加えて介護的知識もガイドヘルパーに必要となっているとする声があった。

★前項において 65 歳以上の利用者が約 65%で、そのうち 80 歳以上が約 14%という実態にも関わらず、その多くが「身体介護伴わない」となっているのである。「身体介護伴う・伴わない」の判断基準が、利用者において、また事業所への報酬という点において妥当なものであるのか議論の余地があろう。

平成 26 年 4 月より、障害程度区分から障害支援区分となり、認定調査においてこれまでとは異なる判断がされるようになった。この変化が、今後利用者の「身体介護伴う・伴わない」判断にどのような影響を与えるのか注目したい。

○新規契約状況

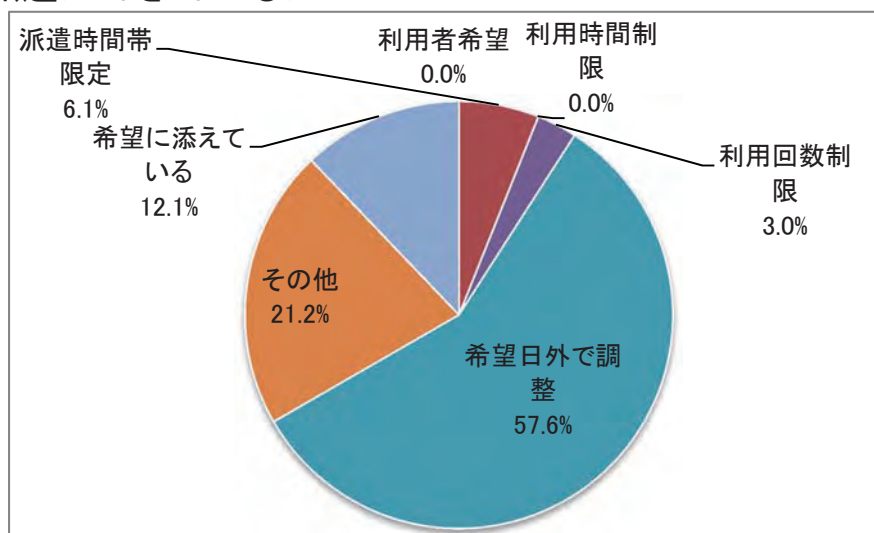
断っている	2
断ることあり	4
概ね契約	22
わからない	1



★概ね契約できているとするとところが 22 事業所でほとんどであるが、同行援護事業所等連絡会加盟事業所という性質から推測して、「なんとか契約は断らずに受けている」と解釈するのが妥当ではないか。それは、次の項目と合わせてみるとよくわかる。

○利用者の希望通りの派遣ができているか

派遣時間帯 限定あり	2
利用時間制限 あり	0
利用回数制限 あり	1
希望日外で 調整あり	19
その他	7
希望に添えて いる	4



前述の項目について、新規契約は概ねできているとするとところが多いものの、利用者の希望通りに派遣できているところは 4 事業所にしか過ぎず、多

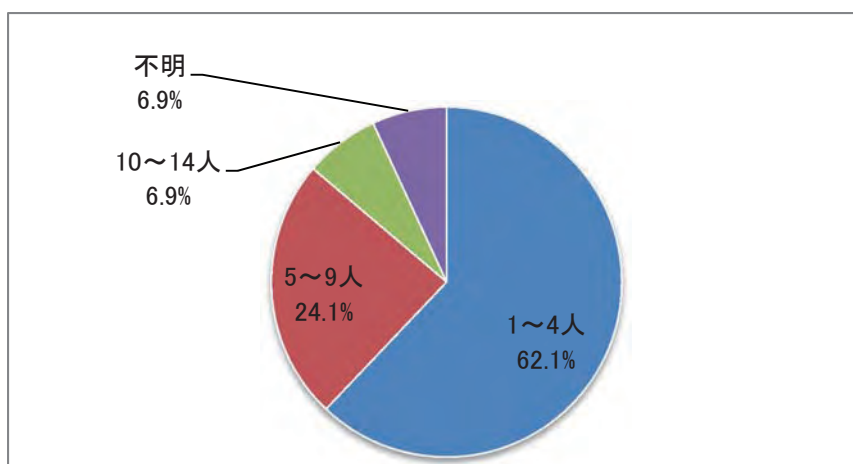
くの事業所が希望日の変更をお願いしているのが現状である。契約はするが、派遣調整には余裕のない実態が浮き彫りになっている。

ヒアリングにおいても、多くの事業所がヘルパー不足を訴えている。その理由として最も多くあげられたのが、同行援護従業者養成研修実施の不足である。その結果、ヘルパーの増員のみならず、補充さえできずにいる事業所の状況が伺えた。

従業者について

○サービス提供責任者 (総数)

1～4 人	18
5～9 人	7
10～14 人	2
不明	2

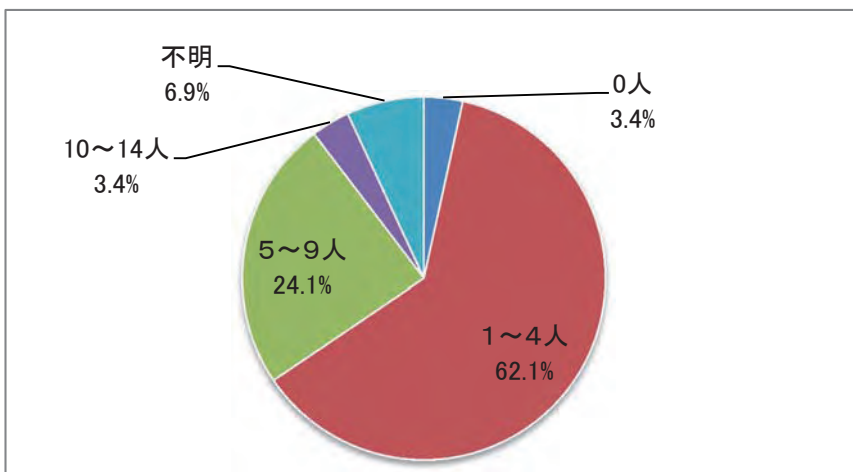


☆1～4 人のところが 18 事業所で最も多い。

☆不明の 2 事業所を除いた 27 事業所で、サービス提供責任者の総数は 111 人である。そのうち常勤 89 人、非常勤 22 人である。

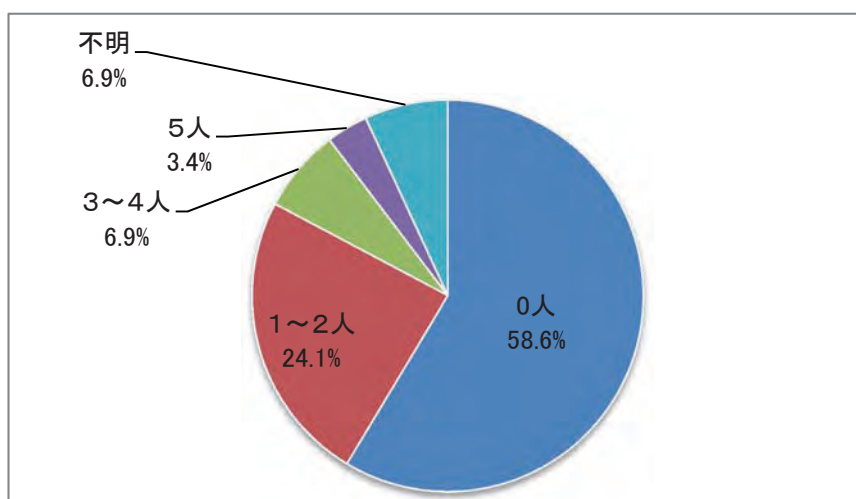
(常勤)

0 人	1
1～4 人	18
5～9 人	7
10～14 人	1
不明	2



(非常勤)

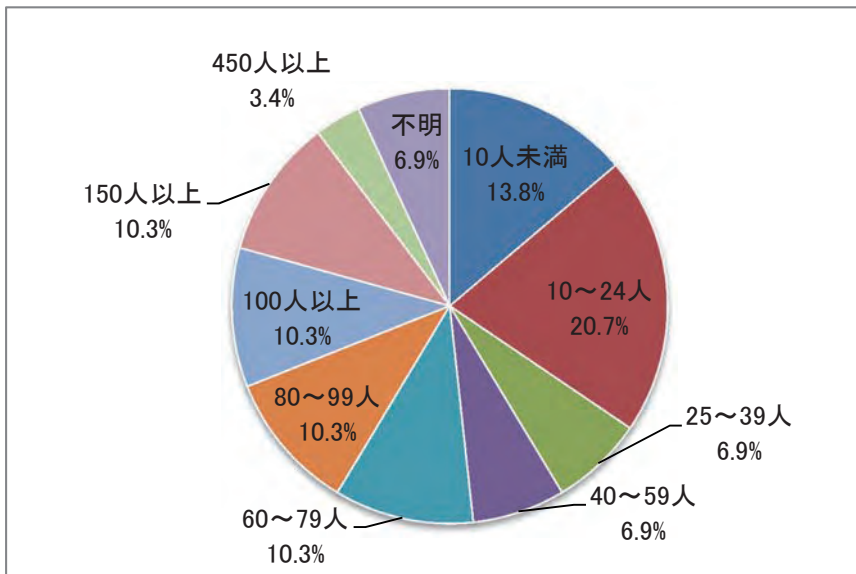
0 人	17
1～2 人	7
3～4 人	2
5 人	1
不明	2



○ガイドヘルパー

(総数)

10 人未満	4
10～24 人	6
25～39 人	2
40～59 人	2
60～79 人	3
80～99 人	3
100～149 人	3
150～449 人	3
450 人以上	1
不明	2

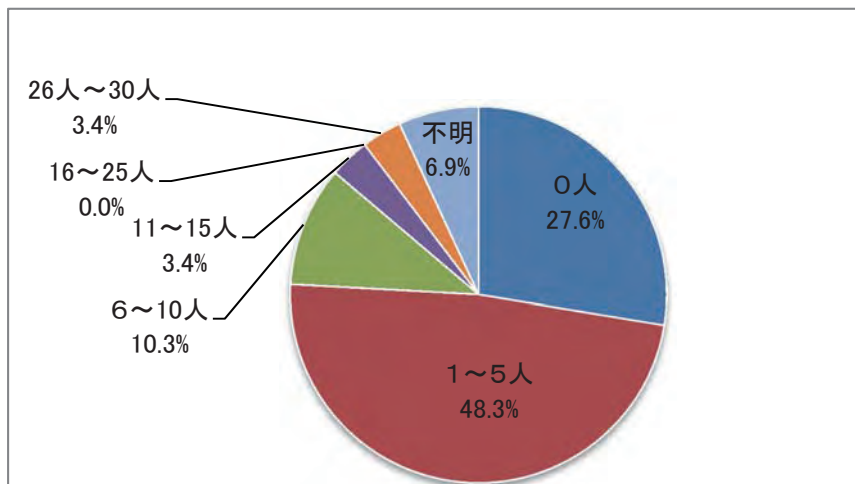


☆10～24 人が 6 事業所で最も多かった。

☆不明 2 事業所を除いた 27 事業所で、ガイドヘルパー総数は 1994 人であった。そのうち、常勤 102 人 (5.1%)、非常勤 589 人 (29.5%)、登録 1303 人 (65.3%) であった。常勤の多くは、サービス提供責任者を兼ねていると思われる。

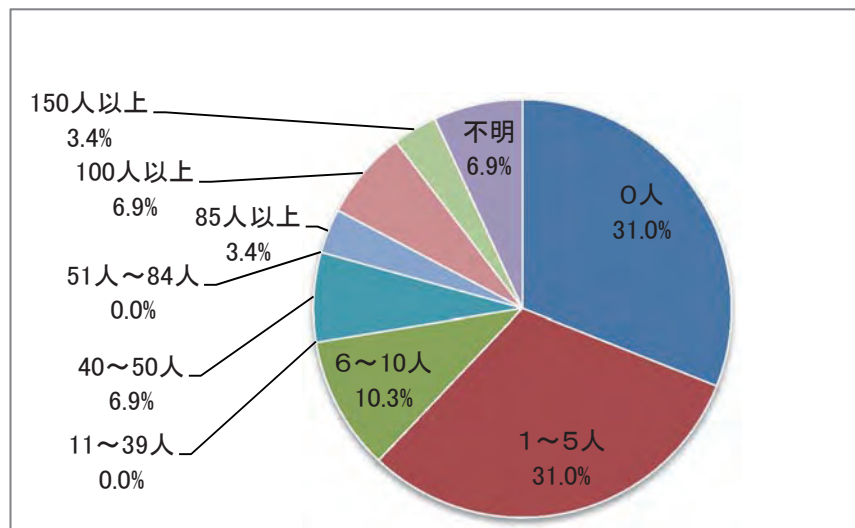
(常勤)

0人	8
1～5人	14
6～10人	3
11～15人	1
16～25人	0
26～30人	1
不明	2



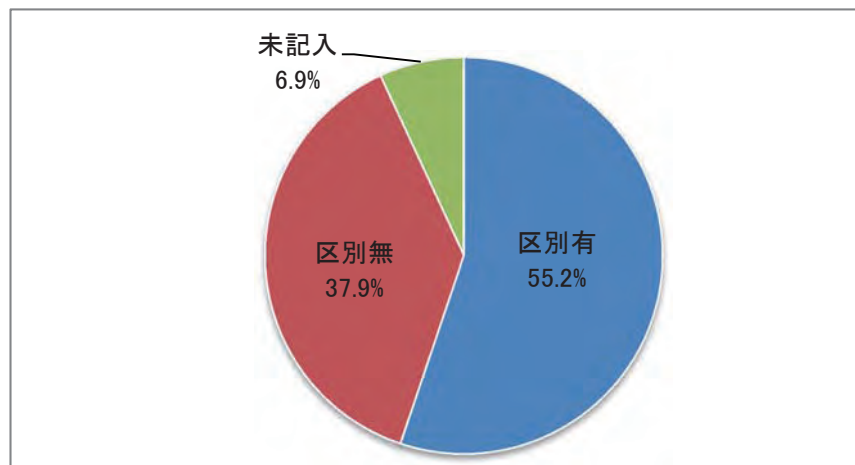
(非常勤)

0人	9
1～5人	9
6～10人	3
11～39人	0
40～50人	2
51～84人	0
85～99人	1
100～149人	2
150人以上	1
不明	2



○ガイヘルの給与単価

区別有	16
区別無	11
未記入	2



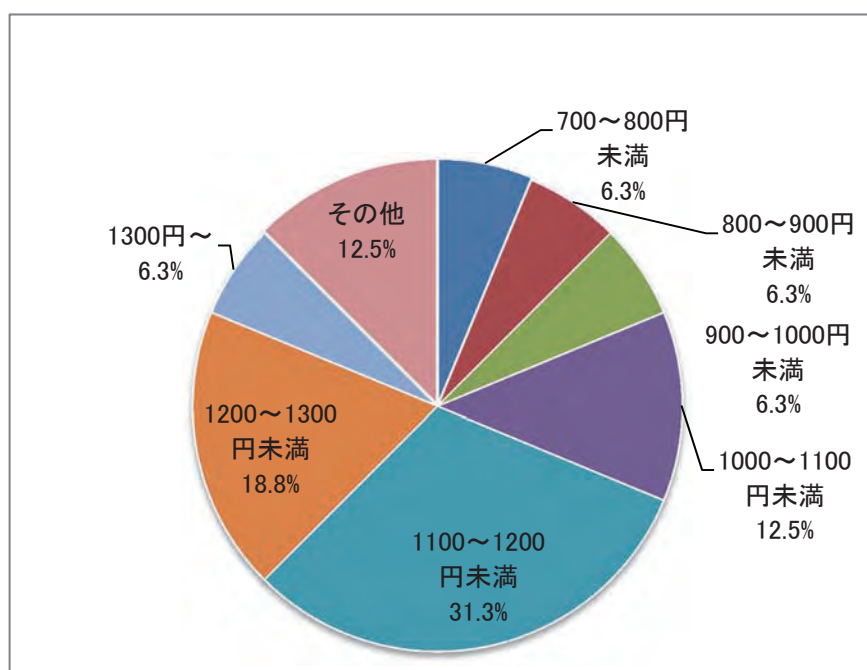
☆「身体介護伴う」と「身体介護伴わない」で金額の差をつけているところが16事業所、同額のところが11事業所、未記入が2事業所であった。

☆「身体介護伴う」と「身体介護伴わない」で報酬額に大きな差があるにも関わらず、同一金額としているところが11事業所もあるのは特徴的である。

☆その理由について最も多かったのが、「身体介護を伴わない利用者のガイドが、必ずしも楽な業務とは言えないため」で8事業所あった。ここでも、現在の報酬単価基準が実態にそぐわないと考えている事業所が一定程度あることを物語っている。

○「身体介護伴わない・伴わない」で金額差がある場合の「伴わない」給与単価

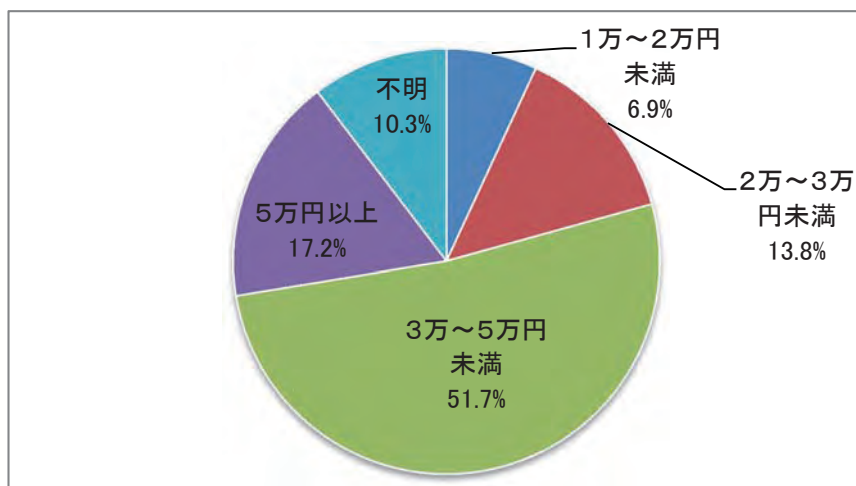
1000～1100 円未満	2
1100～1200 円未満	0
1200～1300 円未満	1
1300～1400 円未満	3
1400～1500 円未満	1
1500～1600 円未満	2
1600～1700 円未満	1
1700～1800 円未満	3
1800 円以上	1
その他	2



☆「伴う」と「伴わない」で異なる金額を定めていても、利用者の75%は身体介護を伴わないと決定されていることから考えると、ヘルパーにとっての時給は概ね「伴わない単価」であり、その金額は高いところでも1,300円であり、1,100円前後が最も多い。また、「伴う」と「伴わない」で同額のところでは、1,100円前後である。

○ガイドヘルプの給与額

1 万～2 万円 未満	2
2 万～3 万円 未満	4
3 万～5 万円 未満	15
5 万円以上	5
不明	3



☆5 万円未満とする事業所が 7 割以上であり、多くのガイドヘルパーは同行援護についての収入だけでは一般的なアルバイト収入にも満たない金額しか得られていないことになる。

☆5 万円以上と回答したところは 5 事業所である。

☆給与額を給与単価で除すると、一人のヘルパーの平均的活動時間は概ね月 30 時間台と思われる。

☆ヒアリングにおいてガイドヘルパーへの手当てについて尋ねた。ヘルパーの通勤時（利用者同行前後の移動時）における交通費については、実費保障しているところが 10 事業所、時給に含めているところが 6 事業所であった。

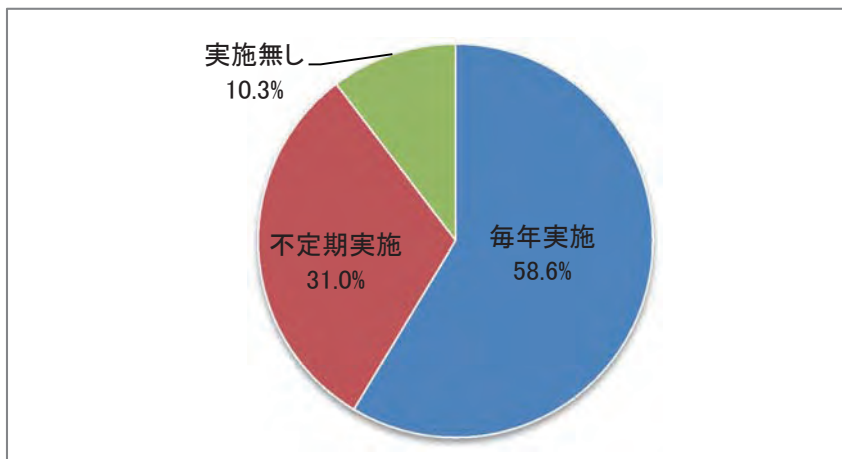
また、ヘルパーの研修参加について、全く手当を支給していないところが 5 事業所、交通費のみとするところが 4 事業所であった。

一方で、車いす手当、片道派遣手当、短時間活動手当などを、事業所の持ち出しで支払っているというところもあった。これらは、事業所の財政に余裕があるというよりは、ガイドヘルパー活動ゆえに伴うヘルパーの負担を少しでも軽減してヘルパー確保をしたいとする事業所の苦心が伺える。

★7 割以上の事業所で平均給与が 5 万円未満であり、これでは専門性を認識し、高度な対応ができるガイドヘルパーが担保されるとは到底言えない。仮に意欲的に取り組むヘルパーがいたとしても、生活者の視点から同行援護以外の業務重視で業務選択する人がいても不思議ではない。これらの課題を解消できる報酬額の検討が必要である。

○現任研修

毎年実施	17
不定期実施	9
実施無し	3



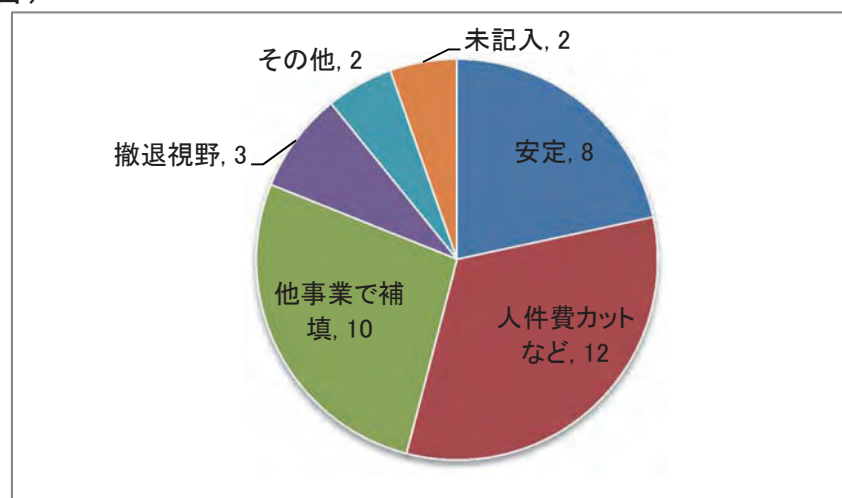
☆毎年実施のところでは（複数回答）、誘導技術 11 事業所、代読代筆 10 事業所、倫理 11 事業所、障害の理解 7 事業所、その他の内容では救急処置・事例発表・用具・制度の理解などが取り上げられている。

★利用者の高齢化に対応した内容はまだ実施されているとは言えない。

事業所経営について

○経営の見通し（複数回答）

安定	8
人件費カットなど	12
他事業で補填	10
撤退視野	3
その他	2
未記入	2



☆安定した経営ができていると答えたのは 8 事業所で、3 割に満たない。他事業で補填しかろうじて維持しているところが 10 事業所で最も多い。さらに、事業の撤退を視野に入れているとするとところが 3 事業所であった。これら 3 事業所の利用者数と派遣時間数は、以下の通り。

（A：44 人 1265 時間 B：10 人 254 時間 C：10 人 389 時間）

○報酬単価について厚労省への要望

☆自由記載を求めたが、現在の報酬単価では厳しいとするところが約半数に近い13事業所にもなった。

具体的には、「同行援護単独の事業所であっても安定した経営見通しが持てるよう、報酬単価を上げて頂きたい」「しっかり身体に触れて誘導し、危険の多い仕事であるが“身体介護を伴わない”単価が低く不適當だと思う」などの意見があった。

☆ヒアリングでは、キャンセル料について尋ねた。

視覚障害者の外出は、天候や体調に左右されやすく日常的にキャンセルは多い。そのため、多くの事業所においては、これらの理由ではキャンセル料を徴収できないと回答した。

全体を通じて

○制度改正を求める内容

☆自由記載を求めたところ、①地域間格差の解消、②医療機関内利用の徹底、③報酬単価の見直し、に関する記載が多く、事業所として切実な課題であることが強く伺える内容であった。これらの課題中心に主な回答を列記する。

地域間格差の解消

- ・同じ県内でも、市町村によって支給時間に格差がある。地域格差の解消は緊急の課題である。
- ・視覚障害者に対して同行援護が周知されていないため、公的機関からのアプローチが必要。

院内利用の徹底

- ・視覚障害者の通院において、往復・病院内共に同行援護が利用可能であることを文書化し、どの自治体も理解できるよう要望する。

報酬単価の見直し

- ・同行援護は「介護」ではなく「移動に必要な情報提供する」ことが主であるなら、「身体介護伴う・伴わない」の区別は廃止すべきである。
- ・外出支援が、居宅支援と同額とされる基準に疑問がある
- ・「身体介護伴う・伴わない」の決定が自治体や担当者によってバラツキが大きいため、一貫した対応をお願いしたい
- ・利用者の高齢化に伴い、耳が遠い、歩行時にふらつきがあるなど、視覚障害以外の支援を求められることもあるため、「身体介護伴う・伴わない」

の報酬基準ではなく、一本化されたい。

その他

- ・支給量の上限は設けるべきでないことを自治体に指導してほしい。
- ・入院時の外泊の際、同行援護が利用できるようにすべきである。
- ・身体的又は地域的理由により公共交通機関利用が困難な場合、ヘルパーの自家用車利用が可能となるよう希望する。
- ・同行援護のヘルパーは1事業所において人数が限られており、自力で研修を行えるところが少ない。行政による無料研修の開催を望む。

【6】利用者調査（ヒアリング）

■ヒアリングの目的

障害者総合支援法改正に基づき創設された同行援護制度につき、同行援護の利用の有無を問わず視覚障害者の意見を集めた。また、制度変更に伴う改善点、及び今後の課題を明らかにする。

■愛媛

2014年2月2日

松山市視聴覚福祉センターボランティア室

10時30分から11時40分

参加者 6名（対象者はアルファベットで表示）

質問（1）同行援護を利用しているか。

①利用している ⇒4人

②利用していない ⇒2人

司会： どうして同行援護を利用していないのか。

D： 県外に出ることはめったにない。障害等級は2級で、市内ならば1人で移動できる。私は弱視であり、弱視と全盲では同行援護の性質が違うのではないかと。私はアウトドアが趣味で、山に行く。タクシーで行くには高額すぎる。同行援護で自動車を利用できるのであれば使いたい。そうでないので、諦めている。

A： 使わなくてもすんでいるから。見えにくくなってきて、夜間は難しくなってきた。白杖を使っているのでも、最近では周りの人も声かけしてくれることが多くなった。赤信号など教えてくれるし、わからなくなれば自分から声をかける。これまで不自由なくやってきた。通院時は、最近では看護師などが手を引いてくれるようになった。代筆も申し出ると、快く対応してくれる。

司会： 弱視と全盲では同行援護のニーズが異なるというのは、具体的にどういうことか。

D：私は弱視と全盲では、同行援護に求めることが違うと思う。弱視の場合は現場に行くまでの利用として同行援護を利用するが、現場については同行援護が不要。

C：全盲は、移動を含めて生活そのものに同行援護が必要。弱視は、1人で移動しようと思えばできるので、同行援護を趣味で使おうとするなど、生活を豊かにするためにあるのではないかな。もちろん、全盲、弱視であっても人それぞれだと思うが。

F：私は全盲だが、趣味で使うことが多い。冠婚葬祭の際にも利用している。

B：私も全盲と弱視のニーズは違うと思う。弱視は、家の中や家の周りのことは何とかなる。趣味や社会参加など世界を広げる意味で、同行援護がある。もちろん個人1人ひとりにあった援護であることはいうまでもないが。

E：個人の要望に応えるようにしてほしい。

司会：Aさんは夜間しんどくなってきたと言っていたが、さらにしんどくなったら利用する意向はあるか。

A：夜間しんどくなってきたら、タクシーを使うと思う。同行援護は使わない。理由は支給量が7時間しかないから。同じ視覚障害なのに、支給量が7時間の人や50時間の人がいるのはおかしい気がする。

E：支給量の問題は、かつて自治体の地域生活支援事業の性格を引きずっているからではないか。自治体によって、個々人で違うところもあれば、一律のところもある。自治体によってばらばらなので、利用しにくくなっていると思う。

質問（2）同行援護をどのように利用しているか。

F：俳句カルチャーのような趣味、葬儀にも使う。

E：通院、買い物、趣味。

C：趣味、年に一度程度の通院。

B：趣味、買い物。

質問（3）かつての移動支援を利用していたか。

利用していた ⇒3 人

利用していなかった ⇒2 人

質問（4）かつての移動支援事業から同行援護にかわって、あなたはどのように評価するか。どのような点が良くなったか。どのような点が悪くなったか。また改善点は？

B：以前は使っていなかった。同行援護になって、手続きが簡便になったので使い始めた。もともと使いたかったのもある。

C：同行援護になり使いやすくなった。代筆、代読が認められたのも大きい。市町村の申請手続きも簡便でよくなった。

F：以前は、制度を知らなかった。聞くとところでは、以前の移動支援事業では、車での移動が認められる自治体もあった。同行援護では、原則車が認められない。これはどうなのか。利用料について以前は無料で、同行援護で利用料が必要になったのもどうか。

E：現在でも移動支援事業は残っている。自治体によって、使わせたくないところもある。原則、視覚障害の利用者 1 人にガイドヘルパー 1 人がつく。ある自治体では、視覚障害夫婦は、同行援護にてガイドヘルパー 1 人を認めている。これを広げてほしい。家の中でも代読、代筆は必要なのは変わらない。ホームヘルパーにもこれを認めてほしい。

C：通学通勤の利用を認めてほしい。社会参加の促進の観点から考えたら当然ことではないか。

B：原則、車の利用は認められない点について。地域によって、公共交通事情は違う。路面バスがあっても、朝夕 1 本ずつしかないところもある。愛媛県の郡部では、松山からガイドヘルパーが行き、車を置いて、利用者とガイドヘルパーがタクシーで松山市へ来ることもある。経済的負担

もばかにならない。事故の心配もあるだろうから、事業所認定など一定の枠組みを作って、車の利用を認めてほしい。ヘルパーが運転するのかなど課題はあるだろうが。（賛同の声、複数）

E：車で移動できるのであれば、それにこしたことはない。一定の条件をつけるのはいい。

C：安全面も考慮してほしい。車に乗れるようにはなっても、事故が起きては困るから。

F：車が運転できるかどうか、運転がうまいかどうかでガイドヘルパーを選ぶようになるのは困るのではないか。

司会：福祉有償運送の説明。

E：同行援護の特質を認め、国土交通省と厚生労働省が協力して認可できる仕組みがあるといい。

司会：同行援護の利用料についてはどうか。

F：私の場合はたいした負担ではない。残存能力を使っていきたいと思っているので、なるべく自分で行動し、必要があれば使っている。しかし、移動のために費用を支払うのはおかしいと思う。視覚障害は、なりたくてなったわけではない。同行援護サービスの時間超過の場合、若干でも30分扱いになるのが不満。同行援護になってから厳しい。

C：利用料は、本来無料であるべき。今は財政上、そうせざるをえないのではないか。無料にするか、利用料を払う人をもっと高額所得者に限定すべき。

E：権利条約批准や、障害を理由にした差別や合理的配慮など言われているのを考えると、まさにこれが差別じゃないか。制度的には、創設当初、介護保険と一緒にあるのを前提にした議論だったから、こうなった。高齢者と一緒にしないと言っているのだから、考え方もわけたらよい。県内のある自治体では、複数の事業所に契約しても、どの事業所でどのくらい使うかは個人で管理している。これは使い勝手がいい。全国でも広げるべきだと思う。

B：原則、無料が望ましい。年金が下がったり、物価が上がる中で、利用料の上昇について歯止めをかける仕組みがあってほしい。

司会：ガイドヘルパーの人材育成、専門性の質についてはどうか。

C：同行援護になってからは、どうにもならないというレベルの人はいない。質の向上は確かだ。

B：質は向上した。

C：私たちは自力でも移動してこうして集まれるメンバーだ。中途障害で、同行援護を利用しても出てこられない人たちがいるだろう。そういう人たちにこの質問はすべきだ。困っていることはあるかと思う。

F：ガイドヘルパーになっても研修をし続けてほしい。事業所ではなく、制度に組み込んでほしい。資格更新制にしてほしい。研修がなければ、悪くもならないがよくもならない状態になる。（賛同の声、複数）

B：ガイドヘルプの全国一律のマニュアルを作って、広げてほしい。

C：ガイドヘルプもホームヘルプも利用者の生活を支えるもの。将来的には一体化の方向性を目指してほしい。

E：そのとおりだ。家の中でこそ、代読、代筆が必要だ。ホームヘルパーにも認めてほしい。同行援護とは離れるが、障害支援区分をはかる質問に、視覚障害の特性に合わせていないものがある。特性を踏まえた調査にしてほしい。（賛同の声、複数）

E：同行援護では行けない場所の見直しもしてほしい。居酒屋はだめだという自治体もある。保健所が認めている飲食店は基本いけるべきだろう。

司会：そのほか、ご意見は。

B：同行援護などは県や市によって裁量が大きいのは難しい。全国で一律にしてほしい。

D：同行援護で利用できる範囲に、政治・宗教も認めるべき。権利条約から考えても、基本的人権で認められている政治・宗教活動に使わせないのは、差別じゃないのか。そうしたことを確認できる仕組みを作ってほしい。

ヒアリングを終えて（結果）－同行援護制度の評価

・地域移行支援事業から制度変更があり、同行援護を利用している参加者は大きな改善だったと考えている。特に

①申請手続きの簡便化

②代読・代筆を認める

③ガイドヘルパーの専門性の向上

を評価している。

・同行援護の利用者は、サービス内容のあり方につき、次のような改善点を求めている。

①自動車での移動禁止

②移動目的の制限（政治・宗教活動が認められない、通勤通学が認められない、自治体により酒を提供する飲食店が認められないなど）

③利用料の考え方

①については生活上の不便さからの改善を求めているが、②や③については障害者基本法や障害者総合支援法の基本的考え方である社会参加の促進、障害のある人の権利条約の差別禁止の考え方から、改善を求めている。

・同行援護の利用者は、特に全盲と弱視で同行援護に対するニーズが異なっていると考えており、個人の状況と障害の程度を考慮して運用することを求めている。

・同行援護の利用者は、自治体の裁量の違いから生じる、利用できるサービスの範囲、支給量管理の変更を求めている。

・同行援護の利用者は、現在のガイドヘルパーの専門性の質を評価しており、さらに資格更新制などを導入することを求めている。

・同行援護を利用していない者は、利用する必要があるという理由の他に、利用目的と支給時間に制限を感じていることが背景にあり、制度運用の課題とも関係している。

■福岡

2014 年 2 月 11 日

福岡市ふくふくプラザ

14 時から 15 時 30 分

参加者 13 名（対象者はアルファベットで表示）

質問（1）同行援護を利用しているか。

①利用している ⇒13 人

②利用していない ⇒0 人

質問（2）同行援護をどのように利用しているか。

A：主に会合への参加時に使っている。

B：買い物や研修、映画などの趣味にも利用している。

C：通院にも使っている。

D：他に冠婚葬祭や野球観戦にも利用している。

質問（3）かつての移動支援は利用していたか。

①利用していた ⇒13 人

②利用していなかった ⇒0 人

質問（4）かつての移動支援事業から同行援護にかわって、どのように評価するか。どのような点が良くなったか。どのような点が悪くなったか。また、改善点は？

B：福岡市の場合、同行援護になって会議など中抜きを要求され、必要な時間帯に利用が出来なかったりして不便になっている。

E：利用時間の制約が厳しくなって移動支援の方が使いやすかったと思う。

B：福祉課が労働基準法を持ち出してガイドの休憩時間や 8 時間を越える業務について言い出してガイドが業務途中で交替できるわけもなく非常に困っている。

F：散歩も可能になって、利用範囲は広がった。

G：カラオケサークルは利用できて、卓球サークルはだめなのは理解できない。

E：代読代筆が制度として明確になったのは助かるが自宅の中でも出来るようになると、さらに助かる。

H：地域によっては交通機関が不便なところも多いのでガイドが運転する車での移動を認めて欲しい。(賛同の声、複数)

D：毎回まではいかなくとも、病気やけが、また公共交通機関がない時間帯などはガイドの車を活用出来るようになると助かる。

I：高齢者は車が利用できると外出の機会は増えるでしょう。また、猛暑や豪雨などの場合も考慮して利用できると望ましいと思うが・・・・。

J：買い物の荷物が多い時なども車の利用が出来ればと思う。

司会：同行援護の利用料についてはどうか。

D：理念的には、誰もが利用料を払わなくてもいいのが理想だと思うが、難しいと思う。

司会：ガイドヘルパーの人材育成、専門性の質についてはどうか。

K：倫理やエチケットの研修をより多くやって欲しい。

I：効率的な代読や代筆の研修をやって欲しい。

司会：そのほか、ご意見は。

C：福祉課が見守り時間を請求時間から外して、事業所に時給として負担させるような指導をしているが、そのようなことをしていると事業所が増えないのではないか。

K：福祉課の指導では、休憩時間を入れて、その時間を控除させたり、8 時間を越えると、交替しなくてはいけないなど話があった。これは、全国的なルールなのであるか・・・？

A：学校の総合学習の講師で行く場合もわずかばかりの謝礼が勤務扱いだと言われ、同行援護を使えないと言われていたが、これも、全国的なことなのであるか？そうなら、改善して欲しい。

ヒアリングを終えて（結果）－同行援護制度の評価

・地域生活支援事業における移動支援事業から移行して、全国一律の制度となったはずなのに、利用制限の格差が大きくなったと感じている人は少なからずいる。

・この地域の同行援護の利用者は、サービス内容のあり方につき、次のような改善点を求めている。

①自動車での移動禁止

②利用目的の制限

③控除時間の撤廃

①については生活上の不便さからの改善を求めているが、②や③については自治体の裁量のあり方についての改善を求めている。

■高知

2014 年 3 月 5 日

高知市

14 時から 15 時 30 分

参加者 16 名（対象者はアルファベットで表示）

質問（1）同行援護を利用しているか。

①利用している ⇒14 名

②利用していない ⇒2 名

司会： どうして同行援護を利用していないのか。

D： まだ利用していないが、使ったら便利だろうとも思う。

B： もし、通勤に使えるようになったら、使いたいと思う。

質問（2）同行援護をどのように利用しているか。

買い物⇒7 名

通院 ⇒4 名

冠婚葬祭⇒4 名

その他

団体イベント、美容院、散歩、スポーツ観戦、慰問等

質問（3）かつての移動支援を利用していたか。

利用していた ⇒14 名

利用していなかった ⇒2 名

質問（4）かつての移動支援事業から同行援護にかわって、あなたはどのように評価しますか。どのような点が良くなりましたか。どのような点が悪くなりましたか。また改善点を挙げてください。

A： 移動支援より利用時間が長くなって散歩等用途が広がった。

B： 移動支援の時は、チケット制が導入されていて（全員一律年間 360 時間）利用していない時間が翌月に持ち越しできたが同行援護が始まってチケット制がなくなり、翌月に未利用の時間が持ち越せなくなって効率が悪くなった。（賛同の声、複数）

C：高知は過疎地が多く、公共交通機関が未発達なので歯医者が終わってバスが来るまで2時間もバス停付近で待たなくてはならない。どうにかガイドの車が利用できないのか、要望したい。

D：大雨の時や荷物があるときなど、車の利用は安全面からもせめて同じ市町村内は認めていただきたい。

司会：同行援護の利用料についてはどうか。

E：自己負担されている方が5名ほどいるようだが収入の基準を世帯から個々人の収入に変更していただきたい。
これでは、家族に気兼ねして利用しなくてはならない。

F：同行援護になった頃から処遇改善の加算が加わって自己負担が増えて
いるがこれって、本来利用料にのせるのはおかしいのではないかと
きちんと行政が対応して欲しい。
それと、ガイドの待ち合わせ場所への行き帰りの交通費の負担を取ら
れる事業所があるが、どうにか無料にならないのか。

司会：ガイドヘルパーの人材育成、専門性の質についてはどうか。

F：地図が読めないガイドや時間にルーズなガイドがいる。研修で指導し
て欲しい。

H：選べるほどガイドがいないので苦情を言いたい時もあるが、なかなか
言えない。

司会：そのほか、ご意見は。

G：仕事の休憩時間にガイドを使って銀行に行こうとしたら福祉課から
「仕事中のガイドは利用できない」とか言われた。休憩時間でもだめな
のか？もし、そうだとしたら改善して欲しい。

ヒアリングを終えて（結果）－同行援護制度の評価

・同行援護の導入により、次のような点が改善された。

①申請手続きが簡便化された

②代読・代筆が認められた

③利用範囲が拡大され、外出がしやすくなった

・同行援護の利用者は、サービス内容のあり方につき、次のような改善点を求めている。

①自動車での移動禁止

②利用料の考え方

①については生活上の不便さからの改善を求めているが、②については障害者基本法や障害者総合支援法による社会参加の促進、また、障害のある人の権利条約の差別禁止の考え方からも、改善を求めている。

■福島

2014 年 3 月 8 日

福島市視覚障害者情報支援センター

14 時から 15 時 30 分

参加者：13 名（対象者はアルファベットで表示）

質問（1）同行援護もしくは移動支援を利用しているか。

- ①同行援護を利用している ⇒3 名
- ②移動支援を利用している ⇒5 名
- ③自身がどのサービスを利用して外出しているのかわからない ⇒4 名
- ④全くどちらも利用していない ⇒1 名

司会：どうして同行援護、移動支援を利用していないのか。

D：現在は、家族がいてなんとかなっている。
環境が変わったら利用したい。

質問（2）同行援護をどのように利用しているか。

買い物 ⇒7 名

通院 ⇒5 名

冠婚葬祭 ⇒5 名

司会：質問（3）かつての移動支援を利用していたか。

利用していた ⇒9 名

利用していなかった ⇒2 名

わからない ⇒4 名

質問（4）かつての移動支援事業から同行援護にかわって、あなたはどのように評価するか。どのような点が良くなったか。どのような点が悪くなったか。また、改善点は？

B：事業所によってガイドの車を買上げ法式で利用しているが各事業所で料金が異なるので、一定のガイドラインがあれば良い。

C：とにかく過疎地域なので交通の便も悪い。車を利用してもらわなくてはとても移動が困難な地域である。

D：福島市内に指定事業所が 11 社あるようだが実際には稼動していない事業所があったりして、ガイドが不足している。

E：ガイドが不足していて、日曜はだめだとか、18 時以降はだめだとか、制限が多い。なんとか改善して欲しい。

F：福島では以前からガイドのボランティアサークルがあってガイドの不足を補ってくれている。だが、やはりボランティアなので、当てにならないこともある。

H：介護保険を利用している人は、介護保険が優先だと言われて通院には同行援護が利用できないが、全国的には利用できているところもあると聴く。なんとかならないのか……。 (賛同の声、複数)

司会：同行援護の利用料についてはどうか。

I：震災もあって経済的に厳しい人が多いので全員無料にして欲しい。
(賛同の声、複数)

司会：ガイドヘルパーの人材育成、専門性の質についてはどうか。

B：先ほども出ていたが、ガイドの不足は大きい。
全くと言ってガイドが選べないし、ガイドの時間に、利用者が合わせている状況だ。質以前の問題だ。

司会：そのほか、ご意見は。

A：今回全国的な状況も聴けて大変参考になった。

ヒアリングを終えて（結果）－同行援護制度の評価

・地域生活支援事業における移動支援事業から移行して、同行援護を利用している人が全国的には、圧倒的に多いが、この福島を含め東北地域には、いまだ移動支援の制度がかなり残っているようである。

さまざまな理由によって移動支援を継続していると思われるが全体として、同行援護従業者のガイドの不足を感じた。

・同行援護の利用者は、サービス内容のあり方につき、次のような改善点を求めている。

①自動車での利用の場合の料金の統一化

②65 歳以上の通院時での介護保険の優先の解除

①については生活上の不便さからの改善を求めているが、②については障害者基本法や障害者総合支援法による社会参加の促進、また、障害のある人の権利条約の差別禁止の考え方からも、改善を求めている。

2. 考察

[1] 利用できていない方が多い

今回の調査は、政令市・中核市・23区については全数調査とし、それ以外の市町村については抽出調査とした。その結果、各グループにおけるアンケート回収率に歴然とした差が生じた。市以上の都市部においては概ね80%以上であるのに対して、町33%、村6%の回収率であった。この数字だけでも、地域における利用に大きな差が存在することが浮き彫りになったと言える。

視覚障害の手帳所持者に対する同行援護利用決定者数、実際の利用人数、利用時間数等々の利用実績を見ても、都市部優位は明確であった。また、「身体介護伴う」決定率も都市部で高い傾向が見られた。

これらには複数の理由が考えられるが、ガイドヘルパー制度の歴史的経緯、交通網の発達の度合い、視覚障害者の人口密度、事業所数、自治体の視覚障害者福祉に対する意識や財政力などがあげられる。

調査結果としては、都市部と中小都市との差として現れたが、全国の視覚障害者に思いを寄せ、どこに住んでいても外出保障がされるよう、地域格差が少しでも解消されるよう配慮されなければならない。

[2] ニーズに合っていない

(1) 十分な時間が利用できない

国は、利用者のニーズに合わせた支給量を決定し、支給量の上限は設けてはならないとしている。しかし、今回の調査では、支給量の上限を設けていると回答した自治体が3割近くあった。その上限時間数は、50余時間としているところが多かった。この50時間前後の時間数は、国が自治体に対して国庫補助算定の目安となる単位数から割り出された数字であると思われる。決して支給量の上限算定根拠とすべきでない国が明言しているにも関わらず、実態としては自治体の誤った解釈が先行している現状が明らかとなった。

(2) 使いたい内容で同行援護が利用できない

① 通院

自治体の判断が国の解釈からずれている事例として、通院利用があげられる。国は、同行援護は介護保険にはない制度であるとし、高齢者の同行援護利用は可能とする内容のQ&Aを出して周知を図ろうとしている。

しかし自治体においては、介護保険優先や通院等介助優先と頑な解釈を押し通し、院内はもちろん医療機関への往復でさえも同行援護の利用を認めないところが多数みられた。

国がそれなりの措置を執ってもなお周知が図れない現実を直視し、視覚障害者に必要な支援である「情報提供」を正しく理解した上で、「介護」との混同がないようにさらに徹底が求められる。

② その他

今回の調査では、同行援護だけでなく移動支援事業についても市町村に尋ねた。

その結果、同行援護では派遣できないことを理由に、移動支援事業を継続実施していると回答した自治体が一定数あった。その内容は、通年かつ長期の利用や通勤・通学、期限付きの施設通所、グループ支援などであった。いずれの内容も、視覚障害者の安全な外出のためには、市町村の裁量に委ねられる地域生活支援事業（移動支援事業）ではなく、国の制度として保障されることを望むものである。中でも、通年かつ長期の利用や通所・通学については、早急に同行援護利用が可能となるよう対処されるべきである。

[3] 供給体制が不十分

（１）事業所・ヘルパーが足りない

自治体調査では、事業所やヘルパーが不足していると回答したところが多く存在した。また事業所調査においてもヘルパーが確保できないために、「新規契約をお断りしている」「希望日時の変更をお願いしている」などと回答したところが多く、利用者が希望する日時・内容で利用できていないことが明確になった。

（２）経過措置対象事業所が多い

自治体調査及び事業所調査において、同行援護の事業所要件を満たせないことから、経過措置を利用して事業所運営しているところが多く存在することが判明した。このままでは、いつまでも必要な研修を受けないヘルパーによる支援が続けられるだけでなく、場合によっては経過措置期間満了時に同行援護事業所が減少することにもなりかねない。

経過措置対象から脱却するには従業者養成研修の受講が必要となるが、①受けたくても地元で養成研修の開催がない、②受講料が高い、③同行援護の収入に対して受講の経費や労力が見合わない、等々の理由で解消されていない。

この問題解決のためには、国の事業として従業者養成研修を各地で開催するなど、経過措置対象事業所をなくすための方策が必要である。

（３）果たされるべき都道府県の役割

供給体制整備について役割を果たすのは都道府県とされている。

都道府県は、同行援護事業所や養成研修事業所の指定に携わっている。

都道府県調査では、経過措置対象事業所の把握と、経過措置期限満了時の問題解決についての認識を尋ねた。

結果は、自治体や事業所から伝わる危機感が、都道府県調査においては感じられない内容となった。すなわち、“はっきりとした不足を訴える声を把握していないから、充足しているだろう”という推測を元にした回答が多かったと予想される。この認識が、需要と供給のバランスを欠いている一因にもなっている。

養成研修事業の指定業務に携わるのみで、当該都道府県内での需要と供給のバランスを把握し不足する場合の措置を執るという意識は、希薄である。また、従業者等の資格要件について、経過措置期間満了まで１年未満と迫っている時期の調査であったが、経過措置対象事業所の解消について対策が執られていないのみならず、実態把握さえされていないという事実は、都道府県の役割を考えたときに重大な問題である。

都道府県によっては、従業者養成研修の修了者が500～900人に及んでいる。しかし、これらの修了者の多くは同行援護従業者として活動していないことが推測される。専門学校が学生を対象に開催するなど、もともと活動を想定していない人達の受講が相当数あると思われる。また、修了者に対して事業所一覧を配布するなどほとんどなされていない。サービスの供給体制に責任を持つ都道府県が、修了者の活動につながるよう対策をとられることを求めたい。

従事者養成研修は都道府県指定の事業所によって開催されることが基本とされている中で、13もの都道府県において委託事業として従業者養成研修が実施されていることは注目に値する。指定事業所による研修のみでは不足するとの判断によるものと思われる。問題解決に向けた方策として重視すべき点となろう。

供給体制の不足を解消するために策を講じることは緊急の課題である。

（４）事業所の経営が困難

同行援護事業所調査では悲鳴に近い声が多かった。

利用者の利用決定について、9割近くが「身体介護伴わない」利用者である

とする事業所が多かった。

自治体調査では、政令市は「伴う」「伴わない」がいずれも5割程度であったが、それ以外の圧倒的多数の自治体では、7～8割の利用者が「伴わない」決定であった。政令市の事業所でも経営難と回答していることから、それ以外の地域における事業所経営が相当困難であることが伺える。

「身体介護を伴わない」の報酬では事業所の安定した収入にならないとの判断から、同行援護の実施に踏み切らない事業所が存在する。また、実施していても、「身体介護伴う」利用者としてしか契約しない、ヘルパーローテーションにロスが出る不定期利用は断るなど、事業所の利用者選別がされる実態がある。

視覚障害者の外出保障実現のために同行援護の継続を望む事業所であっても、経営難から事業撤退を検討するところがあったことは、報酬についての見直しを強く求める現場の声と受け止めるべきである。

（５）報酬単価の問題

同行援護の報酬単価は「身体介護伴う・伴わない」の2類型になっている。

「伴う」の基準は設けられているものの、自治体調査においても事業所調査においても、利用者の2種類の決定割合は自治体によってバラツキが見られた。これには、いくつかの理由が考えられる。

①同行援護申請時に、利用者が「伴う」「伴わない」を選択できることから生じる影響である。すなわち、利用者においては自己負担増に対する懸念から「伴わない」を選択することがある。この場合、事業所としては利用者への配慮から容認せざるをえない。

②事業所の経営状況に配慮し、報酬額の高い「伴う」を利用者が選択する、ないしは事業所が暗に促すなどする。

①②共に、利用者や事業所の恣意的意向が影響してしまう制度の弊害である。

③都市部において、「伴う」決定率が高い結果が得られている。一定の財政力を持つ自治体が事業所存続を意図した配慮も推測される。

このように、2類型とする単価設定は矛盾を抱えている。それに加えて、「身体介護」の有り無しの視点のみで、2倍以上の差がある報酬単価の設定が妥当なのかも疑問である。事業所調査において、報酬は「伴う」「伴わない」で大きな金額差があるにも関わらず、必ずしも「身体介護を伴う」利用者の支援が大変とは限らないとして、ヘルパー時給を同額としている事業所が少なくないことも特徴的であった。

同行援護の本質が視覚障害者への情報提供と捉えたとき、その視点におい

て基準となる１種類の報酬単価を定めることが相応しいと考える。

その場合、選択できる制度の矛盾が解消され、事業所経営の安定につながる単価とされることが必要である。

（６）ヘルパーの質が問われている

自治体調査・事業所調査・利用者調査のいずれにおいても、ヘルパーの質の向上を求める結果が得られた。

都道府県調査では、養成研修の実技指導をビデオ上映で良しとするところが、限られた自治体ではあったが存在した。ビデオの活用を全面否定はしないものの、質の担保がなされているのかは確認が必要である。

また、免除科目を設けているところは多く、これについても免除とすることで本来習得すべき内容の学習機会が奪われていることに疑問を持つ。

また、今回の調査項目には含まれなかったが、現在の養成研修「一般課程」には交通機関の実習が含まれていない。すなわち、交通機関利用を一度もガイド体験しないヘルパーが現場で活動することを容認する今のカリキュラムについては早急な改善が求められる。

事業所調査で顕著に現れた高齢利用者の高比率については、今回明確にされた点の一つである。高齢期の視覚障害の理解に加え、聴力の低下、身体機能の低下、疾病の理解、意欲や意識の変化の理解など、幅広い知識や対応力が求められる。これら利用者の実態に合わせた養成研修の内容となるよう見直しが必要である。

ガイドヘルパーのモラルを問う声は常にある。視覚障害特性を理解し、危険から利用者の身を守り、慣れない屋外で一人で責任を負うヘルパーには、高いモラルが求められる。あるべきヘルパー養成に相応しい研修に見直すことで、質の向上が図られなければならない。

〔４〕その他の困難な課題

（１）ヘルパーの車利用

利用者調査において、最も要望の多かったのがヘルパー自家用車利用容認の要望であった。特に交通網の未発達、ないしは過疎化する地域においては、交通機関の利用を前提とする同行援護の利用は絵に描いた餅である。

現段階においては、地域における有償運送協議会設置実現が問題解決の糸口とされるが、この協議会設置を望まない組織があり、同意を得られず、設置が実現されないところが少なくない。この問題解決の糸口をどう見つけていくかが今後の大きな課題である。

仮に有償運送実施の条件が整えられたとしても、車の確保、所有者の経費負担など、解決において容易ではない課題が多い。

同行援護が都市部の視覚障害者のみが利用可能な制度とならないよう、真剣な検討が必要である。

（２）宿泊時利用

国は、一日で終了するという建前から、宿泊の利用は、「1 日利用の繰り返し」ならばありえると言う。利用者にとっては宿泊可能な解釈論であるが、ヘルパーに従業者＝労働者という視点に立つならば、夜間の拘束（ボランティア）を強いていることについての問題は残る。その方策について、報酬の考え方も含めて検討されるべきである。

第Ⅲ章 提言

1. 算定単価の改正

多くの事業所は同行援護サービス提供において身体介護を伴わない利用者の比率が高く、経営の厳しさが目立っている。

これは「身体介護を伴う」と「伴わない」との算定単価の開きが2倍以上もあることや、サービス提供現場での支援内容の違和感とともに、1割負担が必要な利用者からも不満の声が上がっている。

解決策として、「身体介護を伴う」と「伴わない」との算定単価を1本化されることが望ましい。その算定単価は双方の平均値ほどに定めたい。

2. 同行援護従業者不測の解消

同行援護従業者養成研修の開催件数において全国的に地域格差が生じており、それが、地域における同行援護従業者不足に直結している。

解決策として、同行援護従業者養成研修の開催不足となっている都道府県に開催するための委託費を厚生労働省が予算付けし、都道府県の委託事業として同行援護従業者の養成推進を図り、同行援護従業者不足の解消を目指すのが妥当である。

なお、地域に委託法人が見当たらない場合は日本盲人会連合に委託されたい。

3. 福祉有償輸送の認可に対しての規制緩和

移動困難者である視覚障害者において、公共交通機関が未整備な過疎地域はもちろんのこと、都市部においても貧困化等によって民間タクシーでの利用が厳しさを増している。

ほとんどのヒアリング会場でも、公共交通機関での移動の限界を指摘する意見が多く寄せられた。

解決策として、福祉有償輸送の運営協議会での検討の場、そして、申請書類審査の場において対象者、運営地域などの項目がスムーズに認可されるよう規制緩和を図られたい。

4. 同行援護の全国的な制度周知

地域生活支援事業であった移動支援事業から自立支援給付である同行援護事業となったにも関わらず、正しい制度周知が全国的になされていない。その結果が受給決定の自治体格差等にも表れている。

解決策として、厚生労働省は、同行援護のリーフレット（点字、音声含む）を作成して全国の地方自治体に配布すべきと思われる。

そして、地方自治体から視覚障害者に公布されたい。

その際、制度の概要、対象者等はもちろんのこと、どのような利用が可能なのか等、わかりやすく、より具体的な工夫が必要である。

作成に当たっては、当事者団体である日本盲人会連合に委託されるか、十分な連携を計られて作成を進められることにされたい。

委員名簿

(順不同・敬称略)

竹下 義樹	(社会福祉法人日本盲人会連合 会長)
橋井 正喜	(社会福祉法人日本盲人会連合 理事)
小林 章	(国立障害者リハビリテーション学院視覚障害学科 主任教官)
松永 秀夫	(社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会 理事長)
金村 厚司	(特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター 理事長)
松永 信也	(公益社団法人京都府視覚障害者協会 副会長)
高間 恵子	(公益社団法人京都府視覚障害者協会 事務局次長)
平井 敬子	(京視協ガイドヘルプステーション 所長)
青木 慎太郎	(京都産業大学 講師)
棚橋 公郎	(社会福祉法人岐阜アソシア サービス課長)
橋本 賢二	(特定非営利活動法人杉並区視覚障害者福祉協会 ガイドヘルパー)

附 則

1. アンケート調査票

平成 26 年 1 月 31 日

各 都道府県 障害福祉主管課 御中

平成 26 年 生活協同組合助成事業「視覚障害者の同行援護に関する
実態把握と課題における調査研究事業」へのご協力について（お願い）

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、社会福祉法人日本盲人会連合が生活協同組合の助成を受け、「同行援護に関する実態把握と課題における調査研究事業」を実施することとなりました。

同行援護については、改正障害者自立支援法により平成 23 年 10 月から開始された新たなサービスですが、施行後、全国的な調査がなされていないことから、厚生労働省といえども、現状の実態把握等が必要であると考えております。また、その上で課題を整理し、対応方策の検討に大変有益なものと考えております。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、本調査への協力について特段のご配慮をお願いいたします。

厚生労働省社会 援護局障害保健福祉部
障害福祉課 訪問サービス係

（実態調査の詳細につきましては、社会福祉法人
日本盲人会連合までお問い合わせください。）

同行援護に関する都道府県調査のご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、視覚障害者の福祉活動にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本盲人会連合では、この度、生活協同組合の助成事業として、同行援護に関する実態調査を実施することになりました。同行援護が実施されて2年が過ぎましたが、事業実施において地域格差が大きくなっています。その一つが養成研修の実施状況によるものとも言われています。ガイドヘルパーの確保がなく、事業実施にも影響を与えているのが現状です。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査へのご協力とご回答をお願い申し上げます。

平成 26 年 1 月

社会福祉法人日本盲人会連合
会 長 竹 下 義 樹

【ご回答に当たってのお願い】

1. ご回答は、2 月 28 日（金）までに FAX (03-3200-7755) または、メール (jim@jfb.jp) にてお願いいたします。

※調査票の電子媒体のご希望は、恐れ入りますが jim@jfb.jp まで、メールをお願いいたします。調査票の電子媒体を添付の上、返信させていただきます。

【この調査に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人日本盲人会連合 組織部 団体事務局 有泉（ありいずみ）

電話：03-3200-0011 FAX：03-3200-7755 E-mail：jim@jfb.jp

1. 貴都道府県名とご記入者名を教えてください。

貴都道府県名 (_____ 都・道・府・県)

ご記入者名 所属 (_____)

氏名 (_____)

メールアドレス (_____)

2. 貴都道府県の基本情報（平成 25 年 3 月 31 日現在）についてご記入下さい。

人 口 (_____ 名)

視覚障害手帳交付数 (_____ 名)

3. 同行援護について

Q 1 平成24年度に貴都道府県において同行援護従業者養成研修が実施されましたか？

ア、実施された イ、実施されていない
 実施されていない理由

Q 2 同行援護従業者養成研修についてお答え下さい（平成24年度実績）

①実施回数	一般（ 回）	指定（ 回）	委託（ 回）
	応用（ 回）	指定（ 回）	委託（ 回）

②年間修了者総数	一般（ 名）	応用（ 名）
----------	-------------	-------------

③実施事業所数	（事業所 カ所） 実施主体ごとに事業所数を記入下さい。		
指定	自治体（ ）	社会福祉法人（ ）	公益法人（ ）
	NPO 法人（ ）	一般企業（ ）	その他（ ）
委託	自治体（ ）	社会福祉法人（ ）	公益法人（ ）
	NPO 法人（ ）	一般企業（ ）	その他（ ）

★事業所名一覧があれば添付をお願いします。
 （その場合、上記記入は省略いただいて結構です。）

④免除科目について、所持資格などによって、免除される科目がありますか？

ア、ある（免除科目の内容の記載又は資料がございましたら添付をお願いします。）

免除科目の内容

イ、ない

⑤1人の講師が担当する科目数に制限を設けていますか？

ア、設けている〔科目数（ ）〕

イ、設けていない

ウ、その他

⑥通信による研修の実施を認めていますか？

ア、認めている 通信方法が可能とされる講座に○をおつけ下さい。

一般課程（ 講義 実技 ）科目名（ ）

応用課程（ 講義 実技 ）科目名（ ）

イ、認めていない

ウ、その他

⑦ビデオ等の視聴による実技を認めておられる場合、その科目に○をつけ、時間数をお書きください。

ア、認めている

一般課程

・ 基本技能（ 時間）

・ 応用技能（ 時間）

応用課程

・ 場面別基本技能（ 時間）

・ 場面別応用技能（ 時間）

・ 公共機関の利用（ 時間）

イ、認めていない

⑧研修修了者に、就業につながるよう事業所名簿を配布するなど、情報提供をされていますか？

ア、している

具体的に

イ、していない

Q 3 同行援護従業者養成研修についてご意見があれば自由にお書きください。

★同行援護従業者養成研修に関して、可能であれば以下資料の添付をお願いします

◎ 事業所名一覧

◎ 養成研修講師要件一覧

Q 4 事業所指定について

平成23年10月の同行援護スタート時に、ガイドヘルパーやサービス提供責任者の資格要件に経過措置（H26年9月末まで）が認められましたが、この措置によって事業所指定が認められている事業所がありますか？

①ガイドヘルパーについて

ア、経過措置による事業所がある（事業所 カ所） イ、ない ウ、不明

⇒アを回答された都道府県にお聞きします。

→ 経過措置期間満了後に正規の資格要件が満たせる見通しがありますか？

a ある b ない c 不明

（ b ない理由

→ ない場合は、事業継続のために何か措置していることがありますか？

②サービス提供責任者について

ア、経過措置による事業所がある（事業所 カ所） イ、ない ウ、不明

⇒アを回答された都道府県にお聞きします。

→ 経過措置期間満了後に上記資格要件が満たせる見通しがありますか？

a ある b ない c 不明

（ b ない理由

Q 5 日本盲人会連合開催の「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」修了者を、下記項目として認めていますか？

ア、同行援護従業者養成研修（一般・応用課程）修了者と認める

イ、同行援護従業者養成研修の講師資格として認める。

ウ、一切考慮する規定はない。

エ、（その他

※厚生労働省は、標記修了者を一般・応用研修修了者に相当するとしています。

Q 6 同行援護についてご意見があれば自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

平成 26 年 1 月 31 日

各 政令指定都市 障害福祉主管課 御中
各 中核市 障害福祉主管課 御中
各 区市町村 障害福祉主管課 御中

平成 26 年 生活協同組合助成事業「視覚障害者の同行援護に関する
実態把握と課題における調査研究事業」へのご協力について（お願い）

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、社会福祉法人日本盲人会連合が生活協同組合の助成を受け、「同行援護に関する実態把握と課題における調査研究事業」を実施することとなりました。

同行援護については、改正障害者自立支援法により平成 23 年 10 月から開始された新たなサービスですが、施行後、全国的な調査がなされていないことから、厚生労働省といえども、現状の実態把握等が必要であると考えております。また、その上で課題を整理し、対応方策の検討に大変有益なものと考えております。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、本調査への協力について特段のご配慮をお願いいたします。

厚生労働省社会 援護局障害保健福祉部 障害福祉課 訪問サービス係

（実態調査の詳細につきましては、社会福祉法人
日本盲人会連合までお問い合わせください。）

同行援護等に関する市区町村調査のご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、視覚障害者の福祉活動にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本盲人会連合では、この度、生活協同組合の助成事業として、同行援護に関する実態調査を実施することになりました。同行援護が実施されて2年が過ぎましたが、事業実施において地域格差が大きくなっています。その一つが養成研修の実施状況によるものとも言われています。ガイドヘルパーの確保がなく、事業実施にも影響を与えているのが現状です。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査へのご協力とご回答をお願い申し上げます。

平成26年1月

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

【ご回答に当たってのお願い】

1. ご回答は、2月28日（金）までにFAX(03-3200-7755)または、メール(jim@jfb.jp)にてお願いいたします。

※調査票の電子媒体のご希望は、恐れ入りますが jim@jfb.jp まで、メールをお願いいたします。調査票の電子媒体を添付の上、返信させていただきます。

【この調査に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人日本盲人会連合 組織部 団体事務局 有泉（ありいずみ）

電話：03-3200-0011 FAX：03-3200-7755 E-mail：jim@jfb.jp

1. 貴自治体名とご記入者名を教えてください。

貴自治体名	(_____ 都・道・府・県 _____ 区・市・町・村)
ご記入者氏名	所属 (_____) 氏名 (_____)
	アドレス (_____)

2. 貴自治体の基本情報（平成25年3月31日現在）についてご記入下さい。

人	口	(_____ 名)
視覚障害手帳	交付数	(_____ 名)

3. 同行援護について

Q 1 同行援護を実施されていますか？

ア、実施している

イ、実施していない → Q 移－1 へ

Q 2 同行援護支給決定者数（平成 25 年 10 月現在）をご記入下さい。

（_____人）

Q 3 平成 25 年 10 月の同行援護についてご記入下さい。

①利用実人数 （_____人）

内訳 身体介護伴う（_____人） 身体介護伴わない（_____人）

②総利用時間数 （_____時間）

内訳 身体介護伴う（_____時間） 身体介護伴わない（_____時間）

Q 4 障害程度区分（1～6）認定を受けた視覚障害者の通院について、同行援護を利用するにあたり条件がありますか？該当するものに○をしてください。

ア、往復・院内とも同行援護利用が可能

イ、院内のみ同行援護可能（往復は通院等介助利用）

ウ、通院以外の目的も合わせた外出の場合のみ、往復・院内の同行援護利用可能

エ、往復・院内とも通院等介助利用

オ、その他

Q 5 介護保険要介護（要支援含む）認定者の、同行援護での通院利用について該当するものに○をしてください。

ア、往復・院内とも同行援護利用が可能

イ、院内のみ同行援護利用可能（往復は通院等介助利用）

ウ、通院以外の目的も合わせた外出の場合のみ、往復・院内の同行援護利用可能

エ、往復・院内とも通院等介助利用

オ、その他（_____）

Q 6 支給量について

①貴区市町村が定める基準支給量がありますか？

ア、ある（_____時間） イ、ない

②基準支給量を超えて決定することがありますか？

ア、ある イ、ない

→ “ある” 場合はどのような場合ですか？（例：通院、冠婚葬祭、団体役員など）

（具体的に

③支給量の上限設定はありますか？

ア、ある（ 時間） イ、ない

④利用目的別の支給量決定の基準がありますか？

ア、ある（例：通院、冠婚葬祭など） イ、ない

→ “ある” 場合はどのような場合ですか？（例：通院、冠婚葬祭など）

（具体的に

Q 7 同行援護の需要に対して、供給体制は満たされていますか？

（所管課の印象や担当者の主観でも結構です。）

ア、十分に満たされている イ、ちょうどよいバランスである ウ、不足している

→ 何が不足しているとお考えですか？（複数回答可）

a ヘルパー数

b 事業所数

c 従事者養成研修の開催

d その他

※ 政令指定都市と中核市はQ 8へ。それ以外の市区町村はQ 9へ。

Q 8 平成23年10月の同行援護スタート時に、ガイドヘルパーやサービス提供責任者の資格要件に経過措置（H26年9月まで）が認められましたが、これによって事業所指定が認められている事業所がありますか？

ア、ある（事業所 カ所） イ、ない ウ、不明

⇒アを回答された自治体にお聞きします。

→経過措置期間満了後に上記資格要件が満たせる見通しがありますか？

a ある b ない c 不明

（b ない理由

Q 9 移動支援事業から同行援護への移行について、評価できることをお書きください。

Q 1 0 同行援護への移行について、苦勞された(苦勞されている)ことをお書きください。

Q 1 1 同行援護について、ご意見があればお書きください。

4. 視覚障害移動支援事業について

Q 移- 1 視覚障害移動支援事業を実施していますか？

ア、実施している	イ、実施していない
実施していない理由	

Q 移- 2 Q 1 - 1 でアと回答の場合、同行援護への完全移行ではなく移動支援事業を実施されている理由をお答えください。

ア、利用者に関する理由	
a 同行援護では認められない利用内容を保障するため（例：通勤通学など）	)
具体的に	
b 利用料の軽減のため	)
c 利用者がいないため	
d その他	
イ、事業所に関する理由	
a 報酬単価が下がるため	)
a 同行援護事業所基準を満たせる事業所がないため	
b 移動支援事業の時から事業所がないため	
b その他	
ウ、その他	)

Q移－3 視覚障害移動支援支給決定者数（平成25年10月現在）

（_____人）

Q移－4 平成25年10月の視覚障害者移動支援事業の利用実績について

ア、利用実人数（_____人）

内訳 身体介護伴う（_____人） 身体介護伴わない（_____人）

イ、総利用時間数（_____時間）

内訳 身体介護伴う（_____時間） 身体介護伴わない（_____時間）

Q移－5 視覚障害移動支援事業の報酬単価（1時間利用の場合）

ア、「身体介護伴う・伴わない」という区分の場合

身体介護伴う（_____円） 身体介護伴わない（_____円）

イ、「身体介護伴う・伴わない」という区分がない場合（_____円）

ウ、上記以外の場合 要件（_____）
金額（_____円）

Q移－6 視覚障害移動支援事業は今後も継続して実施される予定ですか？

ア、継続的に実施する予定

イ、同行援護に移行の予定

→ 移行時期は明確になっていますか？

a なっている（_____年 _____月）

b なっていない

Q移－7 視覚障害移動支援従事者養成研修を実施していますか？

ア、実施している イ、実施していない

Q移－8 視覚障害移動支援事業及び視覚障害者の外出保障について、ご意見をお書きください。

ご協力ありがとうございました。

同行援護に関する事業所調査

事業所名	(_____)			
法人種別	・ 社会福祉法人 ・ N P O 法人 ・ 株式会社 ・ 有限会社 ・ その他 (_____)			
法人名称	(_____)			
所在地	都道府県名 (_____)	区市町村名 (_____)		
実施事業	(同行援護・移動支援事業以外で実施されている事業に○をつけて下さい。)			
	ホームヘルパー (介護保険 障害施策)			
	ホームヘルパー以外の在宅事業 (介護保険 障害施策)			
	施設事業 (介護保険 障害施策 その他)			
	その他事業 (_____)			
電 話	(_____)			
E-mail	(_____)			
記入者	(_____)			

問 1 平成 25 年 10 月の同行援護の派遣時間総数は何時間ですか？

(_____ 時間)

問 2 平成 25 年 10 月の同行援護の利用実人数は何名ですか？

(_____ 名)
内訳 身体介護有り (_____ 名)
身体介護無し (_____ 名)

問 3 問 2 の年齢別人数をお尋ねします。

ア、20才未満 (_____ 名)	イ、20才～39才 (_____ 名)
ウ、40才～64才 (_____ 名)	エ、65才～79才 (_____ 名)
オ、80才以上 (_____ 名)	

問 4 貴事業所における全利用者のうち、同行援護利用者は何割程度ですか？

ア、10割 イ、7～9割 ウ、4～6割 エ、2～3割 オ、1割以下

問 5 同行援護のサービス提供責任者は何人配置していますか？

(_____ 名)
内訳 常勤の実人数 (_____ 名)
非常勤の実人数 (_____ 名)

問6 ガイドヘルパーは何名ですか？

(_____ 名)

内訳 常勤 (_____ 名) 非常勤 (_____ 名) 登録 (_____ 名)

問7 希望者からの利用契約を断らざるをえないことはありますか？

ア、新規契約はお断りしている

イ、新規契約はお断りすることがある

ウ、概ね契約はできている。

エ、わからない

問8 問7で、アまたはイと回答された事業所にお尋ねします。

新規契約を断らざるをえない理由はどのようなことからですか？

問9 ヘルパー不足等で調整が困難なため、利用者の希望に添えないことがありますか。

(複数回答可)

ア、派遣時間帯を限定している (具体的に _____)

イ、一日の利用時間を制限している (具体的に _____)

ウ、一定期間内の利用回数を制限している (具体的に _____)

エ、希望日とは異なる日で了解を得て派遣することがある

オ、その他

カ、希望に添えないことは生じていない

問10 同行援護非常勤 (登録含む) ガイドヘルパーの、平均月収はどのくらいですか？

ア、1万円まで イ、1万円～2万円まで ウ、2万円～3万円まで

エ、3万円から5万円まで オ、5万円以上

問11 時給制となっている同行援護ガイドヘルパーの基本時給はいくらですか？

ア 身体介護伴う・伴わないに関わらず、時給が同額の場合 (_____ 円)

イ、身体介護伴う・伴わないで、時給に違いがある場合

(伴う _____ 円 伴わない _____ 円)

問 12 問 11 でアと答えた事業所にお尋ねします。時給に差を設けていないのはどのような理由ですか？（複数回答可）

- ア、同一事業所のヘルパーに時給差がないことが望ましいと考えるため。
- イ、同じような身体状況の利用者であっても、「身体介護伴う・伴わない」の判定結果が異なることがあるため。
- ウ、「身体介護伴わない」利用者のガイドが、必ずしも楽な業務とは言えないため
- エ、「身体介護伴う」の時給を高くできるほど財政的余裕がないため
- オ、特に理由はない。
- カ、その他（_____）

問 13 同行援護事業所単独として、今後の継続的な経営の見通しは持っていますか？

- ア、 安定した見通しを持っている
- イ、 従業者の人件費カットや時給の据え置きなどして、かろうじて維持している
- ウ、 イ、以外の方法でやりくりしている
（内容_____）
- エ、 他の事業で補填することでしか、継続は成り立たない
- カ、 同行援護事業所の撤退も視野に入れている
- キ、その他（_____）

問 14 ガイドヘルパーの現任研修についてお答え下さい。

- ア、毎年実施している
開催回数_____回（同一内容を複数回開催する場合は1回とする）
出席ヘルパー総数 約_____名（参加率 約_____％）
研修内容はどのような内容でしたか？
 - 誘導の仕方などの実技
 - 代読代筆に関すること
 - 職業倫理など
 - 障害の理解について
 - その他（_____）
- イ、不定期で実施している
- ウ、実施していない
- エ、その他（_____）

問 15 日本盲人会連合としては、厚生労働省に対して報酬単価の改定、地域格差の解消、及び同行援護従業者の質の向上について要望を提出する予定です。これらに関する事で、ご意見があればお書き下さい。

問 16 同行援護に関して意見があれば、何でもお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

2. アンケート集計結果

(1) 都道府県

1. 都道府県名	2. 基本情報		3. 同行援護について																								
	人口	手帳数	Q1		Q2												③実施事業所数										
					①実施回数						②年間修了者総数																
			ア. 実施	イ. なし	一般	指定	委託	応用	指定	委託	一般	応用	事業所	自治体	社福	公益法人	NPO	企業	その他								
北海道	5,444,307	17,716	1			8			5		372	123															
青森県	1,338,972	3,861	1		1			1			44	26	0 (県直営のみ)														
岩手県	1,294,453	4,714	1		2	2		1	1		43	15	2		1											1	
宮城県	2,318,284	5,456	1			16			12		236	104	5												5		
山形県	1,144,660	3,246		1																							
福島県	1,949,595	6,133	1		2	2	0	0			24	0	2				1	1									
茨城県	2,934,307	5,982	1			3			3		39	39	2		2												
栃木県	2,010,926	5,186	1		3	1	2	1		1	38	11	2													1	
群馬県	1,985,408	4,289	1				2			1	92	36	3												2		
埼玉県	7,272,304	13,432	1		11	11		10	10		125	44	4					1	3								
千葉県	6,184,553	11,616	1		0	20	2	0	12	2	575	293	7		1			1	2	2							
東京都	13,234,572	39,159	1								874	70															
神奈川県	9,061,378	18,281	1		55	55	0	29	29	0	934	383	28		7	2	5	12									
新潟県	2,332,190	6,016	1		5	3	2	5	2	2	158	158	3		1		1										
富山県	1,077,457	2,999	1		0	0	1	0	0	1	40	9	1	0	0	0	0	0	0	0							
石川県	1,163,089	2,832	1		3	2	1	3	1	2	66	59	4	1	1		1										
福井県	810,552	2,864	1		2	2	0	2	2	0	27	27	2		2												
山梨県	846,145	2,663	1		1			1			32		1		1												
長野県	2,165,604	5,300	1		9	9		8	8		137	116	5		2				3								
岐阜県	2,059,896	5,479	1		5	5		6	6		131	149	2		1	1											
静岡県	3,717,478	8,408	1		29	26	3	7	6	1	590	103	7 (一部指定と委託重複)	1		1	2	3									
愛知県	7,415,747	14,101	1		56	56	0	22	22	0	845	359	15		1	2	3	6	3								
三重県	1,828,859	4,590	1		3	2	1	2	1	1	133	58	3		1	1											
滋賀県	1,414,533	3,185	1			5	1		2	1	159	56	5		1				3								
京都府	2,618,498	10,307	1		3	0	3	3	0	3	119	61	1														
兵庫県	5,570,024	16,948	1		53			21			898	297															
奈良県	1,404,296	5,092		1																							
和歌山県	982,510	3,819	1		2	2		2	1	1	35	41	3		2												
鳥取県	578,236	2,369	1		1			1			58	28	1														
島根県	705,461	2,856	1		2		2	1		1	40	30	1														
岡山県	1,946,083	5,620		1																							
広島県	2,844,900	9,781	1		11	11		7	7		187	145	4			3	1										
山口県	1,422,010	6,479	1			6			6		117	92	8														
徳島県	770,831	3,151	1			12			5		325	86	6		2	2		1	1								
香川県	984,438	3,512	1		1	1	0	0	0	0	47	0	1			1											
愛媛県	1,411,336	7,352	1			22			3		655	33															
高知県	755,994	3,138	1		4	4		2	2		143	27															
福岡県	5,085,389	16,934	1		26	19	0	21	17	0	329	252	19		1	1	1	14	2								
長崎県	1,395,900	6,211	1			7			7		77	77	7					1	6								
熊本県	1,801,169	7,095		1																							
大分県	1,182,653	4,355	1			7			6		125	98	5	1		1	1	2									
鹿児島県	1,700,000	8,529		1																							
沖縄県	1,408,134	4,629	1		1	1		1	1		29	29	1			1											
合計	115,573,131	325,685	38	5	291	320	20	157	177	17	8,898	3,534	153	3	27	17	18	57	16								

	3. 同行援護について																				
	Q2																				
	③実施事業所数							④免除科目		⑤講師の科目制限			⑥通信による研修の実施								
	委託							ある	ない	ア	イ	ウ	ア	一般課程	講義	実技	応用課程	講義	実技	イ	ウ
	事業所	自治体	社福	公益法人	NPO	企業	その他														
北海道								1		5				1	1		1	1			
青森県									1		1									1	
岩手県									1		1			1	1		1	1			
宮城県								1			1			1	1		1	1			
山形県																					
福島県									1		1									1	
茨城県								1			1									1	
栃木県							1		1	3				1	1		1	1		1	
群馬県				1					1	3				1	1		1	1			
埼玉県									1	3										1	
千葉県			1					1			1									1	
東京都								1		3				1	1		1	1			
神奈川県									1	3										1	
新潟県			1						1	3										1	
富山県	0	0	1	0	0	0	0	1			1									1	
石川県			1						1		1									1	
福井県									1		1										1
山梨県									1		1									1	
長野県								1			1									1	
岐阜県									1		1			1	1		1	1			
静岡県				1	1			1			1			1			1				
愛知県									1	3				1	1		1	1			
三重県				1					1		1									1	
滋賀県			1						1	4										1	
京都府				1					1		1									1	
兵庫県									1	1										1	
奈良県								1			1									1	
和歌山県			1					1		4										1	
鳥取県			1						1	4				1	1		1	1			
島根県			1						1		1									1	
岡山県																					
広島県									1		1			1	1		1	1			
山口県								1			1			1	1		1	1			
徳島県								1			1										
香川県								1			1									1	
愛媛県								1			1									1	
高知県								1			1			1	1		1	1			
福岡県									1		1			1	1		1	1			
長崎県									1		1									1	
熊本県																					
大分県									1		1									1	
鹿児島県																					
沖縄県								1		4				1			1				
合計	0	0	8	4	1	0	1	16	23	43	26	0		15	13	0	15	13		23	1

	3. 同行援護について																
	Q2										Q4						
	⑦ビデオ等の視聴による実技を認めている							⑧名簿配布等			①ガイドヘルパーについて						
	ア							イ	ア		イ		ある → 資格要件が満たせる見通し				ない
一般課程	基本	応用	応用課程	場面別基本	場面別応用	公共機関利用				事業所数		ある	ない	不明			
北海道								1	1		1		1				
青森県								1		1				1			
岩手県								1		1	1				1		
宮城県								1		1							1
山形県											1						
福島県								1		1	1	84	1				
茨城県								1		1					1		
栃木県								1		1					1		
群馬県								1		1	1				1		
埼玉県								1		1	1	375	1				
千葉県								1		1	1	444	1				
東京都								1		1	1		1				
神奈川県								1		1	1		1		1		
新潟県								1		1	1				1		
富山県								1		1	1	19	1				
石川県								1		1	1	12	1				
福井県								1		1	1	35	1				
山梨県								1		1	1	19			1		
長野県								1		1		82	1				
岐阜県								1		1							1
静岡県								1		1	1	104			1		
愛知県								1		1	1	611	1				
三重県								1		1	1				1		
滋賀県	1			1							1				1		
京都府								1	1		1	11			1		
兵庫県								1									1
奈良県								1		1							1
和歌山県								1		1							1
鳥取県								1		1							1
島根県								1		1				1			
岡山県																	1 (H23まで)
広島県										1							1
山口県	1			1						1	1	34			1		
徳島県								1		1							1
香川県								1									
愛媛県								1		1					1		1
高知県								1		1	1	不明			1		
福岡県								1		1							1
長崎県								1		1	1				1		
熊本県																	1
大分県								1		1							1
鹿児島県											1		1				
沖縄県								1	1		1	100	1				
合計	2	0	0	2	0	0	0	35	3	33	24	1,930	13	2	15	0	12

	3. 同行支援について									
	Q4						Q5			
	②サービス提供責任者について									
	経過措置 → 資格要件が満たせる見通し					ない	不明	修了者	講師資格	考慮なし
事業所数	ある	ない	不明							
北海道	1		1							
青森県						1				
岩手県	1				1			1		
宮城県							1	1		
山形県	1							1		
福島県	1	84	1					1	1	
茨城県					1			1		
栃木県					1			1		
群馬県	1		1					1		
埼玉県	1	375	1					1	1	
千葉県	1	444	1					1		
東京都	1		1					1		
神奈川県	1		1		1			1	1	
新潟県	1		1					1	1	
富山県	1	19	1					1	1	
石川県	1	35	1					1		
福井県	1	35	1					1		
山梨県	1	25			1			1	1	
長野県	1	82	1					1	1	
岐阜県							1			
静岡県	1	104			1				1	
愛知県	1	611	1					1		
三重県	1				1			1		
滋賀県	1									
京都府	1	17			1			1		
兵庫県							1	1		
奈良県							1	1		
和歌山県							1	1		
鳥取県							1	1		
島根県				1				1	1	
岡山県							1	1		
広島県							1			1
山口県	1	56			1			1	1	
徳島県							1	1		
香川県								1	1	
愛媛県					1		1			
高知県	1				1			1		
福岡県							1	1	1	
長崎県	1				1			1		
熊本県	1	63			1			1	1	
大分県	1	138	1					1		
鹿児島県	1		1					1	1	
沖縄県	1	100			1			1		
合計	27	2188	15	1	14	1	11	36	14	1

（2）市区町村

政令指定都市調査結果

1. 市名	2. 基本情報		3. 同行援護について								
	人口	手帳数	Q1		Q2	Q3					
			ア. してる	イ. してない	人数	①利用実数	伴う	伴わない	②総利用時間	伴う	伴わない
札幌市	1,920,000	4,742	1		674	422	59	363	8,798	1,571	7,227
仙台市	1,029,600	2,137	1		297	201	29	172	3,552	598	2,955
さいたま市	1,245,326	2,214	1		236	139	39	100	2,723	686	2,037
千葉市	962,424	2,011	1		232	160	54	106	2,911	1,306	1,605
横浜市	3,693,788	6,441	1		808	558	330	228	13,906	9,105	4,801
川崎市	1,423,680	2,185	1		267	217	137	80	6,022	3,609	2,413
相模原市	710,798	1,253	1		189	105	94	11	2,026	1,624	402
新潟市	806,126	2,013	1		284	164	37	127	4,182	644	3,538
静岡市	716,197	1,759	1		185	128	14	114	2,107	235	1,872
浜松市	812,762	1,729	1		152	95	5	90	1,342	79	1,263
名古屋市	2,262,176	5,137	1		792	538	477	62	12,871	11,994	877
京都市	1,468,649	5,995	1		937	551	252	299	11,009	5,346	5,663
大阪市	2,661,263	10,680	1		1,492	1,061	579	484	30,318	17,532	12,786
堺市	841,012	2,603	1		416	163	131	32		3,378	233
神戸市	1,540,350	6,366	1		832	489	146	343	9,334	2,871	6,463
北九州市	966,976	3,740	1		312	195	139	56	2,319	1,834	485
福岡市	1,506,313	3,704	1		723	501	不明	不明	15,998	不明	不明
合計	24,567,440	64,709	17	0	8,828	5,687	2,522	2,667	129,415	62,411	54,618

政令指定都市調査結果

	Q4				Q5	
	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外＋外出	エ. 往復・院内とも	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ
札幌市	1				1	
仙台市	1					
さいたま市						
千葉市	1				1	
横浜市				1		
川崎市	1				1	
相模原市				1		
新潟市						
静岡市	1				1	
浜松市	1				1	
名古屋市	1				1	
京都市	1				1	
大阪市						
堺市						
神戸市						
北九州市						
福岡市						
合計	8	0	0	2	7	0

政令指定都市調査結果

			Q6							
			①		②		③		④	
	ウ. 通院以外＋外出	エ. 往復・院内とも	ア. ある	イ. なし	ア. ある	イ. ない	ア. ある	イ. ない	ア. ある	ない
札幌市			60			1	60			1
仙台市			50		1		50			1
さいたま市			70		1			1		1
千葉市			38		1			1		1
横浜市		1	48		1			1	1	
川崎市			40		1			1		1
相模原市		1		1		1		1		1
新潟市				1				1		1
静岡市			35		1			1		1
浜松市				1		1	200			1
名古屋市				1				1		1
京都市			32～50		1		1		1	
大阪市					1			1		1
堺市			50			1	50			1
神戸市			32		1			1		
北九州市			20		1		54			1
福岡市			40		1		93			1
合計	0	2		4	11	4	508	10	2	14

政令指定都市調査結果

	Q7						Q8					
	ア. 満足	イ. 丁度良	ウ. 不足	a	b	c	ア. ある	a ある	b ない	c 不明	イ. ない	ウ. 不明
札幌市			1			1						1
仙台市			1			1	80			1		
さいたま市		1					あるが不明			1		
千葉市			1			1	60		1			
横浜市			1	1			あるが不明			1		
川崎市			1	1		1	あるが不明					
相模原市		1					ある			1		
新潟市			1			1	ある					
静岡市			1	1			ある			1		
浜松市			1	1	1					1		
名古屋市	不明											1
京都市							1			1		
大阪市	1											1
堺市		1					ある			1		
神戸市			1									1
北九州市		1										1
福岡市	1						あるが不明					
合計	2	4	9	4	1	5		0	1	8	0	5

政令指定都市調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業											
	Q移-1		Q移-2						Q移-3	Q移-4		
			ア.									

政令指定都市調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業							
	Q移-4			Q移-5				
	イ. 総利用時間	伴う	伴わない	ア. 伴う	伴わない	イ. 区分なし	ウ. それ以外	金額(円)
札幌市				4,072	1,527			
仙台市								
さいたま市	23,049	21,146	1,903	2,940	1,550			
千葉市								
横浜市	56					2,400		
川崎市	月46						通勤通学	1,000
相模原市								
新潟市	232	117	115	4,020	1,950			
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市	不明	不明	不明	3,847	2,724			
大阪市								
堺市						別紙		
神戸市								
北九州市								
福岡市								
合計	23,336	21,263	2,018	14,879	7,751	2,400		

	4. 視覚障害移動支援事業					
	Q移－6				Q移－7	
	ア. 継続的	イ. 移行	ａ なってる	ｂ ない	ア. してる	イ. してない
札幌市	1					1
仙台市						
さいたま市	1					1
千葉市						
横浜市	1					1
川崎市	1					1
相模原市						
新潟市	1				1	
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市	1					1
大阪市						
堺市	1					1
神戸市						
北九州市						
福岡市						1
合計	7					7

東京23区調査結果

1. 区名	2. 基本情報		3. 同行援護について								
	人口	手帳数	Q1		Q2	Q3					
			ア. してる	イ. してない	人数	①利用実数	伴う	伴わない	②総利用時間	伴う	伴わない
中央区	129,640	184	1		29	20	2	18	660	31	629
港区	232,786	313	1		55	34	8	26	1,046	367	679
新宿区	320,996	845	1		141	101	30	71	2,657	500	2,157
文京区	202,123	344	1		82	56	7	49	1,924	176	1,749
墨田区	253,003	621	1			82	15	67	2,618	350	2,268
品川区	366,852	570	1		78	60		60	1,501		1,501
目黒区	266,070	363	1		52		5				
大田区	698,367	1,322	1		221	148	16	132	4,694	295	4,399
世田谷区	862,840	1,449	1		206	122	18	104	2,747	300	2,347
渋谷区	212,932	354	1		51	30	20	10	410	331	79
中野区	312,303	520	1		95	78	4	74	2,729	128	2,601
杉並区	541,253	1,004	1		191	115	20	95	2,494	489	2,005
豊島区	269,463	545	1		103	65	7	58	1,552	143	1,409
北区	333,406	948	1		218	175	18	157	5,248	333	4,915
荒川区	206,749	458	1		85	61	5	56	2,128	109	2,019
板橋区	537,668	1,359	1		182	140	17	123	3,980	434	3,547
台東区	185,904	536	1		56	37	7	30	743	65	678
練馬区		1,520	1		244	192	25	167	7,565	697	6,868
足立区	669,592	1,617	1		400	264	54	210	7,938	1,584	6,354
葛飾区	446,746	1,064	1		191	122	15	107	2,553	133	2,420
江戸川区	674,944	1,395	1		198	152	31	121	4,024	673	3,351
千代田区	50,230	104	1		24	14	7	7	318	113	206
合計	7,773,867	17,435	22	0	2,902	2,068	331	1,742	59,524	7,247	52,177

東京23区調査結果

	3. 同行援護について							
	Q4				Q5			
	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外 ＋外出	エ. 往復・ 院内とも	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外 ＋外出	エ. 往復・ 院内とも
中央区	1				1			
港区	1				1			
新宿区	1				1			
文京区								
墨田区	1				1			
品川区								
目黒区	1			1	1			
大田区	1				1			
世田谷区	1							
渋谷区								
中野区								
杉並区								
豊島区								
北区	1							
荒川区				1				1
板橋区								
台東区								
練馬区	1							
足立区				1				1
葛飾区	1				1			
江戸川区	1				1			
千代田区				1				1
合計	11	0	0	4	8	0	0	3

東京23区調査結果

	3. 同行援護について										
	Q6								Q7		
	①		②		③		④				
	ア. ある	イ. なし	ア. ある	イ. ない	ア. ある	イ. ない	ア. ある	ない	ア. 満足	イ. 丁度良	ウ. 不足
中央区	50		1			1		1			1
港区	60		1			1		1			1
新宿区	身体介護28時間、伴わない57時間		1			1		1		1	
文京区		1				1		1	1		
墨田区	54		1			1		1			1
品川区	50～60		1			1		1	1		
目黒区	50		1		50			1			1
大田区	63		1			1	1				1
世田谷区	50		1			1		1			1
渋谷区	40～50		1			1		1			1
中野区	50		1			1		1		1	
杉並区	身体介護25 身体介護無50		1			1		1		1	
豊島区	50			1		1		1		1	
北区	63		1			1		1		1	
荒川区		1		1		1		1	1		
板橋区	50		1		上記の①+②			1	1		
台東区	48		1			1		1		1	
練馬区	50		1			1		1		1	
足立区	64		1			1		1			1
葛飾区	50			1	50			1			1
江戸川区	50		1			1		1		1	
千代田区	60		1			1		1	1		
合計		2	18	3		19	1	21	5	8	9

東京23区調査結果

	3. 同行援護について									4. 視覚障害移動支援事業				
	Q7			Q8						Q移-1		Q移-2 ア.		
	a	b	c	ア. ある	a がある	b ない	c 不明	イ. ない	ウ. 不明	ア. 実施	イ. ない	a	b	c
中央区	1	1												
港区										1				
新宿区										1		1		
文京区										1		1		
墨田区										1		1		
品川区											1			
目黒区	1	1	1							1		1		
大田区		1								1		1		
世田谷区	1		1							1		1		
渋谷区	1	1	1							1				
中野区										1		1		
杉並区										1		1		
豊島区											1			
北区											1			
荒川区											1			
板橋区										1		1		
台東区											1			
練馬区										1				
足立区	1	1								1		1		
葛飾区	1		1							1		1		
江戸川区										1		1		
千代田区										1		1		
合計	6	5	4							16	5	13		

東京23区調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業									
	Q移－2 イ.			Q移－3 H25.10現在	Q移－4					
	a	b	c	人数(人)	ア 利用実人数	伴う	伴わない	イ 総利用時間	伴う	伴わない
中央区										
港区		1								
新宿区		1		21	20	4	16	249	66	183
文京区				5	3	1	2	43	25	18
墨田区				2						
品川区										
目黒区				7						
大田区				3	3	3		98	98	
世田谷区				2	1		1	15		15
渋谷区				3	3	1	2	70	5	65
中野区				5	5		5	64		64
杉並区				1	1			37		
豊島区				124	124	72	52	1,841	1,247	594
北区										
荒川区										
板橋区				130	69	6	63	426	112	314
台東区										
練馬区				14	14		14	336		336
足立区				3	2		2	30		30
葛飾区				2	1		1	19		19
江戸川区				1	1		1	35		35
千代田区				1	1		1	9		9
合計		2		324	248	87	160	3,269	1,552	1,680

東京23区調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業										
	Q移-5					Q移-6				Q移-7	
	ア. 伴う	伴わない	イ. 区分なし	ウ. それ以外の 場合	金額(円)	ア. 継続的	イ. 移行 a なる	ア. なる	イ. なる	ア. してる	イ. してない
中央区											
港区						1					1
新宿区	4,380	2,130				1					1
文京区	4,381	2,125				1				1	
墨田区	2,110	4,300				1					1
品川区											
目黒区	4,382	2,126				1			1		1
大田区	4,300	2,000				1					1
世田谷区				身体介護を伴 わない決定 のみ	2,100	1					1
渋谷区	4,381	2,147					1		1		1
中野区	4,381	2,125				1					1
杉並区				重度30分 3,100円、以降 30分毎1,000 円、軽度最初 30分2,000円、 以降30分毎 700円		1					1
豊島区	584単位円	273単位円									1
北区											
荒川区											
板橋区	4,381	2,147				1					1
台東区											
練馬区				時間帯により 設置	身体介護 有4310～ 6470円 無2710～ 3170円		1		1		1
足立区	4,200	2,100				1					1
葛飾区				身体介護伴わ ないのみ		1					1
江戸川区						1					1
千代田区	別紙あり					1					1
合計						14	2		3	1	16

中核市調査結果

1. 市名	2. 基本情報		3. 同行援護について								
	人口	手帳数	Q1		Q2	Q3					
			ア. してる	イ. してない	人数	①利用実数	伴う	伴わない	②総利用時間	伴う	伴わない
函館市	275,813	997	1		101	54	5	49	637	46	591
旭川市	349,332	1,150	1		126	80	14	66	882	146	736
青森市	298,462	788	1		23	16		16	131		131
盛岡市	299,220	803	1		23	12	2	10	76	31	45
秋田市	319,367	898	1		43	15	1	14	113	10	103
郡山市	327,296	755	1		83	46	2	44	952	53	899
宇都宮市	516,546	1006	1		190	111	11	100	2,353	236	2,117
前橋市	340,945	749	1		120	92	11	81	1,857	291	1,566
高崎市	374,655	717	1		107	71	21	50	1143.5	300.5	843
川越市	347,010	690	1		46	25	11	14	281	82.5	198.5
船橋市	612,549	928	1		168	99	16	83	2372.5	406	1966.5
柏市	404,949	710	1		89	62	48	14	1212	860	352
富山市	420,496	1052	1		49	24	4	20	227	19	208
金沢市	463,443	1094	1		31	23	10	13	382	187.5	197
長野市	386,650	970	1		79	53	16	37	652	171	481
岐阜市	416,750	527	1		101	64	23	41	1876	754.5	1121.5
豊橋市	379,678	690	1		57	45	41	4	420	411.5	8.5
豊田市	422,010	704	1		84	55	35	20	1122.5	708.5	414
岡崎市	378,249	745	1		79	38	1	37	351	4	347
大津市	341,489	778	1		124	78	24	54	2083		
高槻市	356,329	904	1		167	110	2	108	2,231.50	5.5	2,226
姫路市	535,448	1377	1		151	77	13	64	820	199	621
尼崎市	449,620	1486	1		253	175	105	70	5226	3562	1664
西宮市	480,672	926	1		145	110	39	71	3,765	2,455	1,310
奈良市	365,285	882	1		119	76	40	36	954	436	518
倉敷市	482,456	965	1		69	36	4	32	551.5	79.5	472
福山市	471,894	1,392	1		91	64	未記入		773	未記入	
下関市	278,962	1,133	1		120	62	18	44	1006.5	181.5	825
高松市	418,523	1396	1		108	93	45	48	1471	739	732
松山市	514,559	2084	1		354	282	7	275	7365	43	7322
高知市	338,397	1087	1		134	84	40	44	1,221.00	598.5	622.5
久留米市	304,831	924	1		103	32			714		
大分市	476,723	1335	1		133	89	25	64	876	338.5	537.5
鹿児島市	605,883	1976	1		257	160	36	124	3,839	878	2961
那覇市	322,000	768	1		152	116	38	78	2117	672	1445
合計	14,076,491	35,386	35	0	4,079	2,629	708	1,825	52,054	14,906	33,581

中核市調査結果

	3. 同行援護について									
	Q4				Q5				Q6 ①	
	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外 ＋外出	エ. 往復・院内とも	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外 ＋外出	エ. 往復・院内とも	ア. ある	イ. なし
函館市	1				1					1
旭川市	1				1					1
青森市	1									1
盛岡市	1				1					1
秋田市	1				1					1
郡山市	1				1				20	
宇都宮市			1				1		20	
前橋市	1				1				40	
高崎市				1				1	35	
川越市	1								30	
船橋市	1				1				50	
柏市	1				1				50	
富山市	1				1				8	
金沢市	1				1				21	
長野市									40	
岐阜市			1					1	伴う28 伴わない57	
豊橋市	1				1				伴う40.5 伴わない70	
豊田市				1				1	50	
岡崎市	1				1					1
大津市	1				1					1
高槻市			1				1		50	
姫路市				1				1	19.5、32 (39)、50	
尼崎市		1						1		1
西宮市	1								60	
奈良市				1	1				40	
倉敷市	1				1				20	
福山市									有58 無29	
下関市	1				1					1
高松市				1				1		1
松山市	1				1					1
高知市									24	
久留米市					1				25	
大分市	1				1					
鹿児島市	1				1				15	
那覇市	1				1				16～32	
合計	22	1	3	5	21	0	2	6		11

中核市調査結果

	3. 同行援護について											
	Q6		③		④		Q7					
	②											
	ア. ある	イ. ない	ア. ある	イ. ない	ア. ある	イ. ない	ア. 満	イ. 良	ウ. 不足	a	b	c
函館市				1		1		1				
旭川市								1				
青森市				1		1			1		1	
盛岡市				1		1			1	1	1	
秋田市		1	60 児は50			1		1				
郡山市	1		60			1		1				
宇都宮市	1		30			1	1					
前橋市	1			1		1			1	1	1	
高崎市	1			1		1		1				
川越市	1			1		1		1				
船橋市	1		90			1		1				
柏市	1		100			1		1				
富山市	1		30			1			1	1	1	1
金沢市	1		30			1		1				
長野市	1			1		1			1	1		
岐阜市	1			1		1		1				
豊橋市	1		伴う40.5 伴わない70			1		1				
豊田市	1			1		1			1	1	1	
岡崎市				1		1		1				
大津市				1		1			1	1	1	
高槻市	1			1		1		1				
姫路市		1	50			1	1					
尼崎市			50		1			1				
西宮市		1	あり			1			1	1	1	
奈良市				1		1		1				
倉敷市	1			1		1			1	1	1	
福山市	1	1	1.2～2.0倍			1		1				
下関市			50			1	1					
高松市				1		1		1				
松山市				1		1	1					
高知市	1			1		1			1			1
久留米市	1		50			1		1				
大分市	1			1		1		1				
鹿児島市	1			1		1	1					
那覇市		1	32			1		1				
合計	20	5		19	1	33	5	20	10	8	8	2

中核市調査結果

	3. 同行援護について						4. 視覚障害移動支援事業								
	Q8						Q移-1		Q移-2 ア. イ.						Q移-3 H25.10現在
	ア. ある	a ある	b ない	c 不明	イ. ない	ウ. 不明	ア. 実施	イ. ない	a	b	c	a	b	c	人数
函館市	6			1				1							
旭川市	5	1						1							
青森市	8	1					1		1						25
盛岡市	6			1			1						1		10
秋田市	10			1			1		1						3
郡山市	6			1				1							
宇都宮市	22	1						1							
前橋市	20			1			1		1						4
高崎市	16			1			1		1				1		8
川越市				1		1	1								
船橋市						1	1		1						7
柏市					1			1							
富山市	あり	1					1		1						1
金沢市	あり	1					1		1	1					124
長野市					1		1		1						13
岐阜市	14	1					1		1						
豊橋市	あり			1			1								3
豊田市						1	1						1		6
岡崎市	17			1				1							
大津市	あり			1			1		1						120
高槻市	36			1				1							
姫路市	39			1				1							
尼崎市						1	1								
西宮市	あり	1						1							
奈良市	57			1			1								
倉敷市	17			1			1								不明 (※障がい種別ごとに支給決定を区別していないため)
福山市	あり			1				1							
下関市						1		1							
高松市				1			1								2
松山市	45			1				1							
高知市	35			1				1							
久留米市	あり			1				1							
大分市					1		1								※視覚障がい者に限った決定者数は不明。
鹿児島市						1		1							
那覇市						1		1							
合計	359	7	0	19	3	7	19	16	10	1	0				

中核市調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業									
	Q移ー4						Q移ー5			
	ア. 利用実人数	伴う	伴わない	イ. 総利用時間	伴う	伴わない	ア. 伴う	伴わない	イ. 区分なし	金額(円)
函館市										
旭川市										
青森市				287.5					1,410	
盛岡市	3	0	3	65	0	65	4,000	1,500		
秋田市	0			0			4,000	1,500		通常の 70%
郡山市										
宇都宮市										
前橋市	2	0	2	12.5	0	12.5	4,000	1,500		
高崎市	7	2	5	64	33	31	4,000	1480		
川越市							4,000	1,500		
船橋市	3	2	1	34.5	24.5	10	4,280	1,600		
柏市										
富山市	1	1		8	8		4,056	1,987		
金沢市	52	10	42	670.5	90	580.5	3,060	2,009		
長野市									2,000	
岐阜市							4,000	1,900		
豊橋市							4,020	1,970		
豊田市	1	1		16.5	16.5		4,020	1,970		
岡崎市										
大津市	14			152					1500	
高槻市										
姫路市										
尼崎市							4239	1590		
西宮市										
奈良市						0	4,000	1,500		
倉敷市	不明	不明	不明	不明	不明	不明				
福山市										
下関市										
高松市									3,000	
松山市										
高知市										
久留米市										
大分市	※視覚障がい者に 限った利用実績は 不明。								2400	
鹿児島市										
那覇市										
合計		16	53	1,311	172	699	51,675	22,006		

中核市調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業					
	Q移ー6				Q移ー7	
	ア. 継続的	イ. 移行	ａ なってる	ｂ ない	ア. してる	イ. してない
函館市						
旭川市						1
青森市		1		1		1
盛岡市	1					1
秋田市	1					1
郡山市						1
宇都宮市						
前橋市	1					1
高崎市		1	H26.10			1
川越市		1		1		1
船橋市	1					1
柏市						1
富山市	1					1
金沢市	1					1
長野市	1				1	
岐阜市	1					1
豊橋市		1	H26.8			1
豊田市	1					1
岡崎市						1
大津市	1					1
高槻市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市	1					1
倉敷市		1		1		1
福山市						
下関市						
高松市		1	H25.12			1
松山市						1
高知市						
久留米市						
大分市	1					1
鹿児島市						
那覇市						
合計	12	6	0	3	1	

市調査結果

1. 市名	2. 基本情報		3. 同行援護について												
	人口	手帳数	Q1		Q2	Q3						Q4			
			ア. してる	イ. してない	人数	①利用実数	伴う	伴わない	②総利用時間	伴う	伴わない	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外＋外出	エ. 往復・院内とも
北海道帯広市	168,678	400	1		28	16	8	8	234.5	131.5	103	1			
青森県弘前市	180,607	7,874	1		19	14	5	9	188	88.5	99.5	1			
青森県つがる市	35,893	113	1		1	1		1	22		22				
岩手県奥州市	124,074	411	1		10	6	3	3	34	24.5	9.5	1			
宮城県大崎市	136,100	403	1		36	18	3	15	296	45	251	1			
宮城県東松島市	40,343	113	1		4	1		1	6.5		6.5			1	1
秋田県男鹿市	31,339	121		1											
秋田県大仙市	88,219	332	1		10	4	1	3	42.5	5.5	37	1			
山形県酒田市	109,285	363	1		15	6		6	69		69				1
山形県長井市	28,827	55	1		2	1	1		2	2					
福島県福島市	282,139	921	1		96	70		70	943.5		943.5				1
福島県田村市	40,427	132	1		4	4		4	223		223	1			
茨城県つくば市	216,064	300	1		16	7		7	24		24	1			
茨城県行方市	37,114	87	1		3	3	3		22.5	22.5		1			
栃木県小山市	165,000	395	1		29	17		17	263.5		263.5	1			
群馬県太田市	220,407	423	1		27	13	13		185	185		1			
群馬県沼田市	51,878	2178	1		1	1	1		2	2		1			
埼玉県越谷市	330,428	622			58	37	4	33	508	41	467	1			
埼玉県幸手市	53,932	80	1		2	2	1	1	23.5	8.5	15	1			
千葉県市川市	468,367	710	1		87	56	11	45	1,239	295.5	943.5				1
千葉県匝瑳市	39,454	117	1		4	3	1	2	39	15.5	23.5				
東京都羽村市	57,133	236	1		14	6	4	2	110.5	42	68.5				
神奈川県平塚市	258,539	664	1		108	69	22	47	1655.5	618	1037.5	1			
新潟県三条市	102,957	221	1		11	7	2	5	64	25.5	38.5	1			
新潟県胎内市	31,366	102	1		3	1		1	3.5		3.5	1			
富山県射水市	95,112	224	1		9	8		8	79		79	1			
富山県滑川市	33,706	80	1												1
福井県越前市	84,487	253	1		14	9	9		116		116	1			
福井県小浜市	31,131	140	1		17	12		12	411		411	1			
山梨県甲州市	34,469	95	1		8	8	8		127	127		1			
山梨県上野原	25,993	58	1		1		1					1			
長野県上田市	161,337	375	1		13	10		10	195		195	1			
長野県大町市	29,709	99	1												1
岐阜県各務原市	148,926	413	1		22	13	5	8				1			
静岡県磐田市	171,539	280	1		31	23		23	336		336		1		
愛知県一宮市	386,447	785	1		55	23	21	2	304.5	263.5	41			1	
愛知県みよし市	59,141	79	1		7	5	5		63	63					1
三重県鈴鹿市	201,403	382	1		32	17	1	16	316.5	10	306.5				1
滋賀県草津市	125,879	220	1		11	11		11	317		317	1			
京都府舞鶴市	85,955	378	1		39	36		36	1024		1024				
京都府綾部市	36,052	202	1		23	16		16	381		381		1		
大阪府八尾市	270,029	866	1		116	84	29	55	2,585	848	1,737				1
兵庫県明石市	290,349	790	1		117	74	5	69	1,331	89.5	1241.5				
兵庫県相生市	31,033	83	1		6	2	1	1	22.5	14	8.5				1
奈良県葛城市	36,771	77	1		7	4	2	2	66	13.5	52.5			1	
和歌山県新宮市	31,509	107	1		9	7	3	4	122	34.5	87.5				
鳥取県米子市	149,773	562	1		37	16	1	15	212	29.5	182.5	1			
鳥取県倉吉市	49,865	172	1			5	5		36	36					
島根県浜田市	58,523	237	1		9	9		9	48		48	1	1	1	1
島根県安来市	41,498	127	1		7	3	1	2	6	1	5	1			
岡山県高梁市	33,731	151		1											
広島県東広島市	189,529	376	1		14	8	1	7				1			
広島県竹原市	28,525	80	1		1										
山口県宇部市	172,377	575	1		50	27	3	24	592.5	93	499.5	1			
徳島県鳴門市	61,933	202	1		26	18	2	16	456.5	40	416.5				1
徳島県小松島市	40,733	199	1		24	20	14	6	323.5	243.5	80				1
香川県さぬき市	52,375	206	1		25	14	8	6	139.5	98.5	26	1			
香川県三豊市	69,801	194	1									1			
愛媛県新居浜市	124,388	402	1		75	58			1,213					1	
高知県四万十市	35,665	128	1		2	2	1	1		2	4				1
高知県安芸市	19,106	171	1		1									1	
福岡県宮若市	29,897	123	1		1										
熊本県玉名市	69,182	247	1		11	7		7	97.5		97.5			1	
熊本県上天草市	30,771	176	1		3	2		2							
大分県竹田市	24,392	140	1		6	2	1	1	5	1	4				
宮崎県延岡市	128,051	455	1		35	35	4	31	1149	121	1028	1			
宮崎県西都市	32,747	142	1		11	8	6	2	75	48	27				
鹿児島県阿久根市	22,761	138	1									1			
沖縄県うるま市	120,340		1		47	42	6	36	709.5	42.5	667				
合計	7,255,510	28562	66	2		1001	226	718	19060.5	3771.5	14067	33	3	7	14

市調査結果

	3. 同行援護について													
	Q5				Q6		②		③		④		Q7	
	ア. 往復・院内 イ. 院内のみ ウ. 通院以外＋外出 エ. 往復・院内とも				①		ア. ある イ. なし		ア. ある イ. ない		ア. ある イ. ない		ア. 満 イ. 丁度良 ウ. 不足	
北海道帯広市	1					1				1		1		1
青森県弘前市	1					1		1		1		1	1	
青森県つがる市						1		1		1		1		1
岩手県奥州市	1				24時間／月 身体介護 伴わない場合50時間／月			1	24時間／月 身体介護 伴わない場合50時間／月			1	1	
宮城県大崎市	1				30		1		60			1		
宮城県東松島市			1	1		1			1		1			1
秋田県男鹿市														
秋田県大仙市	1					1		1		1		1	1	
山形県酒田市				1		1		1	ある		1			1
山形県長井市					48			1	48			1	1	
福島県福島市			1		29		1		58			1		1
福島県田村市	1					1				1		1		1
茨城県つくば市	1				30		1		30		1		1	
茨城県行方市	1				24			1	72			1	1	
栃木県小山市	1				40			1		1		1	1	
群馬県太田市	1				40			1	40			1	1	
群馬県沼田市	1					1				1		1		1
埼玉県越谷市	1							1				1		1
埼玉県幸手市						1				1		1	1	
千葉県市川市					50		1			1		1	1	
千葉県匝瑳市						1				1		1	1	
東京都羽村市	1					1		1	29			1		1
神奈川県平塚市	1				30			1		1		1	1	
新潟県三条市	1					1				1		1	1	
新潟県胎内市	1					1		1		1		1		1
富山県射水市	1				50			1		1		1		1
富山県滑川市				1		1		1				1	1	
福井県越前市	1				40			1		1		1	1	
福井県小浜市		1				1				1		1	1	
山梨県甲州市	1							1				1		1
山梨県上野原	1					1				1		1	1	
長野県上田市	1					1				1		1		1
長野県大町市				1		1				1		1		1
岐阜県各務原市	1				186(上限)必要に応じた 支給量			1	186		1			1
静岡県磐田市		1			50			1	50			1	1	
愛知県一宮市			1			1			40			1	1	
愛知県みよし市					45			1		1		1		1
三重県鈴鹿市				1	40			1	40			1		1
滋賀県草津市	1				45			1	45			1		1
京都府舞鶴市					30			1		1		1		1
京都府綾部市		1			11270単位			1		1		1		1
大阪府八尾市				1		1				1		1		1
兵庫県明石市					30			1	35			1		1
兵庫県相生市				1		1		1		1		1		1
奈良県葛城市			1			1				1		1	1	
和歌山県新宮市						1				1		1	1	
鳥取県米子市	1					1				1		1		1
鳥取県倉吉市						1				1		1		1
鳥根県浜田市	1	1	1	1		1		1		1		1		1
鳥根県安来市	1					1				1		1		1
岡山県高梁市														
広島県東広島市		1				1		1	40			1		1
広島県竹原市					11270単位			1	11,270			1		1
山口県宇部市	1				30(身体伴う) 60(身体伴わない)程度			1		1		1		1
徳島県鳴門市				1	40			1	40			1		1
徳島県小松島市				1		1		1	35			1		1
香川県さぬき市						1				1		1		1
香川県三豊市										1		1		1
愛媛県新居浜市			1		50			1	50			1		1
高知県四万十市					区分により違う			1				1		1
高知県安芸市			1			1		1		1	1			1
福岡県宮若市	1					1				1		1		1
熊本県五名市					身介あり→28H 身介なし→57H			1	身介あり→28H 身介なし→57H			1	1	
熊本県上天草市						1		1		1		1		1
大分県竹田市					11270単位(ケアホーム 利用の場合、3090単位)			1	1			1		1
宮崎県延岡市	1				20			1	50					1
宮崎県西都市						1		1		1		1		1
鹿児島県阿久根市						1		1		1		1		1
沖縄県うるま市					9890単位			1		1		1	1	
合計	29	5	7	10		36	17	29		40	4	62	14	26

市調査結果

	3. 同行支援について			4. 視覚障害移動支援事業																							
	Q7			Q移-1		Q移-2 ア イ						Q移-3 H25.10現在		Q移-4						Q移-5							
	a	b	c	ア	実施	イ	ない	a	b	c	a	b	c	人数	ア	利用実人数	伴う	伴わない	イ	総利用時間	伴う	伴わない	ア	伴う	伴わない	イ	区分なし
北海道帯広市					1																						
青森県弘前市																											
青森県つがる市		1			1						1			2	2	2			10		10			4,020	1,970		
岩手県奥州市					1									3	1	1			6		6			5,840	2,360		
宮城県大崎市					1																						
宮城県東松島市		1	1		1																						
秋田県男鹿市					1																						
秋田県大仙市					1																						
山形県酒田市	1	1			1																						
山形県長井市					1																		4,000	1,500			
福島県福島市	1	1			1																						
福島県田村市		1			1																						
茨城県つくば市					1																						
茨城県行方市					1																						
栃木県小山市					1									1	1			1	4			4	3,000	1,500			
群馬県太田市					1									0													
群馬県沼田市	1	1			1		1							3	2	2			16		16			4,000	1,500		
埼玉県越谷市	1				1																						
埼玉県幸手市					1																						
千葉県市川市					1																						
千葉県匝瑳市					1																						
東京都羽村市	1				1																						
神奈川県平塚市					1																						
新潟県三条市					1																		584	273			
新潟県胎内市	1	1			1																						
富山県射水市	1	1			1																		4,020	1,750			
富山県滑川市					1																						
福井県越前市					1																						
福井県小浜市					1									10	4	4			10		10			4,000	1,500		
山梨県甲州市	1				1		1							8													1,350
山梨県上野原					1																						
長野県上田市		1			1					1				9	1		1	2			2	3,800	1,640				
長野県大町市	1	1			1									5	2	1	1	23	15	8	4,000	1,500					
岐阜県各務原市	1	1			1		1			1				5	4		4	39			39	4,000	1,500				
静岡県磐田市					1																						
愛知県一宮市					1																						2,610
愛知県みよし市					1																						
三重県鈴鹿市	1	1			1									3									402	197			
滋賀県草津市					1																						
京都府舞鶴市																											
京都府綾部市					1																						
大阪府八尾市					1																						
兵庫県明石市					1	グループ支援																5,900	2,800				
兵庫県相生市					1																						(参考) 2730
奈良県葛城市					1			1						1	1	1		11	11								1,600
和歌山県新宮市					1																						
鳥取県米子市		1			1																						
鳥取県倉吉市	1	1			1																		4,020	1,970			
鳥根県浜田市	1	1	1		1																						
鳥根県安来市	1	1			1		1							13	2	2		3	3				5,840	2,760			
岡山県高梁市					1					1				6	5			74									
広島県東広島市	1	1			1					1				24	11	3	8						4,970	2,830			
広島県竹原市	1	1			1					1				1									4,190	2,150			
山口県宇部市					1																		4,000	1,500			
徳島県鳴門市					1																						
徳島県小松島市					1		1																				2,700
香川県さぬき市					1																						
香川県三豊市					1																						
愛媛県新居浜市					1																						
高知県四万十市					1																						
高知県安芸市	1	1			1					1													2,000	1,600			
福岡県宮若市					1																						
熊本県玉名市					1									1									4000 利用者 負担5%	1500 利用者 負担5%			
熊本県上天草市					1																						
大分県竹田市	1	1			1					1				3									4,020	1,950			
宮崎県延岡市					1																						
宮崎県西都市					1		1																3,600	1,350			
鹿児島県阿久根市					1																						
沖縄県うるま市					1																						
合計	18	23	2	28	39	6	1	0	0	8	0	98	36	16	15	197	70	53									

市調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業							
	Q移-5		Q移-6				Q移-7	
	ウ、それ以外の場合	金額(円)	ア、継続的	イ、移行	α なってる	β ない	ア、してる	イ、してない
北海道帯広市								
青森県弘前市								
青森県つがる市			1					1
岩手県奥州市			1				1	
宮城県大崎市								
宮城県東松島市								1
秋田県男鹿市								
秋田県大仙市								1
山形県酒田市								
山形県長井市			1					1
福島県福島市								
福島県田村市								
茨城県つくば市								
茨城県行方市	区分2以上で歩行・移乗・移動・排尿・排便の内1つ以上	要介助4,020円 それ以外1,970円	1					1
栃木県小山市				1		1		1
群馬県太田市								1
群馬県沼田市				1		1		
埼玉県越谷市								
埼玉県幸手市								
千葉県市川市								
千葉県匝瑳市								1
東京都羽村市								
神奈川県平塚市								
新潟県三条市			1					1
新潟県胎内市								
富山県射水市	グループ支援型		1					1
富山県滑川市								
福井県越前市								
福井県小浜市			1					1
山梨県甲州市			1					1
山梨県上野原								1
長野県上田市			1					1
長野県大町市				1		1		1
岐阜県各務原市			1					1
静岡県磐田市								
愛知県一宮市			1					1
愛知県みよし市								1
三重県鈴鹿市			1					1
滋賀県草津市								
京都府舞鶴市								
京都府綾部市								
大阪府八尾市								1
兵庫県明石市			1					1
兵庫県相生市								1
奈良県葛城市				※新規の申請者については すべて同行保護決定予定				1
和歌山県新宮市								
鳥取県米子市								
鳥取県倉吉市			1					1
鳥根県浜田市								
鳥根県安来市			1					1
岡山県高梁市	重度(1、2級) 軽度(3、4級)	重度4,000円 軽度2,000円	1					1
広島県東広島市			1					1
広島県竹原市			1					1
山口県宇部市			1					1
徳島県鳴門市								1
徳島県小松島市			1					1
香川県さぬき市								
香川県三豊市								
愛媛県新居浜市								
高知県四万十市								
高知県安芸市			1					1
福岡県宮若市								1
熊本県五名市			1					1
熊本県上天草市								
大分県竹田市			1					1
宮崎県延岡市								
宮崎県西都市			1					1
鹿児島県阿久根市								
沖縄県うるま市								
合計			24	3	0	3	1	36

町村調査結果

1. 町村名	2. 基本情報		3. 同行援護について						
	人口	手帳数	Q1		Q2	Q3			
			ア. してる	イ. してない	人数	①利用実数	伴う	伴わない	②総利用時間
青森県東北町	19,193	54	1		1	1		1	
岩手県葛巻町	7,120	20		1					
秋田県羽後町	16,819	53	1		2				
茨城県境町	25,167	41		1					
茨城県利根町	17,515	20	1		1	1	1		2.5
栃木県高根沢町	30,325	63	1		2	1		1	12.5
群馬県邑楽町	27,148	47	1		1	1		1	10.66
埼玉県階野町	10,761	28	1						
埼玉県毛呂山町	35,694	76	1		6	4		4	403.5
千葉県酒々井町	21,403	39	1						
東京都日の出町	16,989		1		3	3	1	2	125
神奈川県松田町	11,755	31	1		3	2	2		18
新潟県田上町	12,695	30		1					
長野県辰野町	21,027	55	1						
石川県志賀町	22,663	59	1						
福井県若狭町	16,119	40	1		3		3		124.5
三重県度会町	8,796	30	1						
愛知県幸田町	38,739	24	1		2	1	1		6.5
滋賀県竜王町	12,721	17	1		1	1			
滋賀県多賀町	7,778	21	1						
和歌山県九度山町	4,908	10		1					
兵庫県稲美町	31,811	69	1		6	2		2	11
広島県熊野町	24,878	116	1		3	3	2	1	54.5
広島県坂町	13,337	32		1					
長崎県新上五島	21,809	144	1		1	1		1	21
熊本県芦北町	19,372	116	1		3	3		3	7
大分県日出町	28,806	64	1		6	6	2	4	33.5
宮崎県国富町	20,776	89	1		3	3	1	2	60
鹿児島県湧水町	10,618	47		1					
鹿児島県和泊町	14,023	40	1						
沖縄県北谷町	28,299	35	1		5	2		2	103.5
茨城県美浦村	17,101	33	1		2	1		1	2.5
福島県天栄村	6,235	21	1						
合計	599,064	1,510	25	6	52	35	13	24	9935.5

町村調査結果

	3. 同行援護について					
	Q3		Q4			
	伴う	伴わない	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外＋外出	エ. 往復・院内とも
青森県東北町			1			
岩手県葛巻町						
秋田県羽後町			1			
茨城県境町						
茨城県利根町	2.5		1			
栃木県高根沢町		12.5				
群馬県邑楽町						
埼玉県階野町						
埼玉県毛呂山町		403.5	1			
千葉県酒々井町						
東京都日の出町	25	100				
神奈川県松田町	18		1			
新潟県田上町						
長野県辰野町			1			
石川県志賀町					1	
福井県若狭町		124.5	1			
三重県度会町						
愛知県幸田町	6.5		1			
滋賀県竜王町						
滋賀県多賀町						
和歌山県九度山町						
兵庫県稲美町		11	1			
広島県熊野町	23.5	31	1			
広島県坂町						
長崎県新上五島		21	1			
熊本県芦北町		7	1			
大分県日出町	10.5	23	1			
宮崎県国富町	9.5	50.5	1			
鹿児島県湧水町						
鹿児島県和泊町					1	
沖縄県北谷町		10.3.5				
茨城県美浦村		2.5	1			
福島県天栄村						1
合計	85	784	14		2	

町村調査結果

	3. 同行援護について					
	Q5				Q6	
	ア. 往復・院内	イ. 院内のみ	ウ. 通院以外＋外出	エ. 往復・院内とも	① ア. ある	イ. なし
青森県東北町					身体介護 有り29、なし58	
岩手県葛巻町						
秋田県羽後町						1
茨城県境町						
茨城県利根町	1					1
栃木県高根沢町				1		1
群馬県邑楽町						1
埼玉県階野町						1
埼玉県毛呂山町	1					1
千葉県酒々井町						1
東京都日の出町						1
神奈川県松田町	1					1
新潟県田上町						
長野県辰野町	1					1
石川県志賀町			1			1
福井県若狭町	1					1
三重県度会町					11270単位まで	
愛知県幸田町				1		1
滋賀県竜王町						1
滋賀県多賀町					50	
和歌山県九度山町						
兵庫県稲美町	1				20	
広島県熊野町	1					1
広島県坂町						
長崎県新上五島					42	
熊本県芦北町	1				15	
大分県日出町	1					1
宮崎県国富町					10	1
鹿児島県湧水町						
鹿児島県和泊町			1			1
沖縄県北谷町						1
茨城県美浦村	1					1
福島県天栄村				1		1
合計	9		2	2		19

町村調査結果

	3. 同行援護について								
	Q6						Q7		
	②		③		④				
	ア. ある	イ. ない	ア. ある	イ. ない	ア. ある	ない	ア. 満	イ. 丁度良	ウ. 不足
青森県東北町	1			1		1			1
岩手県葛巻町									
秋田県羽後町				1		1		1	
茨城県境町									
茨城県利根町				1		1		1	
栃木県高根沢町		1		1		1		1	
群馬県邑楽町	1			1		1			1
埼玉県階野町		1		1		1	1		
埼玉県毛呂山町		1		1		1		1	
千葉県酒々井町				1		1		1	
東京都日の出町				1				1	
神奈川県松田町		1		1		1		1	
新潟県田上町									
長野県辰野町		1		1		1		1	
石川県志賀町		1		1		1		1	
福井県若狭町				1		1	1		
三重県度会町		1	11270単位			1			1
愛知県幸田町		1		1		1		1	
滋賀県竜王町		1		1		1	1		
滋賀県多賀町		1		1		1			1
和歌山県九度山町									
兵庫県稲美町		1	20			1	1		
広島県熊野町		1		1		1			1
広島県坂町									
長崎県新上五島	1			1		1			1
熊本県芦北町		1	15			1		1	
大分県日出町		1		1		1		1	
宮崎県国富町			50			1	1		
鹿児島県湧水町									
鹿児島県和泊町				1		1			1
沖縄県北谷町				1		1			1
茨城県美浦村		1		1		1		1	
福島県天栄村				1		1			
合計	3	14		21		24	5	12	8

町村調査結果

	3. 同行援護について			4. 視覚障害移動支援事業							
	Q7			Q移-1		Q移-2					
	a	b	c	ア. 実施	イ. ない	ア			イ		
						a	b	c	a	b	c
青森県東北町		1			1						
岩手県葛巻町				1				1			1
秋田県羽後町					1						
茨城県境町				1			1	1		1	
茨城県利根町					1						
栃木県高根沢町					1						
群馬県邑楽町	1	1			1					1	
埼玉県階野町				1		1					
埼玉県毛呂山町											
千葉県酒々井町				1				1			
東京都日の出町					1						
神奈川県松田町					1						
新潟県田上町				1				1		1	
長野県辰野町					1						
石川県志賀町					1						
福井県若狭町					1						
三重県度会町		1		1				1			1
愛知県幸田町					1						
滋賀県竜王町				1		1					
滋賀県多賀町	1	1		1		1					
和歌山県九度山町				1				1			
兵庫県稲美町					1						
広島県熊野町	1	1		1						1	
広島県坂町					1						
長崎県新上五島	1	1		1							
熊本県芦北町					1						
大分県日出町					1						
宮崎県国富町					1						
鹿児島県湧水町					1						
鹿児島県和泊町	1				1						
沖縄県北谷町		1			1						
茨城県美浦村				1							
福島県天栄村											
合計	5	7		11	19	3		6		4	2

町村調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業								
	Q移-3 H25.10現在	Q移-4						Q移-5	
	人数(人)	ア 利用実人数	伴う(人)	伴わない	イ 総利用時間	伴う(時間)	伴わない	ア. 伴う(円)	伴わない
青森県東北町									
岩手県葛巻町	1	1	1			5.5		5800	2250
秋田県羽後町									
茨城県境町	5							4,000	1,500
茨城県利根町									
栃木県高根沢町									
群馬県邑楽町	1	1		1	3.25		3.25	4020	1970
埼玉県階野町									
埼玉県毛呂山町									
千葉県酒々井町	1							4000	1500
東京都日の出町									
神奈川県松田町									
新潟県田上町	3	2		2	19.5		19.5	5840	2360
長野県辰野町									
石川県志賀町									
福井県若狭町									
三重県度会町	3	1	1		1	1		4000	1500
愛知県幸田町									
滋賀県竜王町	2								
滋賀県多賀町									
和歌山県九度山町								4000	1500
兵庫県稲美町									
広島県熊野町	14	14	6	8	58	53	3		
広島県坂町									
長崎県新上五島	4	3		3	12.5		12.5		
熊本県芦北町									
大分県日出町									
宮崎県国富町									
鹿児島県湧水町									
鹿児島県和泊町									
沖縄県北谷町									
茨城県美浦村	1	1		1	8		8	4,000	1,500
福島県天栄村									
合計	34	22	8	14	94.25	59.5	38.25	31660	12580

町村調査結果

	4. 視覚障害移動支援事業								
	Q移-5			Q移-6				Q移-7	
	イ. 区分なし	ウ. その他	金額(円)	ア. 継続的	イ. 移行	a なってる	b ない	ア. してる	イ. してない
青森県東北町									
岩手県葛巻町				1					1
秋田県羽後町									1
茨城県境町				1					1
茨城県利根町									
栃木県高根沢町									
群馬県邑楽町									1
埼玉県階野町		地域生活支援事業で対応している		1					1
埼玉県毛呂山町									
千葉県酒々井町									
東京都日の出町									
神奈川県松田町									
新潟県田上町				1					1
長野県辰野町									
石川県志賀町									1
福井県若狭町									
三重県度会町				1					1
愛知県幸田町									
滋賀県竜王町				1					1
滋賀県多賀町	2100			1					1
和歌山県九度山町				1					1
兵庫県稲美町									
広島県熊野町	1900				1		1		1
広島県坂町				1					1
長崎県新上五島		30分以下800円、30分を超えて60分以下1500円 60分を超えて90分以下2,200円、以降30分700円			1		1		1
熊本県芦北町									
大分県日出町									1
宮崎県国富町									
鹿児島県湧水町									
鹿児島県和泊町									1
沖縄県北谷町									
茨城県美浦村				1					1
福島県天栄村									
合計	4000			9	2		2		16

(3) 事業所

同行援護事業所調査結果

事業所名	所在地	1. 派遣時間		2. 利用実人数			
		総数	1人あたり	総数	有り	無し	無し割合
有限会社 春光	東京都 北区	3,555	33	109	3	106	97.2%
ガイドヘルプサービス はーとあい	栃木県 宇都宮市	371	31	12	1	11	91.7%
江戸川ガイドヘルプセンター	東京都 江戸川区	2,412	32	76	6	70	92.1%
ひめヘルプ	愛媛県 松山市	3,010	28	108	3	105	97.2%
(株)談話室 新板橋事業所	東京都 板橋区	808	25	32	5	27	84.4%
NPO法人 ヒューマンライツライフビリーフ	神奈川県 平塚市	1,266	29	44	13	31	70.5%
公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	北海道 札幌市	2,311	20	113	3	110	97.3%
アイ・サポートセンター	兵庫県 加古川市	808	6	136	2	134	98.5%
ライフリー大場	神奈川県 横浜市青葉区	255	25	10	8	2	20.0%
中盲ナビックス 居宅介護事業所	東京都 中野区	1,633	31	53	3	50	94.3%
居宅移動支援事業所 TOMO	東京都 新宿区	3,375	28	120	5	115	95.8%
社会福祉法人 沖縄県視覚障害者福祉協会	沖縄県 那覇市	608	17	36	6	30	83.3%
有限会社 文京ガイドヘルプサービス	東京都 文京区	2,800	47	60	5	55	91.7%
宇都宮市障害者福祉会連合会	栃木県 宇都宮市	1,237	21	59	0	59	100.0%
川崎外出支援センター	神奈川県 川崎市川崎区	3,808	28	134	70	64	47.8%
ヘルパーセンター さんぼ	広島県 広島市	433	14	30	2	28	93.3%
特定非営利法人 視覚障害者センターつえの里	愛知県 豊田市	1,110	19	59	31	28	47.5%
エブリィー・サポート	静岡県 静岡市葵区	390	39	10	1	9	90.0%
京視協ガイドヘルプステーション	京都府 京都市	9,286	19	482	218	264	54.8%
介護ステーションこころ	埼玉県 三芳町	56	7	8	1	7	87.5%
杉並区視覚障害者福祉協会	東京都 杉並区	1,779	19	92	13	79	85.9%
ガイドヘルプ事業所しらかば	長野県 松本市	116	11	11	0	11	100.0%
あい・すまいる淀川 ヘルパーステーション	大阪府 大阪市淀川区	310	18	17	8	9	52.9%
サポートセンター なかよし	長崎県 長崎市	389	17	23	0	23	100.0%
特定非営利活動法人 みんなの架け橋	青森県 青森市	37	12	3	1	2	66.7%
大分市ホームヘルプステーション さざんか駅南事業所	大分県 大分市	97	16	6	1	5	83.3%
NPO法人 福岡市 視覚障害者サポートセンター	福岡県 福岡市	4,479	25	176	2	174	98.9%
生協ちちぶケアステーション	埼玉県 秩父市	15	15	1	0	1	100.0%
居宅介護事業部 きぼう	大阪府 大阪市天王寺区	11,301	31	363	170	193	53.2%
		58,048	23	2,383	581	1,802	81.9%

同行援護事業所調査結果

	3. 年齢別人数							
	20才未満	20才～39才	40才～64才	65才～79才	80才以上	65才以上総数	65才以上割合	80才以上割合
有限会社 春光	2	7	28	58	14	72	66.1%	12.8%
ガイドヘルプサービス はーとあい	0	0	4	8	0	8	66.7%	0.0%
江戸川ガイドヘルプセンター	0	0	21	40	15	55	72.4%	19.7%
ひめヘルプ	3	30	41	28	6	34	31.5%	5.6%
(株)談話室 新板橋事業所	1	2	5	21	3	24	75.0%	9.4%
NPO法人 ヒューマンライツライフビリーフ	0	0	2	40	2	42	95.5%	4.5%
公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	0	0	37	76	0	76	67.3%	0.0%
アイ・サポートセンター	0	1	45	77	13	90	66.2%	9.6%
ライフリー大場	0	0	0	10	0	10	100.0%	0.0%
中盲ナビックス 居宅介護事業所	0	3	18	23	9	32	60.4%	17.0%
居宅移動支援事業所 TOMO	0	9	39	58	14	72	60.0%	11.7%
社会福祉法人 沖縄県視覚障害者福祉協会	0	2	19	11	4	15	41.7%	11.1%
有限会社 文京ガイドヘルプサービス	3	15	20	18	4	22	36.7%	6.7%
宇都宮市障害者福祉会連合会	0	2	23	25	9	34	57.6%	15.3%
川崎外出支援センター	0	2	49	59	24	83	61.9%	17.9%
ヘルパーセンター さんぽ	0	2	6	22	0	22	73.3%	0.0%
特定非営利法人 視覚障害者センターつえの里	0	2	23	25	9	34	57.6%	15.3%
エブリィー・サポート	2	1	7	0	0	0	0.0%	0.0%
京視協ガイドヘルプステーション	1	6	117	241	117	358	74.3%	24.3%
介護ステーションこころ	0	0	4	1	3	4	50.0%	37.5%
杉並区視覚障害者福祉協会	0	6	24	43	19	62	67.4%	20.7%
ガイドヘルプ事業所しらかば	0	0	2	9	0	9	81.8%	0.0%
あい・すまいる淀川 ヘルパーステーション	1	1	8	6	1	7	41.2%	5.9%
サポートセンター なかよし	0	0	15	5	3	8	34.8%	13.0%
特定非営利活動法人 みんなの架け橋	0	0	1	2	0	2	66.7%	0.0%
大分市ホームヘルプステーション さざんか駅南事業所	1	0	2	3	0	3	50.0%	0.0%
NPO法人 福岡市 視覚障害者サポートセンター	0	3	69	86	16	102	58.0%	9.1%
生協ちちぶケアステーション	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%
居宅介護事業部 きぼう	0	4	93	208	58	266	73.3%	16.0%
合計・平均	14	98	723	1,203	343	1,546	58.2%	9.8%

同行援護事業所調査結果

	4. 割合	5. サービス責任者人数			6. ガイドヘルパー人数				8. 新規を断る場合	9. 希望に添えない
		総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	登録		
有限会社 春光	7～9割	6	5	1	113	2	85	26	イ	エ
ガイドヘルプサービス はーとあい	10割	2	2	0	14	2	7	5	ウ	エ
江戸川ガイドヘルプセンター	10割	3	3	0	65	3	1	61	イ	エ、オ
ひめヘルプ	7～9割	7	7	0	82	7	0	75	ウ	エ
(株)談話室 新板橋事業所	10割	5	1	4	105	2	43	60	ウ	オ
NPO法人 ヒューマンライツライフビリーフ	10割	1	0	1	23	0	4	19	ウ	カ
公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	10割	4	2	2	80	0	40	40	ウ	オ
アイ・サポートセンター	10割	3	5	0	40	5		40	エ	エ、オ
ライフリー大場	10割	1	1	0	15		13	15	ウ	カ
中盲ナビックス 居宅介護事業所	7～9割	2	2	0	60	2	2	56	ウ	カ
居宅移動支援事業所 TOMO	7～9割	4	4	0	179	0	0	179	ウ	エ
社会福祉法人 沖縄県視覚障害者福祉協会	7～9割	4	1	3	18	0	0	18	ウ	エ
有限会社 文京ガイドヘルプサービス	7～9割	5	5	0	70	10	0	60	ウ	エ
宇都宮市障害者福祉会連合会	7～9割	2	2	0	28	0	0	28	ア	エ、オ
川崎外出支援センター	7～9割	5	5	0	150	0	150	0	ウ	エ
ヘルパーセンター さんぼ	7～9割	2	1	1	22	1	1	20	ウ	エ
特定非営利法人 視覚障害者センターつえの里	7～9割	4	5	48	53	5	0	48	ウ	エ
エブリィ・サポート	7～9割	1	1	0	9	1	8	0	ア	オ
京視協ガイドヘルプステーション	10割	14	9	5	451	0	5	446	イ	ウ、エ
介護ステーションこころ	2～3割	1	1	0	6	3	0	3	ウ	オ
杉並区視覚障害者福祉協会	10割	2	2	0	81	2	5	74	ウ	オ
ガイドヘルプ事業所しらかば	1割以下	1	1	0	42	2	1	39	ウ	エ
あい・すまいる淀川 ヘルパーステーション	2～3割	3	2	1	24	4	0	20	ウ	エ
サポートセンター なかよし	4～6割	2	2	0	12	6	6	0	ウ	カ
特定非営利活動法人 みんなの架け橋	1割以下	3	3	0	5	5	0	0	ウ	エ
大分市ホームヘルプステーション さざんか駅南事業所	1割以下	5	5	0	33	11	3	19	ウ	ア、エ
NPO法人 福岡市 視覚障害者サポートセンター	7～9割	8	6	2	116	5	105	6	ウ	エ
生協ちちぶケアステーション	1割以下	4	2	2	3	0	2	1	イ	ア
居宅介護事業部 きぼう	10割	14	14	0	150	29	121	0	ウ	エ
合計・平均										

同行援護事業所調査結果

	10. 月収	11. 基本時給		12. 理由	13. 見通し	14. ガイドヘルパー現任研修			
		伴う	伴わない			回答	回数	出席総数	参加率
有限会社 春光	5万円以上	1,650	1,100		ア	ア	2	30	30
ガイドヘルプサービス はーとあい	2万円～3万円			ウ (1100円)	ア	ウ			
江戸川ガイドヘルプセンター	3万円～5万円	1,700	1,100		ア	ア	2	40	80
ひめヘルプ	3万円～5万円	1,350	1,050		ア	ア	4	150	35
(株)談話室 新板橋事業所	3万円～5万円	1,500	1,200		ウ	イ			
NPO法人 ヒューマンライツライフビリーフ	5万円以上	1,200	920		ア、イ、 ウ、エ、カ	イ			
公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	3万円～5万円	1,500～ 1,875	1,000～ 1,250		キ	ア	1	35	90
アイ・サポートセンター	3万円～5万円			ア、ウ、エ (1000円)	イ	ア	1	20	50
ライフリー大場	3万円～5万円			ア、イ、ウ、エ (1200円)	カ	ウ			
中盲ナビックス 居宅介護事業所	3万円～5万円	1,700	1,300		ア	ア	4	101	42
居宅移動支援事業所 TOMO	3万円～5万円	1,750	1,100		イ	ア	1	32	18
社会福祉法人 沖縄県視覚障害者福祉協会	3万円～5万円	1,300	1,130		イ	ア	1	6	33
有限会社 文京ガイドヘルプサービス	5万円以上	1,800	1,200		イ	ア	11	43	61
宇都宮市障害者福祉会連合会	5万円以上			イ、エ (1100円)	イ、エ	イ			
川崎外出支援センター	3万円～5万円			ア、ウ (1100円)	ア	イ			
ヘルパーセンター さんぼ	3万円～5万円			イ、ウ (1120円)	ア	イ			
特定非営利法人 視覚障害者センターつえの里	2万円～3万円	1,070	1,020		エ	ア	2	53	80
エブリィー・サポート	3万円～5万円			オ (1000円以上)	イ、ウ、 エ、カ	イ			
京視協ガイドヘルプステーション	2万円～3万円			ア、イ、ウ (900円)	イ	ア	1～2	250	55
介護ステーションこころ	1万円～2万円	1,350	1,100		エ	イ			
杉並区視覚障害者福祉協会	3万円～5万円	1820 +1400	1300 +1000		イ	ア	2	60	37
ガイドヘルプ事業所しらかば	2万円～3万円				エ	イ			
あい・すまいる淀川 ヘルパーステーション	3万円～5万円	1,000	800			ア			
サポートセンター なかよし	1万円～2万円	1,433	702		エ	イ			
特定非営利活動法人 みんなの架け橋					エ	ウ			
大分市ホームヘルプステーション さざんか駅南事業所				ア、イ、ウ (1000円 ～1100円)	エ	ア	1	20	
NPO法人 福岡市 視覚障害者サポートセンター	3万円～5万円	1,500	1,200			ア	2	116	100
生協ちちぶケアステーション	5万円以上			ア (1080円以上)	エ	ア			
居宅介護事業部 きぼう	5万円以上			ア、イ、ウ (1000円)	キ	ア	3	158	78
合計・平均									

編集後記

本事業は視覚障害者がいつでも、どこでも、より安全に、より安心して社会参加ができるか可能性を含んだアンケートでした。

ご協力をいただきました都道府県並びに市町村、同行援護事業所、視覚障害者当事者の皆様に感謝申し上げます。

日本国内に在住する視覚障害者にこの制度が等しく利用できれば自立と社会参加のにとっては大きな一歩となりますがその道は厳しく転勤や引っ越しなどで行政区域が変わればサービスも変わるのがこの制度の特徴です。

今一つ大きくガイドヘルパーの増加を妨げているのが資格の内容である。ガイドヘルパーの能力を高く求めれば求めるほど人は集まらないし、報酬も少なく安定した収入は保障されないし、事業所としての経営は不安定となり利用者に安定した同行支援はできなくなっているのがアンケートの結果で明確となりました。

この結果を、国及び都道府県、並びに市町村の担当部局は見すごさず早急に対応を望みます。

また、視覚障害者も外出の安全、安心をヘルパーに委ねるのではなく、歩行訓練を受け白杖を使用すべきと思います。その結果、ヘルパーの負担は軽減され安全、安心した移動が保障されます。

最後になりましたがこの実態調査が全ての関係者にお役にたてることを願っております。

